社会臨床雑誌

1996年10月13日　　第4巻第2号

はじめに ..... 日本社会臨床学会編集委員会 ..... (1)

【日本社会臨床学会第4回総会報告】
記念講演　絵空事からのメッセージ ..... 十河　雅典 ..... (2)
シンポジウムⅠ　カウンセリングと人間関係 ..... (13)
シンポジウムⅡ　資格と人間関係 ..... (23)
シンポジウムⅢ　情報機器と人間関係 ..... (33)
日本社会臨床学会第Ⅱ期中間総括 ..... (46)
日本社会臨床学会第Ⅱ期会計報告 ..... (49)

義肢装具の社会的考察（1） ..... 渋谷　典子 ..... (51)
母子関係論の素顔（3） ..... 小沢　牧子 ..... (59)
「障害」と民族の葛藤のなかで（2） ..... 大場　雅夫 ..... (69)

〈「映画と本」で考える〉
映画『眠る男』を観て ..... 寺田　敬志 ..... (85)
『精神病者の死刑執行』を読んで ..... 山下　恒男 ..... (87)
『他者への眼ざし　「異文化」と「臨床」』を読む ..... 若林　実 ..... (93)
『障害児教育のパラダイム転換－統合教育への理論研究』を読みつつ考える（4）
..... 林　延哉 ..... (95)

〈“ここの場所”から〉
公教育批判再考中… ..... 斉藤　寛 ..... (101)
「バリアフリー三重」活動の経過 ..... 河瀬　光 ..... (104)
精神を病んで ..... 小川　正子 ..... (106)

投稿のお願い ..... (111)
編集後記 ..... (112)

日本社会臨床学会編集

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

4月に第5回総会を開催してから、もう5ヶ月が経ってしまいました。今になってやっと総会の様子をお伝えできるわけで、遅くなって申し訳なく思っています。それでも内容的には十分に楽しんで頂けるのではないかと思っています。もうひとつ遅れ馳せながら、水戸の実行委員の方々に改めて．．ご苦労さまでした。

さて、本号は第5回総会（水戸）特集号ですが、投稿文が今回は3本あります。これは、編集委員としては何よりもうれしいことです。それだけに、雑誌の発行をきちんとしていくべきだと改めて反省しています。

第5回総会特集については、十河さんの記念講演を皮切りに3つのシンポジウムの報告と、中間総括および会計報告を掲載しました。今後は、総括と会計報告はニュースではなく雑誌でお知らせしていく予定です。十河さんの記念講演には、写真入りのページをつくってみました。記念講演の趣旨を伝えていきたいと考えたのですが、どんな印象をお持ちになったでしょうか？　シンポジウムⅠ『カウンセリングと人間関係』・シンポジウムⅡ『資格と人間関係』・シンポジウムⅢ『情報機器と人間関係』はどれも社臨にとっての礎石になるテーマであったり、今後ぶつかるテーマであったりしています。それだけに、今回の討論でもまだ不充分ですし、今後さらに検討を積み重ねていくことが求められているところだと思います。みなさんからの意見も届けて頂けたらと願っています。

連載論文は3本。大場さんの『民族と障害の葛藤のなかで』（2）は投稿論文です。今回で終了ですが、これを契機にいろいろな議論が起きてくるといいなと考えています。小沢さんの『母子関係論の素顔』（3）も今回で終了。女性＝母という等式でひとつの性を閉じ込めていく社会のからくりをわかりやすく解き明かしてくれていました。渋谷さんの『義肢装具の社会学的考察』（1）は大作の修士論文に加筆修正したもので、ご自身の生のありようを把らえることから生まれた論文のように思います。今回は第一回目です。

＜映画と本で考える＞には、寺田さんが小栗康平監督の『眠る男』を情景が眼に浮かぶような自然なタッチで評しています。林さんの連載書評『障害児教育のパラダイム転換』も今回で最後。ご苦労さまでした。若林さんの『他者への眼ざし　「異文化」と「臨床」』の書評は投稿です。山下さんの『精神病者の死刑執行』という本の書評には、一つの究極的な問題設定の中で、私たちが課題としなくてはならないいくつかの諸問題を提起しています。

＜ここの場所から＞には3人の方が寄せています。小川さんは「精神病」者の立場から自分の半生を投稿してくれました。斎藤さんは公教育批判というご自身のテーマを研究ノート的にまとめています。河瀬さんは昨年の「三重の集会」に続いて結成された「バリアフリー三重」の活動の報告を送ってくれています。

社会臨床雑誌第4巻第2号（1996.10.）
日本社会臨床学会第4回総会（1996年4月28～29日）報告

記念講演　絵空事からのメッセージ

十河雅典（茨城大学）

画家のイメージ

私は画廊で展覧会を開きまして、部屋の隅に座っおりますと、だいたい画家にはみられませんで、画廊の事務の人と思われてしまいます。私の絵と、作者本人のギャップがとても大きいと、いろんな方がおっしゃるのですが、多分その通りなのではないかと思います。

一般的に画家のイメージは豪放磊落で酒飲みで、女癖が悪く、ふだん私たちが着ないような服装を身につけている、というものでしょうか。そのような画家のイメージは、大正デモクラシーの頃に日本に紹介されたパリを中心に活躍した画家たちのもので、社会の規範からちょっとズレたはみだし者というような形で日本に定着し、それがいまだに私たちの画家のイメージを形成していると思います。

少し新しくなりますと、くわえ煙草にジーパンをはきまして、ジャズを流し激しく体を動かしながら絵を描くというようなタイプのイメージが作られてきます。戦後圧倒的なアメリカ文化の影響の中で美術も例外ではありませんでした。１９５０年代のニューヨークの画家で抽象表現主義の作家と呼ばれた人たちがいます。倉庫を改造した大きなアトリエで、ジーパンにくわえ煙草で、絵具にまみれて、といった格好が輸入されたのです。

私たちは近代日本にあって、一枚の絵を読み取る中で眼差しの歴史を形成してきました。ここ百数十年の歴史の中で、例えば画家のイメージということも含めて、「見る」ということに対して私たちはどういう価値観を持ってきたか、あるいは持たされてきたかということを、前半のお話としたいと思います。そうして後半ではビデオで私の作品を紹介いたしますので、それを御覧になって頂いたあと、私が「絵」らしきものを作っている理由をお話ししたいと思います。私は表現者であって、研究者ではございませんので不正確なところや誤りもあるかと思います。全体として意のあるところをおくみ取り頂けますようお願い申しあげます。

日本洋画の成立

現在の日本の画家のタイプを大きく区分けして考えてみますと、まず洋画で団体展に所属していらっしゃる方、たとえば、日展、在野では二科展などに大体年１回秋に作品を発表するタイプの方がおります。それから洋画に対して日本画を描かれる方。これも大抵は団体に所属しております。もう一つは、いわゆる現代美術の作家たちであります。団体に属している方もありますけど、最近は私のように無所属で勝手に絵を描いて何処かで発表するというタイプも増えてまいりました。ひと口に画家といっても様々な立場をとる人たちが混在しているわけで、こうした現状に至るまでの道筋を少し探ってみたいと思います。

まず、洋画はどのようにして始まったかということでありますけれど、近代国家としての日本が誕生する時に、前近代の伝統的な眼と、それから輸入された近代の眼との葛藤が、当然ですが存在いたしました。日本人で最初に洋画（油絵）を始めたのは高橋由一ということになっております。厳密に言いますとそれ以前にも油絵を描いた人はおりますが、油絵具や画材という未知の道具を自分で作り、西洋の理念としての絵画を本格的にはじめたのは高橋由一であります。彼は幕末に下級藩士の息子として生まれました。狩野派に学びますが、ある時オランダの美術書に触発されまして、直ちにその迫真力、つまり伝統的な西洋の理念である写実主義を自ら実行しようとしたのであります。有名な彼の絵には切手になっております鮭の絵があります。鮭が一匹真ん中から腹を切られて、切身がむき

出しになってぶら下がっている絵です。その他にも花魁やちょん髷姿の自画像もあります。花魁やちょん髷は浮世絵でお馴染みですが、油絵具でこれを描きますと、何か異様なドロドロした不気味な作品に仕上がっています。伝統な美意識と移植された西洋の美の概念が葛藤し、混沌の中に共存する様が見てとれます。ともかくもそのようにして日本の洋画は始まったということでございます。その後、山本芳翠は浦島太郎伝説をもとに油絵を描きました。西洋の歴史画の方法を日本に移植しようという試みです。しかしそれは今見ると何か一種レビューのようなもので、海の上で大きな亀と、それから裸の女の人たちが大勢泳いでいる奇妙な油絵なんです。技術は上手いんですが、油絵具で、直ちに日本の風土や伝説を描けば日本式洋画の完成とはならないことを示していると思えます。

近頃１２チャンネルの「何でも鑑定団」という番組が視聴率を上げているようです。あそこに出てくるのはブリキのおもちゃとか西洋アンティークなどがありますが、大方は江戸以前の掛画骨董であります。私たちは教育の中で焼物の見方、掛軸の見方、そういうものは普通教わっておりません。しかし番組を見ておりますと、何故かこれは良いとか、これは高そうだとか、あれは偽物じゃないかなどとある程度判る力がございます。これは広い意味での教育の中で、つまり家族や地域という場でそのような眼が受け継がれているからであります。しかし学校教育の現場では西洋の美術を規範とする教育が行われてまいりました。はたして、そうして教育され、国家理念として輸入され、移植された制度・技術・材料などは、百数十年かけて日本に根付いたかというと、それははなはだ疑問と言わねばなりません。経済や工業は旨くいったかも知れません。しかし美術表現の上では油絵具一つとっても、それは西洋の人々のように感性に密着した素材として使いこなすことができず、伝統の眼と近代の眼の葛藤は現在も複雑な様相で続いているのです。

近代日本が選択した眼

美術のヒエラルキーが作られる過程で教育と国家が介入してきたという話を少し致します。まず、教科書ですが、日本ではじめに作られました美術の教科書は鉛筆画のための教科書で、これは西洋の物の見方、つまり、物を描くにあたって明暗と、幾何学的遠近法によって描くという、科学的な描き方を参考にしたものであります。日本にはそのような物の見方は、一応明治まではございませんでした。それまでの日本には明暗にかわって、ぼかしの濃淡が、幾何学的遠近法にかわって東洋の独自な遠近法が存在しておりました。ですから近代国家たらんとする日本が取り入れようとした美術は、世界史的に見ればヨーロッパ近代という、一地方の、一時期のある意味では特殊なものであったと言って良いかと思います。そうした考えに、私たちは明治の初めに遭遇し採用したということであります。

ここからは美術教育史の金子一夫さんの受け売りですが、教科書を作るにあたり、日本人はイギリスの教科書をお手本にいたしました。1850年から70年ぐらいまでのイギリスの教科書は建築、もしくは建築に付属する装飾デザインを教えることが中心になっておりました。日本人は何故かイギリスが国で定めたこの教科書は取り入れませんで、当時の傍流、在野の美術教科書を参考にいたしました。その教科書は、イギリスの上流婦女子を相手にしたエレガンス教育のための、人物画や風景画を描く描き方を中心にしたものです。日本の美術教育の選択眼はそのような選択を行い、イギリスの教科書をつまみぐい的に引用しながら作られていったのです。

一方、画家はイギリスに留学した者は少なく、だいたいはパリに留学いたしました。パリでどういう人に師事したかといいますと、それはアカデミーの保守的な画家に教えを乞うたのです。印象派の画家はアカデミーに抗して台頭し、後の20世紀美術の主流となる運動に繋がってゆくのですが、日本人はこの時点で印象派の画家を師とすることはありませんでした。後の20世紀美術が否定し乗り越えようとする価値観を母体とした曖昧な地点から日本の洋画はスタートしたのです。私たちの内なる伝統の眼が何を選択していくかということにあたって、ねじれ現象を呈しながら西洋美術は移植されていきます。しかもその指導者は誰か

というと、中心になるようなはっきりした人物が存在したというわけでもなくて、近代日本を作ろうとする開拓者の一人一人が無意識的に自覚して総合的な流れをなしていったようなのです。そしてもう1つ驚くことは、ヨーロッパ近代の美術を学ぼうというならば、やはりその根っこはルネサンスでありますから、画家はイタリア留学を目指す筈です。ところが視察団はローマを素通りしてしまいまして、ローマやフィレンツエに留学し、日本の美術界に大きな影響を与えた画家は殆ど出てまいりませんでした。ヴァチカンやキリスト教美術の本質を切り離して、食べ心地の良いところだけをつまみ食いするように日本の油絵は出発したと言ってよいかと思います。そしてここから作られた眼差しの歴史は今につながって私たちの身体に多分焼きつけられていると思われます。

内向きの日本の洋画

印象派の展覧会をやりますと今でもどっと人が押し寄せます。画集を出版するときは第1巻は印象派の絵描きと相場が決まっています。印象派の絵画から私たちが受ける感じは、明るい光、そして、暖かい色、家族や生活をテーマとした、いわゆるブルジョアジーの日常を肯定するような価値観に満ちた、やさしい、やわらかい絵ということで、銀行のカレンダーに使われる、一般に受け入れられやすい絵と考えられます。

ところが印象派の絵画は発表された当時はパンクな絵でありました。アカデミーののっぺりした、でこぼこのないマチェール、神話や歴史を主題とした大構図の絵から見ますと、印象派の絵はおおかたは小さく、未完成に見え、絵のテーマとしては見慣れない卑近なものを描いておりまして、それは既成の価値観に対する野蛮な挑戦であったわけです。そのような部分は日本に紹介されるときは、全く捨象されまして、うわっつらの美しく居心地のよい部分だけが定着し、私たちは現在もその眼差しを抱いているところがあるのです。

大正時代になりますと、印象派以降の様々な美術のイズムが輸入されまして、たちまちその影響を受けあと追いする作家が出現いたします。これを新興美術運動といっておりますが、反体制的な作風と見なされることが多く、官憲に弾圧される、そういう歴史がありました。しかし、その表現の根幹を問いますとそれはヨーロッパの人々が生み出した思考を日本に移植して、そのものまねをしたということに尽きてしまうのではないでしょうか。自分自身の足元を見つめ、そこから独自の理念をつくり、問題意識を深めていったとはいいがたいのです。

昭和に入って1930年代になりますと日本主義と呼ばれる作家たちがあらわれます。安井曾太郎、梅原竜三郎、そういう画家たちです。安井曾太郎の絵で皆さまよく御存知なのは、「金蓉」という絵ではないでしょうか。中国服を着た女性が椅子に座っている絵、それほど大きなものではありません。梅原竜三郎の代表作は、「紫禁城」とか「北京秋天」などの風景画であると思います。これらの絵は日本人による日本近代洋画の確立を目指したもので、その筆の扱い方が水彩画のように大きな、さらっとしたタッチで描かれております。安井、梅原は生前は神格化されておりまして巨匠という言葉で語られておりました。中国、あるいは中国風のモチーフを描いたこれらののびやかな絵を眺めておりますと、私には絵の背景に何か血生臭い、戦争を背景とした社会状況が浮かびあがってくるように思えます。大陸侵略への秘やかな情熱というものを読みとるのは私一人ではないと思います。そのようにして近代日本洋画はひとつの到達点を迎えたのでした。

ヴェネチア・ビエンナーレという展覧会がございます。ベニスで2年に1度行われている美術のオリンピックとも呼ばれている展覧会で、去年で100周年を迎えました。敗戦後しばらくして日本はこの展覧会にはじめて参加いたしました。安井、梅原を代表とする作品を日本は出品いたしましたが、その結果は、欧米の美術界はこれを黙殺いたしました。安井、梅原両先生の絵は勿論国内で評価は高く、現在の商品価値もべらぼうな値段がついておりますが、しかしこれは私たちの国内だけで通じるものなのです。

国家と美術

次に美術表現への国家権力の介入についてお話しい

たします。まず国家主導の展覧会を内国勧業博覧会ととして、つまりは産業振興策として明治政府が開催いたしました。後に文部省主催の文展がつくられ、美術の価値は国家によって決められるという、価値の一元化がはかられました。文展に入選しなければ--人前の作家として認められないということになったのです。その文展は後に帝展となり、敗戦後は日展となりました。その日展も、国家が介入することへの批判を受けて、財団法人日展となり現在に至っています。またそのひな型のように県展とよばれる展覧会が各県にございまして、日展に似て上昇志向を煽るような構造になっております。最初に入選しまして、入賞後、会友、会員となり、審査員になって、委員になるというような構造になっております。必ずしも上の位になった作品がすばらしいとは限らないわけですが、何故か官僚構造に似た組織になっておりまして、全国に存在しています。このような団体展の多くは、19世紀後半から20世紀前半にかけてのヨーロッパ美術を日本風に焼き直した絵画を、いまだに再生産している傾向にとどまっていると私は思います。1960年位までは団体展が日本の美術をリードする大きな力となったところもあると思いますが、それ以降はクリエーティブな価値を生み出し、現実に対応するような理念を生み出していくことはなかったのではないでしょうか。しばらく前から大新聞では、団体展の批評が消えてしまいました。それまでは必ず秋の公募展として三大新聞をはじめとした美術記者が、その年の批評を詳細に載せておりましたのですが。

地方に住んでおりますと、いまだに県のレベルでは県展が私たちの眼差しの歴史に大きくかぶさっていると感じることがあります。特に中学生や高校生を対象にした県展がありまして、その県展に美術の先生が子どもたちを入選させますと、その先生は優秀だと、そういう尺度として利用されているというようなことがあります。価値の一元化への流れは、目に見えない形でいまだに私たちの意識の隅に存在し続けているのだと思います。

ところで、第二次大戦後の美術、いわゆる現代美術は、どうも権力には好かれていないようです。権力は自分たちの権威づけに現代美術を利用できないということを、すばやく察知しているのではないでしょうか。現代美術は自己言及的、体制批判的な性格がありますので、国家の意志を体現するには、どうもふさわしくないとみなされているかと思います。しかし大阪万国博では現代美術の多くの作家たちが動員されましたし、現在ではファッションとして消費されようとしておりまして、注意して観察していかねばならないと思います。

戦争画の問題

教育の面とそれから国家が介入しながら、美の規範化が進められてきたという眼差しの歴史を申しあげてきましたが、最後に1つつけ加えますと、戦争画という問題があるかと思います。戦争画というのは、勿論従軍画家が日中戦争や太平洋戦争の様相を作戦記録画として描いたものです。サイズはだいたい200号（1.92×2.6m）程度の大きなもので現在は国立近代美術館の地下に153点収蔵されているとのことです。数点ずつ、近代美術館に展示されておりますが、全部まとめて公開されたことはありません。昨年は戦後50年ということで、戦争画とは一体我々にとって何だったのだろうということを検証しようとする美術館の企画があったようです。しかしそれは何処かの時点で潰されてしまいまして、私たちは戦争画の全容を、私たちの眼差しの歴史として冷静にこれを見、資料をつくり、その絵画的価値を判断するということが、研究の上でも、展示の上でもなされておりません。

戦争画を描いたことはけしからんとか、あるいは戦争を描くことに抗して筆を折った人は希であったとかいうことは1つおいておきまして、戦争画を描く状況の中で、多くの洋画家が自分の表現スタイルを捨て、リアリズムといえばきこえはいいんですが、安直な写実主義に陥ったことは問題であると思います。絵画の表現スタイルは、文章作家にとっての文体と同じように、その人の人格そのものでありますから、いきなり自分の文体を捨ててしまうことは、表現者としては考えられないわけであります。しかし、なぜか戦争画となりますと、支給された油絵具で、大画面、大構図の

写真のような写実画を描き、それまで自分が築いてきた方法論を放棄しているのです。鶴田吾郎という画家は、自分は絵描きであって思想家ではないから、どういうものでも与えられれば喜んで描くのだという意味の発言をしています。宮本三郎の戦争画の傑作といわれている「山下、パーシバル両司令官会見図」は何をもとにして描いたかといいますと、これは当時の現場の写真が残っております。ほとんど写真の内容、構図と変わっておりません。安井曾太郎に学び、独自の画風を模索していた人が、写真を引き写したような絵を描いたことに、私は苛烈な時代の中に在って表現者であり続けることの難しさ、恐ろしさを見る思いがいたします。

くりかえしになりますが、戦争画を絵画として評価する、あるいは学問の対象として、歴史的な社会の記号としてその全容を公開し検証することが50年の間に1度も実施されていないということは、私たちの眼差しの歴史の大きな問題点であるといえましょう。

戦後日本の美術運動

戦後の美術ということになりますが、それは圧倒的にアメリカの美術、これが日本に移植されました。戦前はヨーロッパの美術の移植であり、戦後はアメリカ美術の移植で自己の生活から沸出する思想はなかったのかと問い掛けたくなります。ここで洋画だけでは充填できない眼差しの欠落部分を補完することとなる日本画という概念、江戸時代以前の日本の絵画とは異なる新しい概念としての日本画について述べる必要があると思われますが、時間の関係でこれは別の機会に譲らせて頂きます。

20世紀の美術の特徴を一言で申しあげますと、要素還元主義と言ってよいかと思います。戦後アメリカの美術ではこれが極端に進みまして、抽象表現主義からミニマリズムに至り絵画を成立させるぎりぎりのところまで還元してしまう作風がおこりました。70年代の初めには絵画は死んでしまってやることがないというような、近代の終焉を告げる言説もあらわれました。それでも現代美術の表現は続き、それなりに日本独自のものと評価される作品も出現いたしました。

1955年に芦屋で具体美術の野外展が開催されました。具体美術の主催者は吉原治良という画家でした。彼は戦前から活動しておりまして日本の抽象画のパイオニアでありましたが、戦後民主主義が日本に定着する時点で、美術を人間と物質が率直に出会う場と考え、今までにやったことのない、おもしろいものを作るという原理で、素朴な表出性を尊重しながら、若い人たちと共に運動を展開させました。初期の具体美術は制度化された美術とは無縁の次元で表現が展開されました。その中の特徴的なものをいくつか紹介しますと、白髪一雄という作家は、何トンもの泥と水を地面にぶちまけて、その中で裸になって泥と格闘するという作品をやりました。その後、絵を足で描く方法を発明しまして、ターザンのようにロープでぶら下がり足で絵具をキャンバスの上に伸ばしてゆくやり方で絵を描きました。こういうふうに言いますと、ちょっとばかばかしいような気がするかもしれませんが、しかしこの方法論には美術の制度を解放する柔軟な姿勢が存していると思います。村上三郎は、紙を貼った十数枚の襖を、一気に駆け抜けて突き破る作品をつくりました。これも思わず笑ってしまうかもしれませんが、絵画の内包している空間や時間、行動の軌跡などに対する考え方をラジカルに変革していく精神を宿している行為でした。吉原治良は、晩年禅画のような巨大な円をただ1つ描いた抽象絵画を連作しました。1993年のヴェネチア・ビエンナーレでは具体美術の野外展が顕彰、再現され、吉原治良の回顧展も開催されました。

その後、読売アンデパンダン展を発表の場にした反芸術運動がおこり、美共闘の運動があり、70年代のもの派があらわれました。これらの表現群は、それなりに日本固有の社会を見つめ、生活の中から思想としてくみ取れるような表現をしてきたと思います。しかしこうした歴史と、その後に続く作品について、社会や教育の場で語られることは少なく、もう少し一般の方が好奇心をもって、熱い眼差しで評価して頂けたらと思っています。

さて、ここまで近代日本の美術を駆け足でお話ししてまいりまして、大言壮語した後で、卑小な自己を語る、そういうことになるかと思いますが、ビデオで私

が画家らしき者として何をやってきたかということを、ちょっと見て頂きたく思います。

（16分間のビデオ上映）

私は水戸芸術館で2～3月に開催されましたディアロゴス「現代性の条件」展に参加いたしました。そのカタログのこれはコピーです。私の略歴と、それから右側には森田義之さんという方、美術史の専門家でありますが、私の作品について論評して頂きました。その次のページは、「4つの企業名とYEN」という作品です。ソニーとトヨタとＪＲとＮＴＴ、それに読みにくいのですが、YENという字が描いてあります。そういうものを寄せ集めた巨大な看板のような4×7m位の大きさの作品です。その次にありますのが、絵・空・事という文字を描い作品です。高さが2mで幅が6m近くあるものです。この作品がいちばん最近に描いたもので、それで今日のお話しのタイトルを「絵空事からのメッセージ」とさせて頂きました。私のやってまいりました、たかだか20年くらいのことなんですけれど、作品制作についての動機などをお話しさせて頂きます。

企業に勤める

私は1969年に電通という会社にデザイナーとして入社いたしました。近代デザインは、人間と道具、人間と情報、そのよりよい関係を築こうとする理想がありましたが、学生の頃はそのような理想を漠然と信じておりました。そしてもっぱら造形的な側面から広告作品を1つの造形作品として、印刷物は一種の版画でありますから、そういう造形的な物であって、表現としての可能性があるものと信じて入社しました。

私は4年その会社に勤めて辞めましたが、それは広告づくりが造形というよりは利潤追求の原理でできているということに失望したからという理由だけではありません。一番の辞めた原因は、研修を終えて配属されてから一週間目に、ディレクターにある企業の広告を作るように言われまして、何となくこんなものかなあと思って気楽に作りましたら、一週間たって、朝日、毎日、読売の朝刊に大きくその広告が、ばんと出ておりまして、で、びっくりいたしました。その広告とは私が作ったということは、読者は知らないわけであります。しかし、私は自分の感受性や考え方が、いってみれば表現というものが、なぜか公のものとして、3大新聞に載っている現象に奇妙な違和感を覚えました。公の表現とされるものを作る資格を、あるいは他者を動かそうとする表現に携われる資格というものを、どうして自分は持つことができるのだろう。それは電通という企業に入ったからそんな力を授けられたんだろうか、なんていうことに悩んでしまいました。

世の中を大きく動かした広告を思いつくままにあげてみます。戦前では「欲しがりません　勝つまでは」、戦後は「大きいことはいいことだ」「モーレツからビューティフルへ」など。これらの広告はいってみればその時々の国策を体現したものであります。出来の良い広告とはこうしたものなのでありましょうが、昨日まで学生であった自分が、その感受性を3大新聞に載せてしまうことには、ちょっと信じられないためらいがありました。個人としての自分は広告の表現に責任は負えないなと思いました。それが辞めようとした第1の理由です。2番目の理由は、自分の感覚、考え方に馴染まない広告を作らねばならない状況があらわれたことです。例えば原子力発電所への理解を深めるための政府公報。また私が決して投票することがないであろう人物の選挙公報スタッフというような仕事です。その時思ったのは、先程お話ししました戦争画であります。画家は絵を描くものであって、どんな仕事だってそれは思想の話じゃないんだから、いい仕事をすればそれでいいんじゃないかという考えが、頭をよぎりました。デザイナーは単なる技術の切り売りをする職人であるのだろうか、そうした事柄に迷って辞めてしまったんです。

脱サラしてヨーロッパへ

その頃会社を辞めることが流行しておりました。普通は脱サラしてデザイン事務所を開設するとか、ペンションを経営するとか計画があるんでしょうが、私は何もありませんで、何となくパリに行きまして、しば

らくしてマドリッドに落ちつきました。そこで自分自身の作品を作ろうと思いましたが、何をやっていいか分からない自分には何もないわけです。ふと納豆の偽ポスターを作ろうと思いまして、それで仮面の男が口から納豆を吹き出していて、上部にNATTOというロゴのある作品をつくりました。ポスターなんだか絵なんだかわけの分からないもので、自分としては自画像を描いたつもりでした。そんなNATTOの絵を5，6枚は描きました。

話が前に戻りますが、パリに着いて数日後、友人と蚤の市に行きましたら、アンティークの店に1枚の絵が出ているのに目がとまりました。その絵は、和服の日本婦人が横向きに正座しまして、生け花をしている、そういう絵でした。上手い絵だなと思ってそばに寄ってみますと、サインが＜SABURO MIYAMOTO 1939＞となっておりまして、それは明らかに宮本三郎の絵でした。店のおやじさんに尋ねると、もう1枚同じ大きさの絵が出てきました。これはヨーロッパの女性で、正面を向いた裸婦です。1939年の宮本三郎は、安井曾太郎の影響を脱しまして、いわゆる宮本調と呼ばれる華麗な絵画に移行する、その移行期であります。西洋と東洋のテーマを対比させまして、新たな自分の価値観をさぐるような、出来のよい真摯な作品だと私は思いました。宮本三郎はヨーロッパではその名が知られておりませんから、比較的安くそれを購入いたしました。宮本三郎には報告のつもりで写真を添えた手紙を出しましたが、返事はありませんでした。それはあとで考えてみますと、宮本三郎はその頃二紀会の重鎮でありまして、日本美術界の最高権力者の一人でありましたから、一介のわけのわからないやつから手紙がきたからといって、すぐに自分のお墨つきを与えることはしない、しかるべき画商を通さないと話をしないという、いわば雲の上のお方であったということなのでした。

その絵を2枚、パリの友人宅の壁に並べてみて、私にはそれなりの感慨深いものがありました。1939年、パリに留学し、東洋と西洋を対比させ、自らの画境を切り開こうとしていた画家が、その後数年してあのような戦争画を描く、戦後は女優さんなどをモチーフに人気作家となって、画壇の頂点に立つ。画家になること、画家として成功することとは何なのだろうか、まあそんな感慨であります。

比較のしようもありませんが、私ははばかばかしいNATTOの絵を描いて帰国したのでした。

プライベイトポスターから絵画へ

帰ってまいりまして数年して、NAAC展というコンクールにポスターを出品しました。それが先ほどビデオで紹介いたしましたポスターの三連作「ファシズムとコミュニケーションとサバイバル」です。これはプライベートポスターということで、私があなたにあげるポスターです。ポスターは普通、組織が不特定多数の人を対象として印刷するものですから、プライベートという考え方がそもそも矛盾しているわけです。そういうものを作って自分のデザイナーとしての生活は終わりにしようという気持ちで出品しましたら、これがなぜかグランプリを受賞いたしました。

このポスターの3つの物語を要約しますと、まず全体主義の世界に私たちは住んでいるという設定があります。これを作ったのは、1980年ですが、私はその頃何となく、ソフトな真綿で締め付けられるような全体主義に日本は陥っているのでないか、漠然と感じておりました。後に、藤田省三という方の本を読みまして、全体主義は3つの局面にあらわれる、戦争、政治、そうして最後には生活の局面でそれはあらわれるという意味のことが書かれておりまして、納得するところがありました。あらゆるものを消費しつくす、その原理から逸脱することは許されない、そういう意味での柔らかい全体主義に覆われているという思いがありまして、まず「ファシズム」を作りました。次に「コミュニケーション」、他者に呼びかけようとするポスターを続けました。今思うとこれはセンチメンタリズムであります。最後に「サバイバル」、これは核戦争後に生き残った少数の者が逆説的にユートピアを誕生させる、そのような結末になっております。この頃からアニメやまんがなどで、この種の終末観、つまり最終戦争により世界は滅んで、その後にユートピアができる、そういうストーリーが出てまいりました。私はグ

NATTO, 82×65cm, 1973年

ダイドコロビショビショ, 182×227cm, 1986年

秋草人物図，180×270cm，1992年

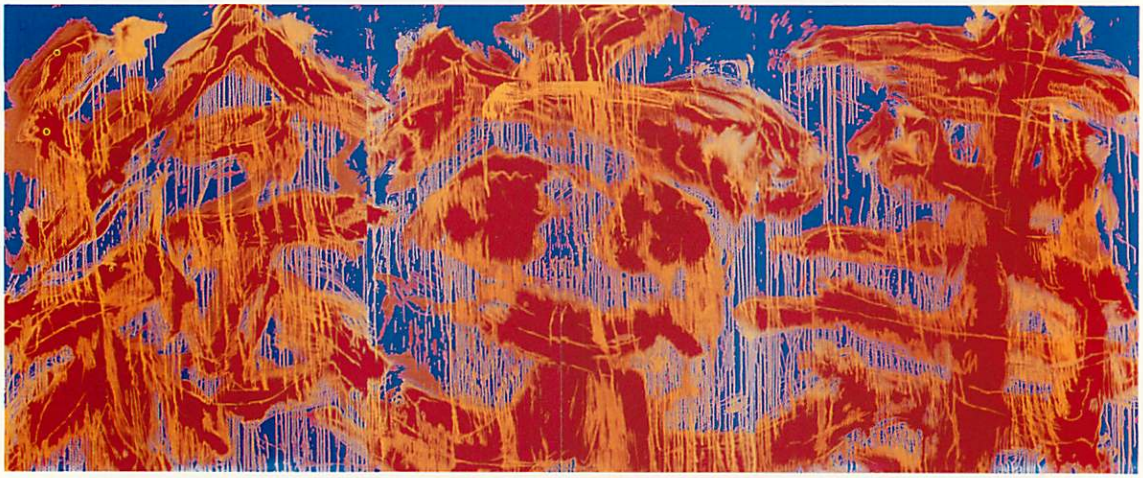

絵空事，259×582cm，1995年

ランプリを受賞したけれど、その作品はある種のセンチメンタリズムと通俗的ストーリーを備えていたからではないかと考えて、デザインの限界も感じることとなりました。それからプライベートポスターという考え方で、絵画を描くことはできないだろうかと考えました。絵画というのは素朴なメディアでして、美術館にやってきて、1点しかないその絵の前にその人が立たないとコミュニケーションが成り立たない、一対一で向かい合う原始的なメディアであります。これとプライベートポスターのメッセージ性をドッキングさせる、これがいいんじゃないかと思いまして、ともかくも絵画というものを自覚的にやってみようとその頃ようやく思いたったわけであります。

そこで私なりの絵を描く方法論を考えてみました。私の体の中に生理的に流れている伝統的な空間の把握の仕方、それは平面的で装飾的である。そこで色を平面的に塗り重ねて、最後に墨の黒い線で形を仕上げていく。明暗ではなくぼかしの濃淡で心理的空間をつくる。大胆に大まかに描く部分もあるが、細部にはこだわる、それから文学性を持っていることに躊躇しない。近代美術は文学性を捨ててしまいましたけれど、文字と絵が混在したり物語性があることに躊躇しない。それから四季おりおりの出来事を描く。花鳥を描くことをためらわない。それから諧謔の精神、戯作的な態度、これを自分流に発揮したい。奇想を尊重する。結果として色や形が重層的な意味を発信すること。そういうような、いくつかの原理を考えまして、絵具は岩絵具とか油絵具などの長い歴史を経たものは避けまして、新しいアクリル絵具を使用することにしました。

まずビデオにございましたように、人に読めない自分流の文字を発明して絵の中に書き込みました。「惑星通信＝花男、鳥男」といった絵は私なりの花鳥画を描いたつもりです。5年くらいたちますと、それに飽きまして、読める文字を導入するとどうなるかと思いまして「ダイドコロ　ビショ　ビショ」とか、「タブン　カゼ　ダロウ」とか、「キョウハ　アサカラ　カクセンソー」などの、そういう読める文字と絵を画面の中に混在させまして、両者の意味が交錯して見る側を当惑させるような絵を描きました。その後さらに企業名を絵の一部に描きこむことをはじめまして、ソニーとかトヨタの文字だけで絵を作ったこともあります。これは、先程の自分は何故、ソニーやトヨタの広告をつくる資格があるのかという疑念を、言ってみれば逆手にとったつもりで、個人の資格でもう1度勝手にソニーやトヨタの絵を描いてしまおうということであります。勿論私はソニーやトヨタを否定しているわけではありません。ただ私はソニーやトヨタに代表される日本を絵に描くことで、同時代を目撃したいと願っているのです。

ソニー氏　ローマに至る

3年前にローマに10カ月程滞在する機会がありまして、絵を描くこととは何かを考える時間が少し出来ました。そうしますと異国にあって、ソニーとかトヨタを描くことはあまり意味がないように感じられてきました。実際ローマの街を歩きますと、ソニー、トヨタの看板はあちこちにあります。日本でソニー、トヨタを描く行為よりもはるかに、その看板は異国で異化作用をおこす強い磁力を放っておりました。ふっとその時思いついたのは「ソニー氏　ローマに至る」という題名の絵です。アンソールの作品に「キリスト、ブリュッセルに至る」という戯画のような大作があります。そのパロディで、シニョール・ソニーがローマにやってきたという巨大なモニュメントはどうだろう、と思ったわけです。前に申し上げましたように、ローマ、ヴァチカンを敬遠しながら、日本の美術は進んでまいりましたけれど、ソニー氏は冷戦構造解体後のローマに再びやってきて何を思うんだろう・・・そういう絵を描けたら面白いんじゃないかと思っているんですが、これは半分冗談で未だ制作にとりかかっておりません。

実際には、私はローマで漢字そのものを絵として描く方法を選びました。それは現象として絵具がたれたり、とび散ったりしていると同時に、文字の意味を読み取れる絵です。ローマ滞在中「絵画」「文字」などの言葉を選んでこれを絵として描きました。ディアロゴス「現代性の条件」展で、私は「絵画」を出品しま

した。この部屋ぐらいの一番長い壁の中央に「絵画」を置きまして、その左右に「国家」と「言葉」という文字を描いた絵を置きました。そうしてその向かい側に「絵空事」があって、正面の壁には「青空」という文字を描いた絵を置きました。文字を描く、文字にこだわる絵を描いて、私の仕事は一応ここまできてしまったということです。

絵画の原点

最後に私が考えている絵画の原点を2つだけ申し上げます。1つは今から何万年か前に、一人の人間が松明をかざして洞窟に入っていく。そうすると洞窟の壁の凹凸が松明の火に照らされて、さまざまな陰影が浮かび上がってくる。そこにイメージを湧出するような現象がおこる。陰影を消墨などでなぞっていく事で、見慣れた牛や鹿などの意味のあるイメージが出現する。そのような意味を結晶させていく力が人間には備わっていると思います。これが絵画の原点の1つです。そしてそれは西洋近代絵画が目指しました絵画の構造や物質性を明らかにしようとする分析的志向とは異なりまして、絵画という物質に載せて生成するイメージを追求する感覚的意志というものが、人にはあるのだろうということが、私の絵画というものへの理解なのです。

そうしてもう1つは、法隆寺の金堂の天井板の裏に、当時の大工さんが描いた落書きがあるそうです。それは今日でいえばトイレの落書きのようなものであります。決して、美術館の中に制度としてくみこまれ展示されることはないでしょうが、これも立派な絵だと思います。聖なる法隆寺を建立する仕事に携わりながら、そこにごく卑近な生活的感性であのような落書きをしてしまう行為、これも絵画を描く原点の1つではないかと思います。落書きのような無目的な自己表出と、生成するイメージを本能的に紡ぎだす力との間に、つまりは絵空事の中に絵画の価値は存在しているんじゃないかと思います。

近代日本が西洋を規範に美術という制度を輸入しまして、いろいろ悪戦苦闘した歴史がございました。しかし、この百数十年間に私たちは、他者に対して自分のアイデンティティーを真に示す美術の表現を生みだすことは殆どありませんでした。美術は作家だけががんばって何かやってもはじまるものではありませんで、全体的に文化の爛熟が必要かと思います。ある地域が経済的に衰退しかかる時に、際だった文化が生まれるといわれていますが、現在はそういう意味では、日本が新しい文化を世界に示しうるような可能性を秘めている時かもしれません。美術館というハード面での設備が整い、若くて優秀な学芸員も育ってまいりました。美術の状況はここ10年くらいで急速に拓かれたと思います。作家も既製の制度に頼らず作品を制作、発表し、それを評論家や学芸員が論評し、自らの手で眼差しの歴史を重ねていく、そういう動きも活発になってきております。

今日、この会場におこしの皆様も、自らの眼差しの歴史を検証しつつ、これからの美術へのご声援をいただけますようお願い申し上げます。ご静聴ありがとうございました。

日本社会臨床学会第4回総会（1995年4月28～29日）報告

シンポジウムⅠ　カウンセリングと人間関係

発題：榎本哲也（東京新聞社）
浪川新子（藤沢市亀井野小学校）
野本三吉（横浜市立大学）
司会：篠原睦治（和光大学）

＜発題Ⅰ＞「早く答を」　榎本哲也

カウンセリングという言葉を意識したことはあまりなかった私だが、今回のシンポジウムに参加させていただくことを機に、自分の周囲を見渡してみた。するとカウンセラーに相当する人、カウンセリング的な事柄が、周囲に実にたくさんあることに気付いたことを、総会前に書いた文章（社臨ニュース21号）で触れた。

今回のシンポジウムで私の役割は、取材現場から見たカウンセリングの現状を話して、議論の素材としていただくことと考えた。現在、公立学校に配置されている文部省学校カウンセラーについて話すことだと周囲から期待されたが、シンポジウムの時点では、この件に関して十分な材料を出すことはできなかった。現在も同じ状況なので、この件について触れるは別の機会にさせていただきたい。

シンポジウムでは教育問題、ことに不登校問題に関して、これまで取材した経験を話した。しかし、それでは今回の議論を進める材料としてはあまりに不十分過ぎた。せっかくの機会に十分な仕事ができず、シンポジウムの議論のお役にたてなかったことを、誌上を借りてお詫びしたい。その代わりになるか分からないが、改めて今回のテーマに関連した体験と考えを述べたい。

一つの例を挙げる。新聞は紙上相談コーナーがいくつかある。健康、人生、法律、ペットなど。いずれのコーナーも長寿であり、紙面刷新の機会があってもなかなか無くならない。絶えず投稿が来ているようである。

そして読者の方々からは、こうした欄への投稿が絶えないばかりでなく、各欄に登場する回答者（医師、弁護士、大学教授など）を紹介してくれ、連絡先を教えてくれ、という電話をいただくことが非常に多い。投稿しても載らないからなのか、あるいは載ったけれども、限られた紙面での一方通行的アドバイスでは物足りないからなのか、いずれにしても直接相談を受けたいという人は数多い。

また相談コーナーでなくても紙面を見て「この人（この場所）を紹介してくれ」という問い合わせは多い。不登校の取材をしていても、フリースペースや相談機関に関することを書くと、必ずと言ってよいほどだ。紙面で取り上げた後で、その人あるいは場所の事情が変わったり、問い合わせに対して説明に苦慮する、ということもある。

別の例を挙げる。ある警察幹部から「新聞は『えせ専門家』に頼り過ぎではないか」という指摘を受けたことがある。航空機事故、自然災害など、科学的、専門的知識を要する事件で、有識者の分析を掲載することが多い。オウム真理教事件の毒ガス関連の記事でも、しばしばそうしたものがあった。

そうした有識者の分析内容を書いた記事が「事実をかなり誤認していたり、憶測が入り過ぎていることがある」というのが、この方の指摘である。「特に事件の初報。事件、事故の発生当初は情報が少ないのに、その少ない情報から強引に結論を引き出している感がある。そこまで無理して、急いで検証する必要があるのだろうか。少ない情報でもっともらしいことを言う『有識者』には『えせ』が多い」

この問題には報道する側の手法や意識の問題があ

り、私としても悩んでいる点が多いが、ここでは主題とずれるので詳しくは触れない。ただ、なるべく早く専門家に取材して検証記事を出そうとする背景には、そうした読者・視聴者ニーズがあるからだということは確かだ。実際、こうした解説的な記事を載せないと、今度は「新聞は上っ面のことばかり書いている」とお叱りを受けたりもする。

二つのことから言えるのは、今の人々には「早く答えが欲しい」というニーズがある、ということではないだろうか。

「早く答が欲しい」というのを、最近の子どもの性癖だとする意見も多い。近ごろの子どもは頭をひねったり、悩んだりすることが苦手になっていて、パソコンが子どもの遊び道具になっていることにその原因を求め、マウスにちょこんと触れれば答が出てくるのに慣れてしまっているからだ、というものだ。

しかし、大人も大部分がそうなっていると思う。パソコンでなくても、すぐに答を出してくれるものは大人社会にもある。テレビ、各種マニュアル本などマス・メディアがその代表例だろう。

答をすぐ出してくれるのは言わば神様。そして神様は悪魔と紙一重である。近ごろ、マスコミは悪魔にされている。社会で起きることの責任はマスコミにあり、という声が非常に多くなっているということだ。最近の例で言えば、文部省がいじめ自殺増加の原因としてマスコミ報道を挙げ、自粛を求める文書を出した。

いじめ自殺をはじめ社会の問題にはメディアにも多分に責任がある。そのことは反省し改善しなければならないが、私が問題だと考えるのは、マスコミを“主犯”としたがる傾向が強いことである。

おそらく、マスコミには責任を押し付けやすいからだろう。いじめ自殺を例にとってみると、文部省のような複雑な官僚組織、学校のような生活に深く浸透しているシステムに対しては、矛先を向けようにも捕らえ所が無いのである。また、それを改善しようとすることは並大抵ではない。官僚組織のどこが悪いのか、学校のどこが悪いのかは、指摘するのは難しい。

その点、マスコミは人々の目に触れやすい所にあるので、批判もしやすい。マスコミの中にいるものとしては、大いに批判をいただきたいのであるが、いじめ自殺など社会問題の“主犯”とするのは、手っ取り早く“事件解決”しようとするもので、危険な傾向だと考える。自分に関わる問題なので長くなったが、ここにも「早く答が欲しい」というニーズがみてとれるのである。

このニーズがあることが、行政が学校カウンセリングを導入するなど、カウンセリングが流行する背景にあるのだろう。このニーズを無視して、カウンセリングを批判することは難しい。では、カウンセリングに代わるもの、本来私たちの社会に必要なものは何であろうか。

再び学校カウンセリングを例にとって考えてみる。そもそも学校カウンセリングが制度化されようとしているのは、いじめ、不登校、非行といった問題に教員や自治体の教育委員会、文部省が対処し切れず、学校や学校制度がこうした問題を前に「機能不全」に陥っており、それを立て直そうとするため、と考えられる。それ以前から民間の相談機関、フリースクールは雨後のタケノコのように登場していることも、同じ背景だろう。

こうした機能不全を、制度的、専門的カウンセリングに頼らないで補う方法を考えなければ、カウンセリングの問題を議論することはできないのではないだろうか。

この問題について総会前に、ある方と議論した時に「地域社会があるではないか」という意見を述べておられた。それは正論だが、実は地域社会もまた機能不全に陥っており、かつて担っていたような役割は果たせなくなっていると私は考える。いじめ自殺など様々な教育、学校問題も、そこに起因しているだろう。

この地域社会というテーマは、いちど社臨で取り上げるべきものなのかも知れない。非常に難しい問題であるが。

＜発題Ⅱ＞カウンセリングを要請する学校現場の事情

浪川新子

世の中に新聞の教育欄のページがなかったなら私は

どんなにか楽に働けるだろうと、最近よく思います。現実の学校現場がいかにひどいかという話はここでは置いておいて、今学校現場が、「体罰」「いじめ」「登校拒否」「こどもの人権」ということで振り回されているそのあたりの話を私の周辺で起きたことで話してみたいと思います。

マスコミをはじめとして、「世間」がうるさいと必然的に、私たち教員には、伝達という形でいろんなことが県教育委員会、市教育委員会から下ろされてきます。

１２月末でしたが、同じ県内のこども電話相談に「自殺するかも知れない」という電話が入り、そのことで、全県の小、中、高等学校に伝達が入りました。全校学級指導をしろということでした。私なんかそういう事でおおさわぎするから、こんな電話が入るのだなんていってましたが、結局、私の学校では校長が全児童に「命というものは大切なものだから、粗末に扱ってはいけない」という話をし、あとクラスで学級指導ということになりました。結局、日時まで指定された自殺予告は事実にはならず良かったというべきか、終わりました。（多分、このような私の感じ方が、教師はいじめやこどもの人権に鈍感といわれてしまうのかも知れませんが。）

私の県は二、三十年前に人口が増え、臨時採用試験などを他府県に出張などしてやり、他府県出身の人達が多く教員になっています。私より四、五歳若い人達で、その年代は、運動なんかやっていた人達が多く、あの聖職手当てといわれた一律の超勤手当てなどを拒否する人達もいて、それなりに運動がありました。また、私の県は、長年、革新知事でして、また、私の市もつい先頃までは革新市長でした。そういうわけで多分、県民市民の声がかなりの割合で行政にそれなりに「反映」しているといっていいと思います。最近、オンブズマン制度も導入されました。そういう所ですから、当然、「不登校」や「いじめ」に対する対策も早く「カウンセラー」も県や市段階では配置されていました。

私が「教育相談」に関わり始めたのは「学校カウンセラー」の導入の話が聞こえはじめてからでした。今でさえ学校にはいろんな身分の人、いろんな職種の人がそれぞれいろんな働き方をしていて、また、私の市には教育相談員も介助員も学校に入っているし、これ以上の人が入ってくるのは働きにくくなるという思いからでした。そういうわけで私は「教育相談」等の研修に出始めます。教育相談研修の話の前に現場に下ろされる話の内容をお知らせしたいのですが、これは私の市の教育委員会指導課からの伝達で全教員に配布されました。

具体的な学校への苦情例

1、先生の服務について（年休などに関すること）
2、言動について（言葉使いが悪い、名前の呼び捨て、塾にいっていることへの皮肉、赤信号で渡ったなど）
3、いじめに対する先生の対応（いじめられるほうも悪いなどと言った、いじめではないと言ったなど）
4、怪我への対応（すぐ処置をしなかった、保護者への連絡がない、気遣いが無い、謝罪にこないなど）
5、厳しい指導（私の教育方針ですと曲げない、多い宿題など）
6、児童の人権を侵害する言葉（やくざまがいの言葉、差別的な言葉や扱い、残り勉強など）
7、体罰

これらについて、かなり具体的な話がされました。これらの話は現場でもたくさん起きており、私なんかは「ほとんど、やってられない」状態なんです。もちろん、教育委員会に行く話は「ついでの話」であることは間違いないわけですが、この子に良ければあの親に悪い、この親に悪ければこの子に良い、一体どうすればいいの、と教員は疲れていくわけです。今まで、教員は教育の専門家で外部の人にとやかく言わせないという感じだったのですが、今では「只の人」になってしまってあとは経験の数でこなすしかないってふうになっています。さんざんいばってきたんだからザマアミロって思わないでもないんですが、私自身教員なのでそうとばかりいっていられなくって、ともかく私はいろいろ言い抜けてやっと首を繋いでいるわけで

す。先生によってはいろんなタイプがあって、いまだに学校や教師の権威でおしまくっていく人もたまにいます。しかし、これはもう駄目、受けません。次は「はい、はい」と親の言い分を聞いてあとは職員室で親の悪口こどもの悪口をいいながら自己弁解をして、責任転嫁をしていくタイプ。このタイプは状況が悪いと危ない、周りとの関係をよくしておかなければ危ない。次は全く真面目なタイプで本気で受け止め、その子にとって何が一番いいかと悩んでしまって、管理職などに相談して、教育委員会やそれなりの機関に相談にいってしまうというのがあります。一番利口なタイプは「努力したんですが本当に私の力が足りませんで、もっと専門家の先生に相談したらどうでしょう」と相談機関などを紹介してしまう。現場ではこのタイプは一番管理職にも委員会にも受けるんです。問題を大きくしないし、問題をよそにやってしまうっていうことで一番受けるんです。結局こういう話で教員が一致するところは「こどもの数が多くって行き届いた教育ができないんだ」と定数減運動にいって組合的になってしまう。

いろんな面倒なケースを自分で直接的に関わったり、悩んだりしなくて済むし、直接いやなことを言われたりしないで済むわけです。これが一番いい形でますますそうなっているんですね。

まあ、こういうわけで、なにしろ教育相談が流行っているわけです。

私の市では県立の教育センターが二つ、市の教育委員会、教育文化センターの中に相談室、ここは専任のカウンセラーがいて、結構しっかりカウンセリングをやっています。それから相談指導教室がありまして、ここにもカウンセラーがいます。その他にも児童相談所、県民相談所や保健所など、市内に相談機関がいっぱいあるわけです。しかも、教育相談の研修に力を入れています。私が行った研修は県の教育相談研修AとBなんですが、この研修はそれぞれ、終了書をだしていまして、Aが終わらないとBに行けない、Bが終わらないとCに行けないというシステムになっています。Aでは心理学やカンセリングのさわりをやらされてBコースに行きます。Aコースの研修はたくさんの回数をやっていますが、Bコースは人数限定で3日間の宿泊研修なんです。小、中、高等学校と養護学校の班にわけられて宿泊研修します。Cコースは事例研究中心らしいのですが行った事はないので分かりません。Cコースの人数は県全体で30人ぐらいです。ここから学校カウンセラーみたいのをつくっていくのかなと思います。

Bコースでは心理学の理論をAコースよりちょっとくわしくやり、各種心理テストなどの分析などをやります、それにカウンセリング実習をやります。ここで強調されるのが、教師は専門のカウンセラーである必要はない、教師はパラカウンセラーでよいということです。もめたら上の機関へ回して下さいということなんですね。それからBコースにいくためには事例を持っていくことが義務づけられているんですが、その事例研究を一日かけてやるわけです。この三日間の宿泊研修を受けているといろいろ分かることがあったんですけど、まず、このBコース研修で教師もカウンセリングされているっていうか、教師もいろいろ問題を抱えてきているわけですが、ここで、教師の言い分がすべて肯定されて個々のケースが一般化されていく、持ってこられた時点でそれぞれ個々の具体的な関係の問題だったはずが、この場で個々のケースが一般化されて講師にまとめて言われてしまうんです。例えば、教師という専門職にひたむきなレポートだったとか、とても熱心だとか褒められて、また今後やる気を出してやってください、もう少し地域に教育力があったら良かったですねとか言われて、問題解決できなかったのは責任が分散されて一般化されて吸収されてしまうからなんです。結局Bコースを受けた教師はカウンセリングされて、肯定されて、現場へ帰れば心理学の知識も少しは仕入れ、自信をつけて、ますます学校の問題をよそにやってしまう尖鋭の人になっていくんじゃないかと思うんです。

とやかくいわれているけれども、私たち教員は塾の教師と違って、長い時間、子どもと食うことや、ときにはうんちにも付き合うわけで、いやな子も同僚もいればおもしろい子どももいるし、皆が苦しいところだと思っているかも知れませんが、そんな中にも面白い

ことがまだまだあって、そんな中にカウセリングが入り込んで、教育幻想みたいなものをふりまいてもらいたくないなと思います。

＜発題Ⅲ＞人間関係の質的転換は可能か　野本三吉

（1）期待されるカウンセラー

毎年、大学に入学してくる学生がもっとも多く希望する専攻科目が臨床心理学であるという傾向は、多くの方々から伺っていたが、僕の勤務する横浜市立大学でも同じ傾向で、しかも「カウンセリング」をやりたいという希望を語る学生がほとんど。

理由を聞いてみると、自分自身も子どもの頃、誰にも相談できず悩んでいたので、傷ついた子ども達の相談相手になってあげたいと言う。そして、カウンセリングが心の悩みを解決するもっとも有効な手段であると考えているように見える。

実際問題として、現在の学校は、不登校やいじめなど、複雑な問題を抱えており、それらに対する解決策を持たないでいる。そんな中で、カウンセリングへの期待が予想以上に高まっていることも事実である。1995（平成7）年4月24日、文部省初等中等教育局長決裁により、「スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項」が各県に示され、各県の教育委員会は、小・中・高等学校からそれぞれ1校ずつを選び、おのおの1名ずつカウンセラーを配置している。

週2日（一日4時間）、年間35週という契約だが、カウンセラー活用についての研究が正式にスタートしたのである。全国141校で、こうした調査研究のための活動が行われ、2年後に一定の結論を出すことになっている。そして基本的な目標は、スクールカウンセラーを生徒指導等に関する校内組織に位置づけ、活用しようというところにある。

もし、こうした方向が確定すれば、今後、臨床心理士の国家資格化問題や、養成課程の問題が表面化するものと思われる。

しかし、こうしたカウンセラーへの異常なまでの期待は、どこかで日常生活の中でお互いに悩みを共有し合い、解決してきた基盤をも崩壊させる危険もある。不登校やいじめ問題は、学校や地域が一緒に取り組む課題であるのに、カウンセラーに任せる傾向すら出てくる不安がある。あらためてカウンセリングの形成過程、日本への導入過程を見ておく必要がある。

（2）日本におけるカウンセリングの歴史

僕は、1960年に横浜国立大学に入学したのだが、この時、日本ではもっとも早くカウンセリング理論を紹介した伊東博さんがおられた。伊東氏は、1949年にアメリカのミズーリ大学大学院に留学し「カウンセリングとガイダンス」について学び、帰国後、友田不二夫氏と共にロジャーズ理論を中心にカウンセリング研究会を始め、1955年には「東京カウンセリングセンター」(後の日本カウンセリングセンター)が発足している。また、1960年に発足した「日本応用心理学会」は、相談部会が独立し「日本相談学会」となり、1987年に「日本カウンセリング学会」となっている。

アメリカにおけるカウンセリングは、産業への適正化、教育効果をあげること、さらに社会的不適応の是正を目的に開始されている。なかでも、ホーソン工場での生産性向上実験が、賃金や労働時間より人間関係によって大きく左右されることを示し、カウンセリングが生産力をあげる方法、企業や学校に適応させる技術として期待され、開発されてきたのであった。日本でも、1960年代から、企業内に相談室を設置するところが増え、学校では、非行対策としてカウンセリングが導入されてきたのであった。特に、大学での学生運動が活発であったこともあり、大学での学生相談室設置は、大学への適応を計る目的で行われたと考えられる。いずれにしても、社会体制を肯定し、社会にいかに適応するか、させることができるかという一つの技術として発展することになったのである。

また、相談室への来所も、当事者自身が行くというよりも、周囲の人々から勧められて行くという傾向が多かった。つまり、他者から治療対象と認定されてしまうことになっていたのである。

（3）現代の課題～寂しさからの脱却

生きていく上で、現代は、より複雑な課題が多く

なっている。世の中の価値観が一定であれば、それに従うか反発するかの判断で充分であったが、現代は、さまざまな情報と多様な価値観の中で何を選択して良いのか分からない。不安が増幅され、自分自身のアイデンティティも不確かなものになっている。

そんな時、一緒に話を聞いてくれ、問題を整理してくれる人が欲しくなる。かつては、教師も余裕があり、じっくりと相談にのってもらえた時代があった。また、友人関係も豊かで、相談できる人々もいた。しかし、現在は、安心して相談できる関係が稀薄になってしまっている。

一人ひとりが、社会の管理システムに呑み込まれ、自分のことで精一杯になっており、他との関係が充分に結べなくなっている。誰もが寂しく、しかも他者と関わる余裕がない。

他者に関わることは、どこかで対立したりぶつかったりする。そうした対立やぶつかり合いも煩わしく、対立することを恐れ、逃げてしまう傾向もある。

こうした状況の中で、もっともソフトに人と関わり、問題解決を計る方法としてカウンセリングに注目が集まっていると考えられるのである。人を傷つけず、自らも傷つかずに問題を解決する方法。それが、カウンセリングへの期待と重なっているように僕には思われる。

また、これまでのように集中的に管理する方法も、情報化時代を迎え困難になってきている。

諸個人が分散化し、移動する時代には、集中管理では対応できなくなっている。一人ひとりが、自分で自分を自己管理するシステムが求められてきているのである。社会環境に適応し、逸脱しないで生きていくためには、日常的なコントロールシステムが必要になる。

いわば、現在の社会体制を肯定し、適応していくことを基本としていたカウンセリングの姿勢は、現在こそ求められていると言える。現代は、激しく変化している。その変化に追い付けず悩みをもつのは、むしろ自然ですらあるのだが、現代人は、変化し続ける社会にも適応しなければならない。

適応し続けるためには学び続けなければならないし、教えてもらわねばならない。日常的な自己コントロールは欠かせなくなる。こうして、管理体制は日常生活の隅々まで徹底していくことになる。

さらに、カウンセラーは資格を付与された専門家。権威もある。電話相談が盛んになっているのと同じ様に、周囲に相談相手を失った僕らは、専門家に学び続け、聞き続けることになる。

（4）社会構造の変革と人間関係の変化

不安定な社会の中で、安心して相談できる人間関係を持つことは大切な要素である。しかし、専門的な相談やカウンセリングを受けた当事者からは、次のような批判があった。「心理面接は、人間の心を呪縛するものでしかない」。

「心理面接は、される側を支配、管理するという基本的性格をもっている」。

そして、治療者、専門家という側面での関わりではなく、一人の人間として関わって欲しいとも言われている。社会への不適応、逸脱は、当事者だけの問題ではなく、現代人に共通の課題であり、問題行動、症状と呼ばれるものは、社会環境への抵抗の表現であり、新たな社会構造を希求する、解放への身悶えなのである。共に悩み、共に考えるということは、本人も、社会も変革するというダイナミックな相互関係を前提としなければ成り立たない。さまざまな悩みや苦しみ、困難な課題は、自分一人の心の持ちようだけでは解決しない。人間関係を含めた、社会構造、社会システムの変革を志向する中で、初めて共通の問題が解決されてくるという側面がある。

そうした視点からカウンセリングを考えると、非日常的な空間の中で、社会から遮断され、個的な、しかも内面的な問題として解決されてしまう危惧がある。

（5）カウンセリングを支える人間関係の質

森有正氏は、長いフランス生活をもとに、日本人の人間関係のあり方を「二項結合方式」という言葉でまとめあげている。「腹を割って話す」「心の底を打ち明ける」という言葉に象徴されるように、日本人は関係の親密性を大切にする。しかし、この親密性は、二人

の秘密を共有するという形で私的関係を深め、そこから他へとは広がらない。むしろ、排他的となり、社会化はしない。

集団形成は行われるが、無数の二項関係が存在するだけで、お互いに相手の思いを抜きにして考えをまとめることが出来なくなる。つまり、相手に合わせることが最優先されてしまうのである。

さらに、日本語は上下の垂直関係を前提とした敬語を発達させた。さらに、一定の社会秩序を前提として、親子、師匠と弟子、上役と下役、雇用者と使用人、教師と生徒といった上下関係を内面化させることにもなったと森氏は言うのである。こうした日本の文化史を考えるとカウンセリングにおける人間関係との共通項も多い。戦後の社会は、こうした二項結合から、お互いの考えや文化、価値観の相違を前提にしながら、そこからどう折り合いをつけるのか、あるいは、違いを認めあった上で、どう関わり合えるのかを模索する中で展開してきた。現在のカウンセリングへの期待は、自分のことを分かってくれるという親密性を求めつつ、専門的な垂直関係をも受け入れるという側面をも秘めている。

僕らの人間関係の質的転換は可能なのかどうか、今後もより深くカウンセリングを望む僕らの心性を見つめつつカウンセリングに頼らない新たな人間関係を模索したい。

シンポを振り返って一司会の私的感想　篠原睦治

このシンポの司会をしたのだが、問題がいろいろに出て面白かった。発題者とフロアの発言者にまずはお礼を申しあげたい。記録をどのようにつくろうか、考えたが、紙面も限られているので、録音された当時の発言を起こして要約するという形を取らずに、改めて、各発題者にまとめてもらった。そして、司会のぼくは、当日の発題と発言で語られた幾つかの論点を私流に整理することにした。わがままをお許しねがって、読者のみなさんには、このあとを自由に繋いでいただけるとありがたい。（なお、フロアからの発言は、発言者名を省いて、以下の文章中に適宜位置づけさせてもらった）

榎本さんは、みんなが日常のいろんなテーマにそって、“カウンセラー”を求めている、という現実を指摘する。どうやら、この場合、“心の悩み”につきあう者だけを指すのではなさそうである。大衆消費社会、情報社会の中で、人々が“選択と自己決定”に悩まされているからと思われる。“カウンセラー”でメシが食える時代である。

ところで、野本さんは、多くの若い人たちが“カウンセラー”になりたがっていて、臨床心理学関係の学科や授業は賑わっていると指摘している。この指摘はフロアからもあった。“カウンセラー”によって救われた体験者が増えていて、「私もあのような人になりたい」という気持ちになる場合があるようだが、これだけでは、カウンセラー志望の多さは説明できない。「共に悩み考える」日常の関係が希薄になってきている状況のもとで、にもかかわらず、ぼくら「現代人は変化しつづける社会に適応しなくてはならない」（野本）ので、“カウンセリング”を求めるべくして求めるのである。したがって、「する」側は必要なのだと思い出している。

ところで、現代社会は生涯学習社会と言われる。「諸個人が分散し、移動する時代」（野本）において、各個人は生涯にわたって自己管理を求められていると言ってよい。こうして、人々の問題は、“心の悩み”に収斂していく。

もうひとつは、大衆消費社会と言われる事態である。人は生産に疲れ、消費に飽和している。さまざまな情報と多様な価値観に翻弄されて、自分が納得しうる、ひと、もの、こと、への選択と自己決定が迫られる。“心の悩み”はこの事態に対応しているし、具体的解決に対してもカウンセラーが要る。

私たちは、この間、生涯学習社会とカウンセリングの関係を論じてきたが（例えば、社臨シリーズ2『学校カウンセリングと心理テストを問う』）、今回のシンポでも、そのことは指摘された。

さて、野本さんは、カウンセリングの個人還元主義を指摘した。ここでは、社会変革の展望が見えてこな

いではないかと。特に、日本においては、森有正がすでに指摘している「日本人の二項結合方式」が、カウンセリング関係をいよいよ求めさせていないかと述べている。つまり、欧米においては、“個の自立”や“自己解決”の思想がカウンセリングを普及させているのに対して、日本では、親密なる上下関係の承認とその希求があって、カウンセリングが求められていると。野本さんの話は、土居健郎が言う、日本人の心性としての“甘えの構造”を想起させる言説だが、“選択と自己決定”という今日的強迫観念の下で、人々の「二項結合方式」は、向き合うことなく開くことなく、カウンセリング・ルームという密室で一対一そして上下関係のまま、あり続けているようだ。

フロアーから、以上の指摘に共鳴しつつ、とすれば、「社会変革の展望」をわれわれの側で創っていかなくてはならないのではないか、という発言があった。野本さんは、地域で、高速道路を通させない運動に関わりながらの体験を紹介し、情報の公開とゆっくり語り合っていくことなどで、暮らし方、日常関係の変革を生み出していく、そして、そこから政治、政策、制度に影響を与えていく、という地道な方法を提案した。ぼくは、制度化の展望をこの中に託そうとするとき、新たな管理システムを自ら創りだしてしまうという危機はないかと問うた。例えば、「どの子も地域の学校へ」はある程度の理解と共鳴を得たのかもしれないが、「共生のシステム化」という問題も出てきた。ぼくは、このシステムの間尺に合う者と合わない者の分類が同時進行する今日的事態に警戒的である。

ところで、フロアーから、今日期待されるカウンセリング（的方法）には、自己解決能力の養成とそこを介した生涯学習社会の確立という壮大な構想があるのではないかという問題提起が出た。発言者は、個性化教育のシステム化としての“多様な”教育プログラムに着目して、そこですら適合しない“どうしようもない”子どもたちを決定的に排除していくことになると、指摘した。とすれば、「学校は変わらないほうがまだましとなる」と言うのだ。

中島浩籌さんは、この事態を「自己実現の社会化」と呼び、このことによって、生涯学習社会という、もう一つの管理社会が成立していく、というモデルがあることを指摘している。

ぼくは、野本さんの日本的カウンセリングということに関心を持った。「個の確立」「自己実現」にそった欧米的カウンセリングは、日本の土壌では、その目的を果たすことができないのかもしれない。つまり、カウンセリングを介して生涯学習社会を展望する意図はそううまくいかないのではないか、とぼくは楽観している。それよりも、日本人の二項的結合関係をカウンセリング場面に閉じこめないで、その親密性、依存性、そして排他性に着目して、そのような関係性を相互的にしていく、そこへ相互介入していく、つまり、開いていく、というイメージをしっかり描きたいと思っているのだが…。

学校は「いじめ・自殺・登校拒否」問題を抱えているが、フロアからは、マスコミは、行政も現場もゴッチャにして「教育」を叩くことをしている、その事態は「上」からの現場に対する管理・監視強化をもたらしている、という発言があった。浪川さんが報告しているが、昨今の「上」からの伝達は、「子どもの人権の尊重」の強調とセットになっている。「なにかあればすぐに医者に連れていけ」、「子どもに乱暴なことばを使ってはいけない」などと、先生は子どもを“お客さま”のように扱うように指示していることになる。

教師はこの事態に混乱している。浪川さんは、教師は威張りすぎていたのだから、それでいいのだとも言えるが、一方で、気になる事態がより深刻に進行していると言う。ぼく流にまとめると、生徒の丁寧な観察、特に、内面監視ということであり、問題の起こらない内に予防的に手当てをしてしまおうとする、教師の防衛的態度である。

かくて、“のぞましい”教師は、専門家と相談したり、専門家に委ねたりして、問題を大きくしないで、問題を余所へ移してしまえる者である、と浪川さんは指摘している。そして、組合活動としても、学級定数の削減を主張していく。

フロアーからは、この“専門家へ”指向と定数削減は連動しているのか、という問いが出た。確かに、学

級定数削減運動は、カウンセリング導入問題に先んずるはるか前に開始されている。しかし、そこでも、“一人一人に目の届く丁寧な教育”が目標になっていた。その限りで、両者はやはり理論的にも連動していると言わざるを得ない。

ところで、少人数学級は「極めて管理の目が行き届く」と否定的に語るひとと、「わかり合える関係が展開する」と肯定的に発言したひとがいた。“専門家へ”指向が強化されていくときだけに、いままで当然とされてきた後者的考えを問い直してみる必要がないか、とぼくは考える。

ところで、浪川さんは、教師のカウンセリング研修への熱心さを振り返っている。カウンセリングの魅力は、クライエント（この場合、教師）を責めずに、受容することにある。つまり、教師にとって、カウンセリング研修は同時にカウンセリングを受ける体験になっている。教師は、事例報告をすることで、講師に誉められ、励まされる。うまくいかないところは、家族の無理解、地域の教育力の欠如などのせいにしてくれる。責任転嫁の構造がここにはある。ぼくは、“教師による教育”それ自体の管理・秩序主義が隠蔽されていくのを感じてならない。

ところで、「いじめ・自殺・登校拒否」問題の解決にあたって、心理学者たちは、学校カウンセラーの導入を訴えている。文部省は、各県で小中高、各一名づつ、昨年度から配置して、まずは二年間、様子を見ようとしている。“雀の涙”ほどの試みである。文部省の意気込みのなさが察せられる。世論、マスコミに媚びた文部省のリップサービスだが、一番誰に媚びているかと言えば、心理学者など専門家集団にである。

ぼくは、「いじめ・自殺・登校拒否」をひと括りにして、いよいよ大問題化していくプロセスを振り返らなくていいかと思っている。フロアからの発言にもあったが、例えば、子どもの自殺事件にそってよくなされる、遺書のマスコミ公開は、遺書を書く子どもを確実に増やしている。そして、その中で、“いじめた”子どもたちが報復されている。つまり、加害者として書き記された子どもたちは、その学校、地域にもはや住めなくなるという事態も起こっている。こうして、“いじめる－いじめられる”関係のダイナミズムが消されて、被害者と加害者の固定的な関係でしか、子どもたちの風景は描かれなくなっている。

そもそも、子どもの自殺と「いじめ」を安易にストレートに結びつける一般的傾向が気になっている。「いじめ」もあるかもしれないが、その他いろいろな事情の中で、その子は自殺していったにちがいないと思うのだ。少なくとも、このような問題意識こそ、ぼくらは持ち続けたい。

さて、話を戻すが、カウンセラーの導入に熱心なのは、文部省ではなくて、どちらかと言えば、地方行政であり、学校現場であるらしい。その中で、浪川さんは、「これ以上、変なひとが学校に入って来ないほうがいい」と発言した。フロアから、その真意が計りかねる、「どの子も地域の学校へ」の文脈では「いろんな子がいて、あたりまえ」ではなかったのか、と問われた。

これをめぐっては、やりとりが重ねられた。カウンセラーが学校内組織に組み込まれることによって、「教える・管理する」側の役割分担（分業）がより細分化する、そこで、各役割における本務と雑務の仕分けが再編成される、そんな事態は、労働の場、子どもたちとの生活の場をいよいよダメにしていくと、浪川さんたちは重ねて主張した。こう考えると、カウンセラーの導入と「いろんな子がいて、あたりまえ」ということは対立、矛盾してくるのである。「いろんな子」がいることで、本務と雑務は仕分けが付かなくなるし、雑務にかえって面白いことがいっぱいあるのだとも、浪川さんは強調する。

さて、榎本さんは、ある少女のカウンセリング体験から、カウンセリング場面の構造に着目している。カメラとマイク、ワン・サイド・ミラー、そして鏡の向こうの観察室に気付いた彼女は、観られる、監視される不快と恐怖を素朴に書き記していたというのである。これは具体的であると同時に、象徴的である。ところで、榎本さんは、学校の機能不全を補うものとして、カウンセリングが導入されたとの認識を持ってい

る。しかし、このような問題に出会った以上、「専門的、制度的カウンセリングに頼らないですむ方法はあるのか？」と問い返している。浪川さんは、「学校にはまだまだ面白いことがある」と述べ、カウンセリングの導入は、学校に対する教育幻想を強化するものである、と確信している。つまり、いささか対照的発言になっていることに注目したい。

それにしても、野本さんが述べているように、若者のカウンセリングへの思い入れはかなり根深くなっている。事情はこれから明らかにしていかなくてはならないが、野本さんの次の発言は示唆的である。

「他者に関わることは、どこかで対立したりぶつかったりする。そうした対立やぶつかりあいも煩わしく、対立することを恐れ、逃げてしまう傾向もある。

こうした状況の中で、もっともソフトに人と関わり、問題解決を計る方法としてカウンセリングに注目が集まっていると考えられるのである」と。

とすれば、現代社会が期待するカウンセリングは、「される」側の処世術の一環として位置づく。カウンセリングは、彼らの調和的で、無難な生活スタイルを補完する、調和的で無難な技法のように思えてくる。そのことに気づいたカウンセラーたちは、“コンフロンテーション（現実への直面、直視）”を、“受容”と一緒に、いやそれ以上に、強調する。なるほどと納得がいく。

それにしても、このときのカウンセリングは、ロジャースのクライエント中心療法である。少なくともそのような考え方が下敷きにある。この技法の今日性と（各時代の要請に対応してきた）“普遍性”を思わざるをえない。改めて、この技法の“魅力”（？）を探りたい。

日本社会臨床学会第4回総会（1996年4月28～29日）報告

シンポジウムII「資格と人間関係」

発題：高石伸人（直方市社会福祉協議会）
伊藤由子（宮城県色麻中学）
寺田敬志（根岸病院）
司会：佐々木賢（運営委員）

Ⅰ.高石報告

私の職場のある直方市は福岡県筑豊地区の一隅にあり、人口62,000人、世帯数22,000、高齢化人口16.7％の小都市である。私はこの職場で22年間働いているが、就職した頃の社会福祉協議会(以下社協という)は「『住民主体』の地域組織化活動」の推進団体として、地域で生起する生活課題を問題にする当事者を中心に、住民自身が解決していく活動を、いわば「専売特許」の機能とする、比較的シンプルな民間組織であったように思う。

直方でも、全盲児の普通小学校への就学や障害者の市役所への優先採用、地域での一人暮らし老人への生活支援の活動などに、一定の役割を果たしてきた。しかし、今日、全国的に、運動型から事業型へと変身しつつあり、現に県内でも、さまざまな行政の委託事業を下請けする社協が増え、給食サービスやデイサービス、在宅介護支援センターまで始める市町村もあって、当然、そこには保健婦や看護婦、介護福祉士や社会福祉士などの有資格の専門職と呼ばれる人たちが入ってきている。

そうした中で、私たち社協職員の間に、本家争いにも似た不協和音が生じ、お互いの足の引っ張り合いにもなりかねない次元で、「社協職員の専門性とは何か」の議論がくすぶり始めている。しかし、宇野裕氏が指摘するように、社会福祉の「資格制度は福祉改革への対応という要請から、いわば行政的に作られたもの」(『月刊福祉』'94.5)で、一連の法改定にそって、社会福祉のマンパワーの増員と資質の向上という必要に見合う形で、「資格化による専門性の強化」が図られてきているのだから、分断に手を貸すような内輪げんかの前に、まずはこの間の政策動向を見据えた上で、これからの社協活動の方向を問い直す作業が先決だという思いを強くしている。

社会福祉政策の流れの中で、施設福祉から地域福祉、在宅福祉への重心移動が強調されるようになる動きは、'79年の大平内閣の「新経済社会７ヵ年計画」の中で「個人の自助努力と家庭や近隣、地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい適正な公的福祉を重点的に保障する」という、いわゆる「日本型福祉社会構想」が発表されたあたりから加速してくる。'81年の「第２次臨時行政調査会」の答申では「活力ある福祉社会」という言葉が使われ、福祉問題対策への公的責任、負担の極少化や自助努力の強調、民間活力の利用や「上乗せ福祉」の見直しといった内容が盛り込まれた。その年「生活保護適正実施」という名目での「123号通知」といわれるお達しが全国の市町村に出されて、「劣等処置」の再強化が図られることになる。

翌年、医療費無料制の廃止につながる「老人保健法」が公布され、さらに翌'83年中曽根内閣は「1980年代経済社会の展望と指針」という閣議決定によって、「在宅福祉を基本とした地域福祉の基礎づくり」をうたい、行財政改革の推進に踏み出した。奇しくも、その年に市町村社協が法制化されるのである。さらに、'85年に福祉関連の補助金の一割カットを実施。翌年には老人保健施設の制度化を目玉とした「老人保健法」の改定、そして'87年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定によって、医療費抑制をねらいとした在宅福祉推進のためのマンパワーの確保に、大きく道が拓かれていく。

'89年には、福祉関係三審議会合同企画分科会が「今後の社会福祉のあり方について」を発表し、①サービスの多様化 ②供給主体の多様化 ③措置制度の見直し(福祉の市場化)を提起する。同じ年、「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略(ゴールドプラン)」が発表され、そのための財源確保を理由に消費税が導入される。社会サービスの産業化路線が敷かれて、まさにその動向に見合う形で「新社会福祉協議会基本要綱(第一次案)」を全国社協が公表して「見える社協」への事業体化に力点が置かれることになる。

市町村段階で社会福祉職の有資格者が増えてくるのは、ゴールドプランを受けて市町村が策定した「老人保健福祉計画」の推進過程に符合している。福祉関連八法の改定は、計画策定に加えて措置権の市町村への委譲、在宅福祉の重視を柱とし、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス、デイケア、在宅介護支援センターなどの緊急整備、及び特別養護老人ホーム、老人保健施設等地域施設についても、具体的な数値目標を掲げた。直方においても、その計画に基づいて、デイサービスセンターや在宅介護支援センターなどが市の直営でなく、法人施設併設型で徐々に整備され始めている。

在宅福祉、在宅ケアのサービスメニューの増加は、当然のことながら点としての専門機関の品揃えを促し、たとえば医療法人の老人保健施設やデイケアは医療に厚いことを売り物にし、老人ホームに併設型のデイサービス施設は生活の質を強調するといった風に、一見ハイレベルの条件整備に向かっているようで、内実は昨日まで痴呆性老人を締め出していた所が、競争相手が現れた途端に「痴呆には医療的ケアが必要」と語って専門性を売りに出すといった現実がまたある。

サービスを提供する側のそうした競合は、「される側」の奪い合いと抑圧を招き、たとえば痴呆老人や重度障害者など手のかかる高齢者のたらい廻しと閉じ込めが同時に進行している。直方市が昨年末から導入した「24時間巡回型ホームヘルパーサービス」においても、派遣対象が行政によって恣意的に選ばれ、しかも民間企業への委託という形態だけに、それぞれの思惑もからんで「される側」の生活への干渉(専門職サービスを受けるに値する質の高い生活を送るべしといった価値の押しつけ)や締めつけ(暗に保護費や手当ての削減をちらつかせる)を行っている。医者を筆頭にした有資格者の専門家気取りは、貧しくすがる術の少ないジィちゃんバァちゃんをして、のたれ死にか隷従かの二者択一の状況に追い込んでいるやに見えてくる。

もちろん、「する側」の全てが威丈高なわけではないが、社会福祉の現場で働く者たちの意識も、資格化の動向に沿って変容してきているように思う。長い間、福祉職に就く者は、ボランティア精神の持ち主であることが求められ、聖職意識をくすぐられることで、身分や待遇条件の不安定さを帳消しにされてきた。しかし今、高齢社会の「追い風」のただ中で、充分ではないにしろ徐々に条件が改善されつつある。資格化はその専門性に相応しい待遇を保障させる要件にもなりうるのである。その一方、たとえばホームヘルパーについて見る時、厚生省の認定では、一級が介護と指導者資格、二級が身体介護、三級が家事援助の三段階に分かれていて、常勤ヘルパーについては一、二級の資格を取らせ、三級の家事援助はパートヘルパーでまかなうという自治体が増えている。そこでは三級の人が二級を受けたいと希望しても、その必要はないと断られたり、ボランティアの受講も後回しにされている。そうした資格取得を巡っての行政による「する側」の選別が、相互のけん制と序列意識をあおっている。

「必要は資格の母」という佐々木賢氏の指摘は、それが国の要請であると同時に、この国の人々の「便利さ」や「快適さ」や「安全性」を求める精神に補強されているというようにも読み取れる。つまり、資格は権威に結びついていて、より「便利で、快適で、安全な暮らし」を求める人々の心性が、資格をもった専門家を増やしていくということにもなっている。

いま社会的な関心を集めている「公的介護保険」では、導入の根拠の一つとして家族介護の限界があげられ、公的な介護システムの構築のために介護保険が不可欠であるとされている。たしかに高齢の虚弱老人が寝たきりの夫を介護するといった現実は、社会的な支えによってカバーされることの必要性を私たちに提起

している。

だが、この国の高度経済成長の中で、「家庭から多様な生活機能を放出して、専門分化されたサービスを買う『顧客』へ」と「自発的服従」（栗原彬氏）の道を歩んできた私たちへの痛烈なシッペ返しの問いかけのような気がしないでもない。すべての不快なものを根こそぎにしようという「安楽への全体主義」（藤田省三氏）は、いのちの根源に還っていく生としての「老い」を、見守られ養われるものに変質させてしまったのではないか。

'93年の「障害者基本法」の制定によって昨年末、国が「障害者プラン～ノーマライゼイション七ヵ年戦略」を発表し、先の「老人保健福祉計画」に倣って、「市町村障害者計画」が、ここ一、二年の間に全国で策定されると思われる。ノーマライゼイションの国々と違って、「みんなの問題としての高齢社会」の福祉を先行させた日本で、長く排除と孤立を強いられてきた障害者が、地域の中で、公平な生活条件を制度として保障されることは、たしかに緊急課題に違いないのだが、これまでに輪をかけた、安上がりな制度化によるサービスの専門分化と、それによる有資格者の参入は、地域での「相互扶助」的な関係をますます切りくずしていくことになるのではないだろうか。

先の阪神大震災で、マニュアルに縛られたケースワーカーやホームヘルパーが、高齢者や障害者の救援活動の役には立たず、むしろ固有名詞としての関係を大切にしてきた小グループや地域活動拠点の果たした役割が大であったという事実を心に刻みたい。私たちの目指す地域福祉は、「私～あなた」のつながりを基軸に、お互いの違いと独立した生活を尊重し、分からなさにウロウロしながら手をかけ合っていく中で、測定化、数値化できない「いのち」の関係を創り出していくことではないだろうか。

そこでは、専門化の方向とは逆の、役割や資格としてでなく、人間として出会っていくことが求められ、迷惑や一人よがりや絶ちがたい自己中心主義からくるさまざまな面倒な事柄を含めたやりとりを通じて、生かされる関係としての「共生」が立ちのぼってくる。そのような制度的なるものからの離脱の精神を基本にした相互関係性としての地域づくりこそ、これからの社協活動の課題ではないかと私は考えている。

Ⅱ．伊藤報告

臨床というか、現場での具体的ないくつかの場面を通して「専門性」についても話してみたい。

1．上からの指示・伝達が仕事か

健康診断のツベルクリン反応測定の時、生徒を一列に並ばせ「5×5」「10×10」「ハイ、ヨシッ」「ハイ、あんたはこっち」と医師がBCG対象者とそうでない生徒を区別していた。せめてもと思い、一人一人に「あんたはネ、予防接種をしなくてもいいってこと」「あんたはネ、結核とたたかう力が弱いから予防接種はした方がいいということ」と、一言ずつ説明していた。そのため、医師の測定のスピードについていけず、聞き返すことが続いた。

突然、彼の一喝「一体何をしているんだ。いい加減な仕事をするな」。その瞬間ハッと気付いたことがある。「私がここにいるのは何のためか。測定値を記録するくらいは誰でもできる。この場面で、どうすれば専門性を生かした仕事ができるのか」と。生徒一人一人にツベルクリン接種の意味を含めて、なぜ「ヨシッ」なのか、なぜ「あっち」なのかを分かるように伝えることなのではないか。

人手の足りないところで、能率的にスムーズに検診がおこなわれることも必要ではあるが、「医師の指示、助言をそのまま伝えるメッセンジャーだけでは困る。その場で、子どもに分かってもらうことこそ大事にしたい」との思いを強くした。

2．「専門性」＝相手に従わせる役割

28年ぶりの環境衛生基準の改定があり、「プール腰洗槽＝洗体槽とも呼ぶ」が循環式のプールで廃止された。実は次亜鉛素酸ナトリウムによる塩素消毒が一般的で、腰洗槽の塩素濃度は50ppmであった。プール本体の濃度が0.4ppmであることを思えばものすごい量である。ここを、とにかく例外なく通過させていた。

丁寧に20まで数える間は浸かっていなさいと指導したことさえある。改定の裏にはアトピーのひどい子どもたちをもつ親の地道な運動があった。それまではプール管理という名のもとに個々の子どもの体質・体調などほとんど無視して、感染症の予防、プール水質の維持を主張していた。要するに、集団の利益を優先してきたと言える。

これは「予防接種」の集団防衛にも共通する。同様に「健康診断」についても多くの見直しが求められている。問題をはらんでいる「健康診断改定」ではあるが、従来の健康教育観を問うキッカケになった。具体的には「健康診断は心身の発達の途上にある子どもたちの一断面にすぎない」とか「確定診断を行うものではない」とかを、異常や疾病の早期発見、早期治療といった疾病指向型を脱する転換期と捉え、積極的に拡大解釈をしている。

生徒の個々の事情や体質を考えた健診に近づけるため、選択の余地をとりいれるなど。数年前までは、学校の健康診断は一律に強制的にうけさせ、しかも治療までも強制していた時代があった。それが子ども本人の幸せにつながると信じていた。しかし、これらは本人の信念というより、環境衛生基準や学校保健法等の方針を徹底する役割を、「専門性」の名のもとに果たしていたことになる。このように相手＝子どもたちを従わせ、説得するために「専門性」は使われている。

3．「専門性」には上位の肩書が必要？

「センセ、ココロが痛い、どこも何でもないけど、私、ココロが痛い」彼女は保健室の入口に立っていっている。「そうかぁ、目に見えないのよネ。感じてもらうしかないのネー」と私。彼女は「だから誰にも信じてもらえない」と言っているのだ。保健室で休む資格はないと二重に心を痛めているのだ。

かって保健室は腹痛、頭痛、ケガなどの処置をする“身体を扱う所”とされ、これに対して、心理的・精神的な問題は「教師」が扱うとされていた。つまり一人の子どもを心と体、あるいは頭と体に分けていた。そのために、そんな大人の間で泣く生徒が多かった。いや、今でもそうだ。そのたびに私は「心身は一元である」と主張し続けてきた。どちらが先かわからないことは普通にあり、自分の身に置きかえればわかることだと。

ところが今回、いじめ問題が浮上するや、“保健室は心の居場所”であると文部省は言い出した。「これって何なのよ」である。しかも、学校教育法の一部を昨年改定して「保健主事は教諭・養護教諭をもって充てよ」とした。一部養護教諭の間で、「悲願が達成された」、「これで、自分たちの地位が向上した」、「やっと専門性が認められた」と歓迎する向きもある。ここには、子どもにとってどうかという視点がない。職員集団に認められることが優先されたのだ。

保健主事は資格不要の主任であり、本質的には中間管理職である。他の主任のように、市町村の管理規則の中に「指導・助言」の分限がない自治体が多く、この点に関してはなんとか歯止めがかかっている。保坂展人氏はある研究集会で「子どもはとっくに養護教諭を必要な人と認めたはず」と発言しているのだが。「保健主事」の任用を歓迎するのは、養護教諭という専門性が子どもにしか通用していなかったのを、大人にも通用するために肩書を必要としたということらしい。

養護教諭が保健主事になることで、現場はどこが変わるか。養護教諭にとっての状況はなんら変わらないはずである。おだてられ、今まで以上に仕事が増えることはあるが。教育システム上の欠陥に起因する様々な現象に対処するため、ちょっとおだてて利用しているとみることもできる。ただの専門性だけでは説得力がないので、そこに、たとえば保健主事という階級制を導入することで、一段高い位置に上げたともいうことができる。それが今回の改定によって一部の人たちが望む利害と文部省の意図が一致したと言える。

養護教諭にとっての状況は変わらないが、子どもにとっては、おおいに影響があると思われる。「養護教諭」としての加害性を認識しないまま、「管理職」としての役割をもって子どもと対するようになり、子どもに寄り添うよりは、今まで以上に学校側に身を置くことになるのではないだろうか。

「専門性」は人との段差をつくり、人と人の間の距離をのばす力を持っている。それに気づきながら、私

には「内なる専門家意識」が度々顔を出すことがある。たとえば、職場内で、あたり前の人として、隣人として語りかけても通じない時、つい「これはセラピーの一種です」など、いわば、目に見えない印籠を使う時の「これが目に入らぬか」の決めゼリフのごとく。こうしてみてくると「専門性」は人と人の間が遠い場合に入りこむ、又は通用する両刃の刃とも言える。

それでは何をどうしていけばいいのか。新しい提案というほどではないが、いくつかあげてみたい。

①段差をなくす。専門家と一般の人の段差をなくすことが何よりだと思う。そのための方法として、一部専門家が握っている情報を公開していく。どんな分野においても、それは必要なことだといえる。

②隣人としての関わりを回復していく。いやなことはいや、おかしいことはおかしいと言い合える関係を作っていく。それをサポートしていく。

③人と人を分断する肩書を増やさない。今回の保健主事についても、なる人、ならない人、なれる人、なれない人を作りだした。主任制はいらないと言っていく。

私自身は今、子どもに情報を売ったり、大袈裟に言えば、子どもを売ったり、自分を削ってまで、肩書としての「専門性」を手に入れることは、せめてやりたくないと思っている。

Ⅲ．寺田報告

はじめに

心理職国家資格化の経過については、三輪の論文『心理職資格化の流れとその論点』(社会臨床雑誌4巻1号、'96年4月14日）に詳しいのでこれに譲る。私は、本シンポジウムのテーマに沿って、精神病院医療現場での最近の状況を報告する。

心理職国家資格化をめぐる最近の状況

厚生省は今年1月、「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の業務と資格化に関する研究班」（以下、研究班）を発足させ、今年夏までに中間報告をまとめる意向でいる。研究班は、利害の絡まる8団体からの代表により構成されていて、毎月1回の頻度で会議がもたれている。議事録はその都度公開するとされていたが、4月14日現在、なされていない。しかし、日本精神科ソーシャルワーカー協会発行の『資格制度委員会ニュースNo.8』('96年3月15日）には、協会代表による会議メモが掲載されており、これにより、研究班会議での論議の模様を知ることができる。以下、その一部を紹介する。

厚生省サイドは、「精神科ソーシャルワーカー（以下、ＰＳＷ）の方が先に進んでいる。今年中には何とかしたい。心理職（以下、ＣＰ）の方は土俵に上がったばかりなので時間がかかるが、エンドレスではない」と言っている。日本看護協会（以下、日看協）は、「ＰＳＷの業務は保健婦、看護婦の業務と重なる。診療の補助業務、療養上の世話について、医師と法律家と日看協とで意見が違う。この辺を議論しないと、ＰＳＷの資格化は具体化できない。ＰＳＷ資格は医療職ではなく、福祉職の位置づけで議論したい」と主張している。これに対して日本ＰＳＷ協会は、「医療と保健と福祉にまたがる職種として考えていきたい」と反論している。もう一つ、日本臨床心理士会は、「会員は4,320名。より高いレベルの資格を考えてきた。既存の資格を活用できるようにして欲しい」と要望している。

ＣＰもＰＳＷも、資格化実現までには今後なおかなりの難航が予想される。この事態に遭遇して、資格化を首を長くして待つ現場の一部ＣＰは、自分たちがいわゆる「リストラ」の対象とされる恐怖に怯え、悲痛な叫びをあげている。

精神病院医療の現状

ここでは、最近の大きな出来事としての「精神保健福祉法の施行('95年6月)」と「'94/'96年度社会保険診療報酬改定」を取り上げ、精神病院医療の現状を見ていくことにする。

①精神保健福祉法

これは、「精神保健法」を「精神保健及び福祉に関する法律」と名称を改めたものであり、旧態依然たる精神保健行政に単に「福祉」をくっつけたにすぎない。

ここでは、「医療」・「保健」・「福祉」の「連携」どころか、むしろ、その安易な統合、融合が法制度の上でなされている。主な「改正」点について次に述べる。

◆法の目的に、『精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助』ということを新たに付加している。これは即ち、わが国医療行政の根幹である医療総需要抑制策の一貫であると共に、精神障害者に対する「労働生産」活動への参加を強制するものである。

◆「精神障害者福祉手帳制度」が新設された。これは、'93年12月の障害者基本法の「改正」に伴うものであり、この結果、精神障害者はこの法律の対象として明確に位置づけられることとなった。

しかし、この制度には問題が多い。つまり、優遇措置として、生活保護費に2万円程度の障害者加算が付くことが挙げられているが、この加算は手帳制度創設以前からあったもので、手続きがいくぶんスムーズになったということにすぎない。また、判定基準が精神症状を基本にしていることや、申請先が保健所となっているなど、他の障害者と比較した場合、その差別扱いが著しい。

もう一つ問題なのは、この手帳制度は、かって激しい批判に遭い頓挫した「精神障害者実態調査」の代替え策としての機能を担う可能性が高いことである。

◆医療費の公費負担制度を、医療保険制度による給付を優先する形に改めている。これは即ち、今回の法「改正」の最大の背景が財政問題にあったことを示しているのであって、自己負担（受益者負担）を大幅に増やす国の方針の現れである。

②'94/'96年度社会保険診療報酬改定

病院の収入は、中央社会保険医療協議会の答申を受けて厚生省が定める「社会保険診療報酬」（以下、点数）により決定づけられる。従って、厚生省は、この点数を操作することにより、精神病院を意のままにあやつることができる。最近の改定の特徴を見てみると、「医療機関機能の体系化」と「医療の産業化」を主要な改正点とする'92年4月の医療法「改正」における方針が如実に貫かれているのがわかる。以下にその主要な点をあげる。

◆従来の基準看護体制の他に、「新看護体系」が新設された。これにより、入院患者数対看護職員数の比率が6:1以下の病院では看護料が取れなくなる。これに該当する民間精神病院は全国で23.3%を占めると言われている。看護婦対准看護婦の比率も重要な鍵となっている。2対1看護体系の定床500の病院を例に取ると、看護婦の数を70%確保できる場合とそうでない場合とでは、年間収入に1億6千万円もの差が生じる。

これらの結果、全国民間精神病院の50%は、新設の「精神科療養病棟」に移行せざるを得ない（名古屋大学精神科粥川裕平、'95年3月）。この病棟は社会的入院とも呼ばれる長期入院患者のための病棟であり、他の一般病棟に比べてマンパワーも少なくて済み、収入は定額制となっている。即ち厚生省は、精神病院の事実上の「施設化」を促進しようと目論んでいるのであり、これは即ち、「改正」医療法の目的の具現化である。

◆入院時医学管理料の改定により、患者を長期に入院させればさせるほど、病院の収入は減少するようになった。入院期間が2週間以内と1年半以上とでは、一日につき3、880円もの格差がある。病院としては経営採算上、長期入院患者の退院を促進せざるを得ないことになるのだが、地域での生活の場は極めて乏しく、彼等の多くは、「精神科療養病棟」での更なる長期入院を強いられることになる。

◆社会復帰の促進のためと称して、精神療法や集団精神療法、生活技能訓練（ＳＳＴ）や服薬指導、デイ・ケアや訪問看護指導などの料金が値上げされた。そして今回は据え置きとなっているが、作業療法料は依然として、病院にとって欠かすことのできない大きな収入源である。入院患者はこれらの「診療」活動に駆り立てられ、せわしない思いをさせられ、病院の収入増策に貢献させられている。そしてようやく退院にまでこぎつけ、精神病院から解放されたとほっとする間もなく、今度はデイ・ケアと訪問看護が待ち受けている。

有資格医療職の抱える問題

①看護婦（士）の場合

厚生大臣免許の看護婦（士）と知事免許の准看護婦

（士）の二つの資格があるが、有資格看護者のうち45%が准看護婦（士）である。「准看護婦（士）制度」とは、看護婦不足が著しい戦後間もない'51年、中卒で2年以上養成学校で学んだ人を対象に設けられた制度である。准看護婦（士）（以下、准看）の多くは、民間中小病院、診療所、精神病院に勤務していて、仕事の内容は看護婦（士）（以下、看護婦）とほとんど変わらない。'95年現在、全国の精神病院の看護職員のうち、41%が准看である。つまり、これらの医療機関での看護業務は、准看がその大半を担っていることになる。

ところが、この准看に対してはいろいろの差別がなされている。まず、賃金差別である。看護婦と比較すると4万円ないし5万円も低い。その他、職制につかせないなどの昇格差別や、勤務予定表には看護婦－准看－看護助手の順に名前を並べ、それぞれに○、△、×の印をつける病院もあり、准看にはリーダーをさせないなどの身分差別がなされている。また、マスコミも再三取り上げているが（'95年9月14日付朝日新聞社説など）、准看の養成課程で、労基法違反の「お礼奉公」がいまだにまかり通っている。

この事態を解消するために、看護者たちは今、『看護制度一本化・准看制度廃止』を求めて、集会やデモ、署名や国会・行政請願など、活発な運動を展開している。厚生省もようやく、'95年10月、「准看問題調査検討委員会」を設置し、この問題と本格的な取組みを開始した。

しかし一方、日看協は、看護学部・学科を設置する4年制大学が来春には56校に増えて、看護婦の高学歴化が急速に進む状況を理由に、「専門看護婦制度」の導入などにより、大卒看護婦を頂点とするピラミッド型看護体制の構築を目論んでいる。即ち、看護の世界には、今新たな差別構造が作られようとしているのである。日看協がＰＳＷやＣＰの国家資格化に反対する理由の一つもこの目論みにある。

また、先にもあげたが、「新看護体系」の新設により、看護婦を重視し、准看を看護助手扱いにしたり、賃下げや人員整理などをやる病院も出始めている。

②作業療法士の場合

'65年に資格制度化された。その後年々、作業療法料が値上げされてきたため、これを実施する病院が急激に増えている。その数は現在では、全国の精神病院の32%に達し、数年前と比較すると70%近い増加である。作業療法の実施が精神病院経営に対していかに大きな利益をもたらすかは、佐々木賢の『資格を取る前に読む本』（三一書房、'96年1月）に詳しい。

ところが最近、作業療法学会で精神病院の作業療法について語る時、これが否定的に語られるか、困惑した現場報告に終始する場合が多いと言われている（『作業療法』14巻5号、'95年12月）。また、私の友人の作業療法士も、「自分は、作業療法料2、200円に相当する仕事をしているのか、単なる点数稼ぎのための作業療法に過ぎないのではないか」と胸中の虚しさを語っている。

作業療法が点数化された年の'74年、日本精神神経学会はこれに反対する声明を出した。そこでは、『作業療法を点数化することで、作業療法による患者の管理、抑圧、労働権の侵害が固定化され、一層悪化する可能性が高い。作業療法が経済的利益を生むことで作業しばりを助長しないか』との懸念を表明している。あれから20年余りが経った今、その懸念は単なる心配のし過ぎでなかったことに改めて気づかされる。

おわりに

私たちは、心理職の国家資格化に反対して本学会の設立に向かった。当時私たちは、国家資格化への協力は、「される側」からの批判、告発を受けつつ、「される側」に学び「される側」と共に、の視点で、臨床心理学・心理臨床の自己点検を続けてきたそれまでの路線、基本理念の放棄であると主張した。

以上に見てきたように、精神医療現場は今、国の医療総需要抑制策の下、個々医療機関はその生き残りをかけた熾烈なサバイバルゲームに晒され、この煽りを受けて、医療従事者は資格の有無を問わず、個々自らの立場性の不確かさに怯え、自らの業務の自己点検作業を行う余裕を失っている。

私は今、「国家資格化」とは結局、国家権力による国民大衆操作の一手段であることを、あらためて思い

知らされている。

討論

佐々木：三人の方の報告から、出された問題を５つに整理しておきたい。一つは、する側の分断の問題。高石さんからホーム・ヘルパー、伊藤さんから保健主事、寺田さんから医療ソーシャルワーカーや臨床心理士などの例が出され、資格によって職種が多様化し、身分の上下関係を作る動きがある。

二つ目は関係の制度化。する側とされる側の関係が制度化されること。高石さんから企業への委託問題が出され、専門家がされる側に向かって「身をわきまえろ」等という態度を示す話があった。伊藤さんから「あたりまえの関係があったら、専門性は必要ない」という話があった。あたりまえの共同性が崩壊する時、資格が出てくる。

三つ目は資格要求。我々の側から資格を要求しているのではないか。高石さんから、ボランティアの人たちが身分保障して欲しいといっている話、伊藤さんからは、養護教諭が「もっと専門家として扱ってもらいたい」といっている話、寺田さんからは「臨床心理士が資格がないと職場におれない」といっている話などがあった。また周囲の人が「有資格者をおいてくれ」と要求している。

これは不安の商品化でもある。学歴インフレによる経歴不安、環境悪化や忙しさやイメージの肥大化による健康不安、職場の位置関係の不安、競争に負けたと感じている人のルサンチマン、中級技能の単純化による立場や能力の不安、教養分散による教養不安等々を商品化し、コーティング（メッキ張り）するわけだ。このことに関しては私の著書『資格を取る前に読む本』（三一新書）を参考にしていただきたい。

四つ目は利権や資格縄張りの問題。寺田さんの報告の中で「精神医療の業務と資格に関係する…」という長たらしい名前の研究班が紹介されたが、その中に8団体の代表者たちが出ていて、互いに自分の業務の価値や地位を高めるための縄張り争いをしている。

五つ目は実務乖離の問題。苦労して取った資格が現場で役立たない。これはコリンズがいう「教育資格」の欠点でもある。学歴と同様、資格試験ではテスト内容の普及に一定の時間が必要で、この間に内容が陳腐化する。逆に、現場の仕事がＭＥ化や技術革新で単純になっている。あるいは、現場の仕事が共同性や創造性や発想等の面で、元々、テスト化に馴染まないものであったりする。

以上出された問題を五つに整理してみた。初めに、パネラーへの質問からどうぞ。

藤武：伊藤さんに。健康診断を受けたくない生徒は受けなくても済むのか。学校は個別の身体を集団の身体に変える場になっている。私は今年定時制にいるが、ここでは健康診断に出てこない生徒がいる。私はこれで構わないと思うが、制度的にはどうなのか。

古井：伊藤さんがツベルクリンの説明を生徒にしていたら、医者が「忙しい時に一々説明などするな」とクレームをつけた話。その時伊藤さんはその場で「ハイ、ハイ」と受け流したという。でも、その場その瞬間にすぐに反論することが必要ではないか。

竹村：不登校者にとって保健室はどういう意味をもっているのだろう。

伊藤：健康診断は法で決まっている。だが裁量で何とでもできる。管理職は義務だというが、慢性病とか通院している者にとっては無意味だといえる。学校保健法の規定以外の血液検査等を自治体でやっているが、この場合など、同意書をとる必要がある。

その場で言うことは大事だと思う。学校内ではやりあっているが、外からきた医師には能率の面から、そう言えないこともある。ただ、何が必要で何が必要でないかを一言でも生徒に言うようにしている。

「保健室は心の居場所」などと言われ始めている。他の学校でいじめ問題の会議に養護教諭が必ず出席している所もある。私の学校では、未だに「保健室に子どもが沢山集まるのはよくない」という雰囲気。不登校と問題のある子と保健室と三段階に分け、教師がどこに相談にいくかを決め、生徒に選択権を与えていない。

富沢：佐々木さんの５つの整理以外にもう一つ、資格試験を受ける側の判断停止の問題がある。私が大学にいる頃、社会福祉士の資格が導入され、カリキュラ

ムがこれに向けて一辺倒になってしまった。私はボランティアをしていて、「人間とは何か、生きるとは何か」を話しあっていたが、こうした根源的な課題をゼミにもっていくと、試験を目指している人から相手にされなかった。つまり資格は受ける側の思考停止をもたらしている。

秋田：高石さんに。U県のT市ではボランティアは市の下請けのような意識があり、サンフランシスコ大地震にかけつけた欧米のような独自の意識の人たちがいない。阪神大震災で少し変わったともいわれるが、どうか。

高石：行政はボランティア育成に熱心だ。教育委員会も5日制にからんで、養護学校と地域の学校との交流をやっている。ぼくは交流には反対で、むしろ障害を持たない子どもたちの差別意識を固定化するような内容が多い。そういう中身のボランティア育成を行政がやっている。

全社協が平成8年3月1日発行した「ボランティア情報」に、住民参加型在宅福祉サービス団体数が発表されている。現在、有料サービスが691団体、その内、市民が自発的にやっているボランティア型が246で35.6％ある。社協がボランティアを育成して市の下請けをさせた社協運営型が224で32.4％。社協がトンネルになって行政の肩代わりをし、ボランティアを使ってやっていく形が確実に増えている。社協はその方向に進むだろう。

阪神大震災に虫の家から職員を派遣したら神戸の被災地障害者センターの専従職員になってしまった。その人の話によると当初300名のボランティアが入り、現在残っているのが40名位。マスコミがいうようにボランティア意識が全体的に強くなっているわけではない。ただ、自立的に参加している人だけが残っているという事情が明確になったのが、2年目を迎えた阪神の状態ではないか。

ボランティアの原則は今の姿勢の人間のつながりを奪う方向にストップをかけるところからしか始まらないと思っている。

松本：東京から来た。全国精神障害者家族連合会の元会員、交通事故遺族の会の会員。4月27日常磐大学で災害被害者援護組織の旗上げがあった。学長が司法関係の人で、茨城県警が同席していた。メンタルケアが司法主導や警察主導でなされている危惧がある。なぜ官製でやられ、草の根で出てこないか。

篠原：高石さんや伊藤さんに共鳴しつつ次のようなことを考えた。これからの展望として、「人には自己決定権があり、その選択に応じてサービスを提供する」という議論がある。その時、気になるのは一対一の関係にいよいよ閉じられていくということだ。どの医療どの福祉を受けるかの自己決定権があるといっても、メニューを提示するのはする側の知識や技術があるのみ。そこで味方になり自己決定権を支える専門家が必要になる。ここでは、より高度な専門性を作る上で、自己決定権が道具と化してしまう。こうした事情を議論しておかねばならない。

高石：今、公的介護保険が議論されている。政府は本人のニードに応えた様々なサービスのパッケージを用意し、それを選べるようにすると言っている。だが、だれがパッケージを作るのかというのが問題だ。今のところ、市町村ということになっていて、資格のあるケースワーカーとか保健婦とかいっているが、どんな風にみんなでやっていくか、関係を結びながら生活していくかというところが見えてこない。

水俣の緒方さんという方が言い始めていることだが、人間関係を切り結ぶときに、生命系の次元での共生を考えていかなくてはならないという。人間の共生を唱えるだけでは、我欲中心の近代の歩みから離脱するのが難しい。これは大切な視点だと思う。

伊藤：「家庭の教育力がないから学校で」という考えがまだ支配的だ。それは違う。一つの狭い学校では完結しないもっと違う世界や現象あり、その情報を学校に取り込み子どもの前に提示したい。患者権利法の考え方、薬の説明やカルテの公開、内申書の公開、校則見直しも始まっている等々の情報がある。

仲間と一緒に不登校を考える会をやっていたが、学校にこだわるのはおかしいと思い、今では、学校外の様々な現象にも目を向けるよう、自分の居場所から学びを考えるという会の名称にした。

佐藤：地域の介護人派遣センター所属。先日合宿で

金井康二君と一緒になり、そこで人間関係を考えることの大切さを学んだ。

持田：大学で社会学を勉強中。関西の大学で臨床心理学科を作り、資格が取れると宣伝したら60倍の競争率になった。文部省では福祉関係で、資格を取れる学科について、新たな定員を許可している。私学の経営の危機もあり、資格がもてはやれ、学生の思考停止の状態がすすんでいる。

浪川：思考停止ということばだが、大学は思考の場だとという前提で語っているのが気になる。

武田：知人の精神科医が公立の病院を辞めて、典型的な企業城下町で病院を開いた。開業を危ぶむ声もあったが、なんと、毎日100人を越す患者が押し寄せてきた。だが、病気というより相談にやってくる。そこで、臨床心理士を雇わざるをえなくなった。問題なのは、日に100人もの人が精神科を訪れるほどの労働現場があることだ。企業も学校も大学もそうだ。

寺田：思考停止について。国家試験を通るために、オーソドックスな理論や教科書を勉強しなくてはならない。現場で専門性の自己点検をしようとする者は試験に合格しない。我々は少数で異端者だが、それでいい。

伊藤：素人が分からない面があるから、専門家や権威がはびこる。その分からなさを開いていき、段差をなくす必要がある。子どもを売り、情報を売ることはやめよう。

高石：家庭が限界にきたから介護の社会化が必要だというが、これは介護の制度化というべきだ。限界だというが、「家族責任」と「自助努力」を女性にだけに負わせていた従来の関係そのものをを作り直さねばならないと思う。そこを問題にしないで一気に介護を制度化するのがいけない。社協は関係を丹念に作り直す作業をすべきと思っている。

日本社会臨床学会第4回総会（1995年4月28～29日）報告

シンポジウムIII 「情報機器と人間関係」

発題：石川 准（静岡大学）
大谷尚子（茨城大学）
林 延哉（茨城大学）
司会：中島浩籌（YMCAフリースクール）

シンポジウム「情報機器と人間関係」は、2日目の午後行われた。パネラーからの発題は、静岡県立大学の石川准さん、茨城大学の大谷尚子さん、同じく茨城大学の林延哉さんの順でなされ、その後、約1時間ほど討論が行われた。以下はその報告である。

なお、各パネラーからの発題内容は御本人にまとめていただいていた。報告形式は違っているが、それぞれ、当日のものをもとに、シンポジウムでは言いたりなかったことも加筆していただいている。その意味で、当日シンポに参加していた方にも読みごたえのあるものになっているのではないかと思う。また、討論部分のまとめは、当日司会役の中島浩籌が行った。

また、シンポジウムの前に、茨城県水戸市の赤須紙器での「障害者」虐待事件についてのアピールが大海日出子さんからあった。その報告も合わせてお読みいただきたい。（中島）

大海：短い時間なので、どういうことが起こったかについて話したいと思います。昨年10月、私のダンス教室に来ている女の子の左太腿の外側がりんごが腐ったような形でえぐられていました。「どうしたの？」と聞いたら「社長に殴られた」、「どうして殴られたの？」「殴られた」と。重度の知的障害の子なので、話をすることも難しくて、オウム返しになってしまいます。「そんな殴られて黙っていることはない」というのが事の始まりでした。 赤須紙器では、障害者は全寮制で27名（全寮制の前は約40名）。障害者をこれだけ雇っているのに、「健常者」は社長の親戚関係が殆どで5～6名しかいませんでした。しかも給料も全く払わない、払っても夜中に没収していました。給料明細も千円とか二千円。助成金は一人につき十万円程度なのに、全く貰っていない人が過半数でした。親がうるさいとか当人が外でしゃべってしまう場合は、千円から五千円位までの給料を払うが、会費とかで徴収していました。

それで警察に届けましたが、傷害ではなかなか挙げられないと言われました。最初訴えたときの傷害の内容は、女の子が革靴で強く蹴られてえぐられた状態でしたが、それから茨城新聞社の方に協力してもらって、茨城県全部の養護学校、会社を辞めた方、怪我をかなりされた方を探して、全部調査し、調書を取り、弁護士さんにも被害者の方に会ってもらって、きちんとした形で届け出たにもかかわらず、全然受けてくれませんでした。それから、この事件に関して、福祉課とか福祉事務所とか、行政、職安、労働基準局などにも全部届けたが、もみ消された状態で、4ヶ月くらいは全くだめだった。

しかし、そこは頑張り通して、何とか詐欺という形で逮捕してもらいました。しかし、赤須は詐欺を認めながら、30％くらいで100％ではないと主張していて、警察もこの人はこれだけ障害者を使ってきたよい人なんだから、と彼の言うことだけを信じて、被害者の話とか給料明細をきちんと持ってでかけたのに、30％なんです。

それから、一人の女の子が蹴られた後、その他の人の怪我について調べました。一人の女の子は、右と左の脚を毎日のように角材で殴られ、蹴られ、半月板が損傷していました。一人の男の子は、毎日御飯を食べさせて貰えず、膝の後ろに空缶を挟んで正座させられ、手錠をかけられて、角材、木刀で毎日殴られてい

ました。左耳が全くつぶれて、頭や背中なども殴られて、もうちょっとしたら目が見えなくなってしまうのではないか、という状況です。医師の診断書も警察に届けてあります。これは1年も経っているから、聞くだけは聞くが、時効だという形でそのままになっています。寮にいる27人の障害者で、赤須正夫から虐待を受けていない人は一人もいません。殴る、蹴る、そう言うと、その子が暴れた、仕事しない、言うことを聞かないから殴ったという風に世間の人たちは勘違いしますが、毎日社長の気分がすぐれないとみなさんの座っているような椅子でメッタ打ち、女の子が逃げて部屋に入っても追いかけてきて、謝ってもメッタ打ちでした。それから、一年半近く障害者雇用の助成金があり、その打ち切り期限が近づくと、その子が自分から辞めるように、社長、専務、その息子などが虐待します。そういった虐待を27人全部受けていました。

そのなかで、この前、赤須紙器が火事で燃えしまったわけです。放火したと私は思っているんですが、警察も不思議と思いながら全然調べようとしません。それから、被害者の人たちを加害者扱いします。毎日私が警察に出かけて、この事件を取り上げて欲しいと喧嘩しながら一課や二課に通ってお願いし、弁護士さんと告訴状をつくって届けました。検事の方にも見ていただき、水戸署長にも渡して受けとってくれたにもかかわらず、この事件のことは知らないと言われます。それでも通っていくうちに、やっと順番に調べてくれることになったのですが、調べた内容は事件のことではなくて、「お前らは何で障害者になったのか」とか「お前らは国が決めた馬鹿だ」とか、そんなことを言いながら、一日のらくらと事情を聞いたという程度のことでした。

私は頭にきて、被害者の人を全部連れて水戸署に行き、担当刑事を全部おろしてくれるように、いま頼んでいます。それから、被害者の方を大切に扱って、きちんと事実を聞いて下さいという形で頼んでいますけれど、全然動きがありません。

さらに、セクハラがあったんですが、触ったとかいう形でなくて、毎晩のように、赤須社長、衆者の方、市会議員も入っていますが、夜中子どもが寝ているのを起こして、風呂に一緒に入れ、布団を敷け、洗濯をしろ、それから、寮に入っていた女の子を嫌がるのを無理やり脅かしながら毎晩のように婦女暴行をしていました。婦女暴行を受けていた女の子を探すのに時間がかかったのですが、その子に話を聞きたいと話すなかで、「赤須のア」を聞いただけで、その子は倒れましたし、吐きましたし、救急車を呼びながら、家の中をメチャメチャにしながら話せない状況でした。3ヶ月くらいかかって話してくれるようになったのですが、そのなかで、彼女は、昨年4月24日、会社を逃げ出してまず医者に話し、水戸署、労働基準局、職安、福祉事務所に、それから、地元の警察にも話したのです。彼女はいま福祉センターという作業所で働いていますが、そこの先生にも毎日のように話しても、全然話を聞いてもらえなかったのです。誰に話しても聞いてもらえず、この話をしても嘘つきにされてしまうので、その後、誰にも話せなかったようですが、今回、私たちや弁護士、「支援する会」の人にきちんと話してくれました。

これだけの被害がありながら、行政や世論は、赤須正夫のことを多くの障害者を雇ってくれてよい人だと言っていますが、本当はよい人ではないんだよということを世論に訴えたいと思っています。それと、きちんと再逮捕にもっていって民事訴訟で頑張りたいと思っていますので、みなさんのお力をお借りしたいと思います。短い時間で全部の事件をお伝えできないことが残念ですが、ありがとうございました。

共生のインターフェイスとしてのコンピュータ

石川准

いうまでもないことだが、道具は商品として開発され生産され流通し消費される。価格、高機能、多機能、デザイン性、メディア性、耐久性などをめぐって商品としての道具は競争しあう。一例を挙げよう。タッチパネル式のマルチモーダル・スイッチである。メカニカルスイッチに比べると、コストが安価で故障も少なく、液晶表示によるモードの切り替えに便利で、デザインの自由度も高い、企業にとってはまことに魅力的

なインターフェイスである。こうして現在多くの道具でこのタッチパネル式スイッチは全盛である。だがこのタッチパネル式スイッチには操作性に欠点がある。正確にいえば、素朴なメカニカルスイッチに比べ、圧倒的に多くの人々を利用者から排除してしまうという難点である。マルチモーダル・インターフェイスであるため、液晶表示によるステイタス表示が読み取れない人々、マルチモーダルという作法を理解することが難しい人々、タッチセンサが想定しているような繊細な指操作ができない人々はこのスイッチを使いこなすことができないからだ。こうしたスイッチを多用する道具としては、銀行の現金自動支払い機、家電製品、鉄道各社が導入を始めた最新の券売機、ディスカウントショップなどに設置されている多機能自動販売機などがある。もちろん、多くのユーザにとっては、操作性が「少し」落ちる代償として、機能性、デザイン性、経済性、耐久性などは「大きく」改善されているのだから、商品としての一般的価値は高まっているはずだというのが企業の言い分である。

だが、大半の道具（設備・施設）は、障害者をユーザとして想定してはいない。機能性にしても操作性にしても、あらかじめ想定した特性を持つ利用者にだけ向けて商品は価値づけられていく。そのため、どうしても障害者は融通や間に合わせの技術を駆使して道具を使わざるをえない。たとえば、道具自身や道具が置かれた環境がたまたま発散する「ノイズ」（音とは限らない）を情報の手がかりとして融通し、それらにアクセスする。しかし、人知れず融通している間は、融通する人びとの側に主導権はないから、道具は、障害者の融通を知らない人びとによって改訂されていく。ノイズが意味を持っているのはそれを融通している人びとにとってだけなのだから、いままで使えていたノイズがこうした変更や改定に伴って突然消えてしまうことはよくあることだ。

たとえば、駅の改札口で駅員が乗客の切符にハサミを入れる際に出る音は、ハサミという道具がたまたま発散するノイズだったが、視覚障害者はそれを改札口の場所を特定するために流用していた。ハサミが発散するノイズは高周波であってかなり離れた場所からもよく聞こえた。だが、改札の方法が、自動改札へと変更されると、視覚障害者はやむなく自動改札機のモーター音という新しいノイズを手がかりにして改札口の道程を行なうしかなくなった。だが、モーター音はハサミよりはかなり低周波のノイズであって、かなり近づいてからでないとよく聞こえないことになった。加えて、かつては行き先までの料金が不明であっても（それはしばしばあること）、改札口で駅員に不足料金を支払うという便法が使えたが、最新のシステムでは一つしかない（それも自動改札機のどちらサイドに置かれているかは不明）乗り降り兼用の有人改札で他の乗客と交錯しながら精算を頼まなければならなくなった、という具合である。

人が道具に働きかけ、道具がそれに反応し、人に応答する手続きや形式は、一般に「ユーザ・インターフェイス」とか「マンマシン・インターフェイス」と呼ばれている。このインターフェイスがどのように設計されているかによって、人は快適に道具を使うこともできれば、逆に道具の前で立往生することにもなる。本来インターフェイスは人と道具の間を取り持つ「接点」「通路」「媒介」なのだから、道具の前で立往生する人が現れたときには、インターフェイスが不出来なのだろうと、最初にインターフェイスの設計を疑うのが順序というものだが、実際には道具の「進歩」に適応できない人の「無能力」や「不勉強」にひたすら原因を帰す言説が通りがちである。そして、道具の前で立往生する人には、別途特別な工夫を行なえばよい、という仕方で問題はかたづけられていく。

特別な工夫の第一は、インターフェイスが想定している水準までユーザの能力を引き上げることのできる道具（補装具）をユーザにかぶせればよい、なければ作るしかない、という形式の発想である。メガネ、コンタクトレンズ、ルーペ、補聴器から始まって最後は人工臓器を組み込んだサイボーグ人間による問題解決の道である。したがって、このアプローチによれば、補装具により能力の補完ができない場合は、現状の科学技術ではいかんともしがたい重い障害だとして諦めるしかないことになる。

特別な工夫の第二は、インターフェイスにさらに

特別なインターフェイスをかぶせることで、あるいは切り放しが可能な場合はインターフェイスを特別なインターフェイスで置き換えることで、ユーザの能力的特性にインターフェイスを同調させる方法がある。視覚障害者のコンピュータ・アクセスの分野では、「スクリーンリーダ」というソフトウエアがその典型である。一般のアプリケーションやOSに介入して、視覚障害者が使えるように音声出力や点字出力機能をそれらに付加する働きをするプログラムである。スクリーンリーダーは、一種の間に合わせ技術であるため、つまり道具の開発側との共同作業により開発されてきたのではなく、あくまで利用者サイドがコンピュータを使うために編み出した技術だったため、いやおうなくトリッキーな技巧を駆使せざるをえなかったという限界がある。トリッキーな方法であるからには、この種の工夫はしばしば不安定であり、不完全なものにとどまる。

特別な工夫の第三は、専用の道具を開発し提供すればよいというものである。点字や指文字などの原語メディアや手話のような原語体系の発明、視覚障害者用読書機、ＧＰＳ歩行誘導システム、階段対応電動車椅子、介護ロボット、買物代行ロボットの開発などである。このアプローチに基づく大学や企業による開発研究はことのほか活発に行なわれるにもかかわらず、市場として成立しないことを理由に、専用の道具の商品化はしばしば断念される。

とはいえ、道具自体は、多機能性と高機能性を増すに連れて、ますます、あらかじめ決められた操作手順に従って使わなければ機能しなくなり、他のものによる代用や間に合わせを認めなくなるという意味において、「純化」され「合理化」されていく。特殊なインターフェイスの付加も、予め想定されているものを除いて「ウイルス」として拒絶されるようになる。障害者など、道具の純化や合理化により利用者から排除される可能性の高い人々にとっては由々しき事態である。しかし、融通や間に合わせがますます困難になれば、それだけ本格的な方法が要請されるようにもなる。しだいに多くの人々が利用者から排除されていくという傾向を是正し、道具へのアクセス権を主張しつつ、道具開発に、障害者も社会の一員としてはじめから参加し、注文をつけていくべきであり、そのための社会啓発努力を続けるべきであるという機運が高まるチャンスでもある。

実際、そうした実践は近年しだいに活発化してきている。家電製品、生活用品、玩具などの分野では、「バリアフリーデザイン」ということがいわれるようになってきた。E and Cという企業の開発者と障害者が参加して、商品のバリアフリーをめざす取り組みを行ない、バリアフリーデザインのガイドラインの策定や、バリアフリー商品（共用品と呼ばれている）の開発を実践し、成果をあげている市民運動が注目される。現在主要メーカーのシャンプーとリンスは、触角により判別が可能になっている。また、多くのプリペイドカードにはカットが入れられるようになっており、カードの方向、種類（電話、鉄道、デパート）がこのカットの場所と形で判別できるようになっている。これらは、いずれもこのプロジェクトの成果の一端である。

コンピュータの分野でも、アクセシビリティという概念がすこしづつ定着しつつある。視覚障害者が直面する問題としてGUIとネットワークへのアクセシビリティは世界的な問題となっている。先にも述べたように、スクリーンリーダはOSやアプリケーションに進入し、情報の手がかりとなるものを入手し、視覚障害者ユーザに入出力にかかわる情報を音声や点字表示で通知する一種のスパイソフトである。間に合わせ技術であるため、いやおうなくトリッキーな技巧を駆使せざるをえない。その開発はたいへん困難であり、多大な労力を必要とする。MS-DOSのように１０年以上もの間、基本的アーキテクチャは変化せず一般に利用され続けたOSを対象とした場合にはこのアプローチは通用し大きな成果をあげたといえるが、今日のようにOSの変化が加速している時代にはこのアプローチは徒労に近いものになりつつある。そのため、OSメーカーのアクセシビリティへの積極的貢献が切実に望まれるようになり、欧米では「アクセシビリティの政治」が活性化した。Microsoft社はActiveX Accessibilityというツールキットによって対応しようとしているが、

これはアクセシビリティの政治の成果である。

間に合わせや融通が通用するときは、人はアクセシビリティの政治にコミットすることは少ない。便法がもはや通用しないことを知ったときにこそそうした集合行為に関心を向ける。従来日本の障害者運動はテクノロジを警戒してきた歴史がある。とくに全身性障害者の間でそれは顕著だった。それは簡単にいってしまえば、中途半端な道具を与えられたうえでそれをアリバイとして放置されることを心配してのことだったといってもいいだろう。

対照的に、アクセシビリティの政治という立場は、たんなるテクノロジの否定や拒否では可能にならない社会参加や社会統合をめざそうとするものである。障害者が、道具のアクセシビリティを主張して、道具の開発や供給に主体的に参加していくことで、人的対応やサービスから不十分な道具への置き換えは防ぐことができるし、障害の有無、年齢の違い、知的能力の違いなどを超えて使える共用性に富む道具が社会に多く供給されるようになる。

養護教諭とコンピュータ

大谷尚子

「養護教諭とコンピュータ」という題で話をさせていただくことになっているが、初めに、私自身とコンピュータの関係について、少々個人的な話をしたい。私自身は、現在ワープロを使用しているが、以前は、私の文章（論文、授業・会議用プリント原稿）を、退職した父に清書してもらったり、夫にワープロを頼んでいた。親族総出の応援である。そうなったのはなぜかと言うと、職場が東京と水戸という離れた場所をもつ2人が結婚するにあたって、住まいをどこにしようかと悩んだ末、親族の援助を期待できる東京に決めたのであった。そこには、夫が視覚障害を有するということも大きな要素になっている。妻そして3人の子どもの母親である私が、東京から水戸に通うこととなり、子どもと接する時間や仕事に当てる時間は少なくならざるを得なかった。そこで、親族あげての応援となったわけである。夫は視覚障害ではありながら、機械いじりが好きという性分のためか、ワープロを早い時期に購入し、「君は覚えなくてもよい。僕がワープロに入れるから。君はもっと大事なことをやったらいい」と言って、子どもと向き合うように勧めるのであった。今振り返ってみると、私がワープロを使わなかった時は、父や夫に依存する生活ではありながら、いろいろと顔を突き合わせて相談したり、相互の交流があった時であった。今回、シンポジウムのテーマ『コンピュータと人間関係』をいただいて、そんなことに気づいた次第である。

I.「情報処理・コンピュータ」に対する養護教諭の期待

養護教諭は今、「『情報処理・コンピュータ』に関する研修をしなければ…」という意識が高い。例えば、I県の昨年度における養護教諭の地区研究会のテーマを拾い出してみると、29地区のうちの8地区、3割弱の地区において、「パソコンの研修」などを掲げていた。集計用ソフトを地区の全校に配布し、その実技研修を行っている所もあった。なぜ、養護教諭がコンピュータの研修をこんなにも企画しているのか、その背景をあげれば、次のようなことが考えられる。

①忙しい仕事を軽減したい。最低、事務的仕事に費やす時間が軽減できるのではないか。例えば、保護者向けの連絡文書・保健だよりをワープロで作成すれば、楽になるであろう。

②子どもの個別のデータを集計することによって、集団の実態を把握したい。例えば、健康診断における身体計測の平均値の算出や、傷病統計である。

③保健室が所有するデータを活用することによって、健康上あるいは生徒指導上、「問題」のある子どもをスクリーニングしたい。例えば、保健室「頻回来室者」を抽出すれば、「要注意」の子どもを割り出せるだろう。

④関係者に資料（情報）を提出し納得させるには、「科学的」に処理されたとみられ、権威づけられるコンピュータ・ワープロ文字が有効であろう。

⑤コンピュータ処理の方法を理解し、自分が情報を把握する際の限界・特徴などを知っておきたい。

⑥情報化社会にあって、「わからない・できない」と

いう自信喪失感をぬぐいたい。

2. 養護教諭がコンピュータを扱うことによる問題

上記にあげた養護教諭の期待は、果たして達成できるものなのだろうか。ここでは、人間関係という視点から、次の3点について問題を述べたい。

1）保健だよりで何を伝えたいのか―受け取る側の気持ちを考慮すると…―

保健だよりは多くの養護教諭が発行している。近年では、作成する側が保健指導の機会・媒体として、内容や体裁などに工夫をこらしているようだ。近年は、事務量軽減という趣旨で、手書きではなくワープロ文字の試用も多くなっている。「学校からのお知らせ」（公文書「権威づけ」？）だからワープロでという考えもあろう。コンピュータ使用のきっかけは「保健だより」作成からという養護教諭も多い。

そこで、保健だよりを受け取る側がどう感じているのかを知る一つの方法として、本学養護教諭養成課程の学生に授業の際に配布された現職養護教諭の保健だより（7人の養護教諭作成）に対する感想をたずねてみた。将来は自分も作成する側になる可能性を意識しながらも、学生は、しっかりと『受け手側』に立って感想を述べていたが、その内容は、『暖かさ』や『明るさ』を感じるというものが最も多かった。『受け手側』にとっては、ワープロで権威づけられたものを求めるのではなく、手書きの『暖かさ』に魅力を感じていたのである。すなわち、保健だよりは、記載された情報の確かさを裏付けるようなコンピュータ文字ではなく、コミュニケーション、人間関係を意識させるものが求められていたということになる。例えば、学生は次のように語っている。

「…ワープロ書きのものは、字が細かく字数も多く、見た目に暖かさが感じられなかった。ワープロで書かれた文字は、堅苦しい。児童生徒は、教科学習や学校からのプリントなど、嫌というほどワープロ文字を見ているので、せめて保健だよりだけでも手書きにしてほしかった」。以上のことより、事務の省力化に関しては、「暖かさ」（人間関係）を期待されているような「保健だより」には、不向きと言えよう。

2）コンピュータ入力された子どもの健康情報の解釈は？

今日、保健室が注目されているのは、保健室に来室する子どもたちが、からだ全体を通して、本人および周囲の人々（社会）の生活の諸問題・歪みを反映させているからであろう。保健室を利用する者は、どこか生活に問題があり、いわゆる「生徒指導」の対象者に該当する者に違いないとして、保健室来室数を基準に該当者を抽出する学校もある。また、養護教諭としても、自分の記憶に頼るよりは、「いつ（何の時間に）」「どんな症状で」「推測される主な原因・理由」を逐一入力しておけば、必要な時に累積されたデータが出てきて、その子の全体像や特徴がはっきり見えてくるのではないか、と期待したくもなる。

保健室来室状況をデータ化するコンピュータ・ソフトも開発され、保健室でそれを利用することも可能になってきたが、私としては、次のような懸念をもっている。

健康問題の背景は複雑である。何を入力するのか。

判断するときには、コンピュータから出力されたデータのみを根拠にしてしまう危険がある。それは入力した項目に由来するが、そもそも入力することには限界がある。複雑な背景を、どの程度数値化・コード化することができるのであろうか。ややもすると、出力したデータだけで判断しがちであり、入力時のこだわりは捨象されてしまうものではなかろうか。子どもの一面のみを収集しただけで、何か満足させてしまう危険を伴っている。

また、子どもたちの中には、付き添い等で保健室を利用するのに、保健室の「傷病の記録」に自分のことを記入することを嫌って、自分が身体不調の際には保健室には行かないという子どももいる。自分の知らないところで、コンピュータに入力され、そのデータが「生徒指導部」などの会議にかけられ、何の弁明の機会も与えられずに、自分の処遇が話されていると知ったら、子どもたちはどんな気持ちがするであろうか。子どもの権利条約で言う「意見表明権」の行使もできない状況の中…。本当は一番保健室を必要とする子ど

もが、保健室に行きづらくなるようなことがあってはならない。

3）保健室でコンピュータに向かっている養護教諭の姿が子どもたちに伝えていること

子どもたちは、意外なほど大人の都合を考えてくれるものである。例えば、保健室で養護教諭が忙しそうに仕事をしていたりすると、保健室の入り口で顔をのぞかせただけで、子どもは帰ってしまう。さらには、「保健室の先生は、いつも忙しそうにしているので、保健室に行っても無駄」と保健室に行こうとしない子どももいる。そのようなことを考える子どもたちには、保健室でコンピュータに向かっている養護教諭の姿はどう移るのであろうか。養護教諭の思いとは別に、子どもにとっては、忙しく働いているように見えよう。子どもが保健室の入り口に立った瞬間に、顔をあげて笑顔を向けられるかどうか、が鍵である。多くの場合、切りの良いところまで顔をあげずに「ちょっと待ってね」という声が出てしまうのではなかろうか。コンピュータは、そんな魔力をもった機械である。

シンポジウムが終わったあとで

シンポジウムの討議の時間に、「運営委員は全員ワープロができないといけないのかどうなのか」という話題に、意見が飛び交った。私は、その時間、その話題については何も発言しなかった。それは、私が最初にシンポジストとして発言した時の私自身の個人的な話を紹介した「初めに」で、討議の話題と関連する内容を含んでいたし、さらに発言してシンポの終了時刻を延長させたくなかったからでもあった（実行委員の一員として）。

しかし、総会を終え落ち着いて考えてみると、私の『初めに』の話は、最後の討議の内容と結び付けてはもらってはいなかった、もう一度、その話題に合わせて発言すべきであったが、私はそのことをさぼってしまった。結局私は、自分の夫が視覚障害を有するということを皆に公表しただけだったと、後味が悪かった。

私は、こう言いたかったのです。視覚障害の有無だけで判断すると、障害のある人は、無い人と比べてコンピュータの仕事をするのは効率が悪い。わが家においても、作業効率から言うと、そうである。しかし、夫は、私に「君は君しかできないこと（もっと大事なこと）をやればよい」と言い、私もそちらを選んだ。自分の仕事を目の不自由な夫に押し付けてしまうことであっても、私にとっては、夫が不自由ながらも好きで、そして喜んで、コンピュータに向かって仕事をしているので、あまり後ろめたさを感じないで済んだ。しっかり、子どもと向き合っていればよかった。

協働しあう者が、協力しあうということは、全く同じことを同じ様に仕事を分け合うことではないと思う。運営委員会の場合もへんな「平等」を持ち込まなくていいのだと思う。

シンポジウムの発題を終えて

林延哉

はじめに

第4回総会が終わり早くも2カ月が過ぎた。総会では、僕は第3シンポジウム「情報機器と人間関係」の発題者を引き受けた。運営委員からの発題であるということも考え、また、現実の問題として、学会運営におけるコンピュータの使用が、運営委員会内部に亀裂を生じさせている現状があることからも、学会に関連する発題をしようと考え、行った。

しかし、今、その報告を書こうと、発表原稿や、その後に自分用の覚書として作ったメモを繰り直していると、結局自分はあのシンポジウムで何を言いたかったのか、自分に対してさえはっきりさせてはいなかったことに、あらためて気づいた。シンポジウムに参加していた何人かの人には、その後、あのシンポジウムは失敗だった、というようなことを言われた。まとまりがつかず、議論が十分ではなかった、ということだ。僕は、失敗だったかどうかはともかく、議論の焦点が明確でなかったとは思った。

また、個人的には、「状況や内容をよく把握することなく、誰かを悪者として規定していくヤジ」とでもいうべき声をかけられて、不快な思いをした。「ヤジ」というものを否定する気も、自分では言わないという

気も更々ないが、「状況の尻馬に乗る」とでもいう様なそれは、自分では言わないようにしよう、と自戒した。

日本社会臨床学会運営委員会で問題になったこと――

a.雑誌とニュースをコンピュータで編集することにしたことから

シンポジウムでの僕の発題の内容は、主として学会誌『社会臨床雑誌』と学会紙『社会臨床ニュース』の編集・発行に関するものだった。『社臨誌』は、コンピュータの上で編集・レイアウトがなされ、版下（印刷業者に持ち込む、レイアウトの済んだ最終原稿。これをこのまま印刷してもらい、裁断、製本してもらって雑誌が出来上がる）までを作成している。業者に頼むのは、印刷、裁断、製本の部分である。従来ならば、手書きの生原稿を整えて業者に持ち込み、タイプでうってもらい、版下を作成してもらって、それを印刷した。この、タイプ入力や版下作成の部分を、社臨では学会内でやっている。

このやり方は最近では決してめずらしいことではなく、多くの学会誌や同人誌がこの方法を採っている。同人誌やミニコミ誌では、以前より、手書きの原稿をそのまま台紙の上で切り貼りして版下にしたり、ワープロで打ち直してから切り貼りして版下にしていた。その切り貼り部分までを、コンピュータの画面上で済ますようにしたというだけのことである。

『ニュース』の方も同じ作り方で、ただ、版下を業者に持ち込まず、リソグラフで自分達で印刷、丁合するところが異なるだけである。

このやり方を社臨で始めたのは僕だった。僕自身としては、学生時代の同人誌の頃から馴染んでいた当り前のやり方だった。そのために、この、俗に「DTP（DeskTop Publishing、机上出版）」と呼ばれるやり方が、どのような意味を持つものなのかについて鈍感だった。

僕がこの方法を提案したのは、――勿論、自分としては、当り前に馴染んだやり方であったということは前提としてあるが――、この方法の方が、雑誌の制作費が安く上がること、原稿をぎりぎりまで自分達の手元に置くことが出来るので、訂正や日程的な融通がつけやすくなるだろうと、考えたからだった。

運営委員会（正確には設立準備委員会）で話し合った結果、経費の面で安くあがるということならば、と、「DTP」方式を当面採用することになった。そして、実際、原稿のタイプから業者に依頼するのに較べれば確かに制作費は安くあがった。しかし、である。

b.雑誌のテキストファイルの提供にまつわって議論が起きた

コンピュータの使用が最初に運営委員会の中で問題になったのは、多分、雑誌の「テキストファイル」を会員の要望に応えて提供したことに関連してだった。それ以前にも勿論、編集用ソフトウエアの購入や手書き原稿の入力分担等「実務」としての話題はあったが、コンピュータ使用自体についての問題が取り上げられたのは、この時だったと思う。雑誌がコンピュータによって編集されていることは、編集後記等で触れていたので読者の中にはそのことに気づいていた方も多かったと思う。また、原稿の投稿に関して、それが可能な筆者にはフロッピーでの入稿をお願いしていた。そのこともあって、会員の中から、「コンピュータで編集されているのならば、そのファイルをそのままもらえないか」という要望があがった。視覚障害のため、紙に印刷された文字は読めないが、テキストファイルでもらえればそれを音声合成装置で読み上げさせることが出来るから、ということであった。

紙にインクで印刷するという形態が視覚障害者を前提としない雑誌提供の形態であるのは確かで、テキストファイルの提供が雑誌を読んでもらう機会を増やすのであるならば、当然提供してもいいだろうと、特に疑問も抱かずテキストファイル版を作成し配布した。

しかし、このテキストファイルの提供は、社臨が、コンピュータを利用した、いわゆる「情報化社会」へ肯定的に一歩を踏み出した、という意味を持つことだ、また、コンピュータによる障害者のテクニカル・エイドを肯定的に認めたという意味を持つのだ、という指摘を、運営委員会内部で受けることになった。

コンピュータの使用は、「使える人間」と「使えない人間」とを分断するということ

このテキストファイル版の雑誌の作成よりも、より明確に打ち出された問題は、雑誌の編集体制そのものに対するものだった。

それは、端的に言えば、「コンピュータを使える者と使えない者との分断が起きている、この分断は、コンピュータを使える者が中心となり、使えない者が周辺へと追いやられる差別的な分断である」という指摘であった。

雑誌、ニュースの編集は、大別すれば2つの過程に分けられる。ひとつは全ての原稿をテキストファイル化する作業で、もうひとつは、テキストファイル化された原稿をレイアウトし印刷する作業である。

はじめの「テキストファイル」化の作業は、具体的には、手書きで届いた原稿を分担してコンピュータに入力すること、特定のワープロ専用のフロッピーで届いた原稿を、編集に使用しているコンピュータ用に変換することの2つの作業である。

ここで既に、ワープロやパソコンを使える人間と使えない人間とが分けられる。ワープロやパソコンを使える者は入力作業を担うことが出来るが、それが出来ない者は入力作業に参加することが出来ない。運営委員会内では当初より、出来る人間がやればいいという、いわば「能力に応じて働き…」という態度がとられていたように思うが、それは、意図する、しないに関わらず(誰もそんなことは意図してはいなかったことははっきり言えるが)、ワープロ・パソコンを使わない人間を周辺に追いやることになった。手書き原稿をワープロで打ち直すのに較べて、ワープロ専用のフロッピーをコンピュータ用に変換する、という作業はそれに話をかけて分かりにくい作業だった。ワープロを使っている者の中にも、この変換作業は分からないという人もいた。

レイアウトの作業になると、半ばブラックボックス状態になった。当初はひとりが、現在は3、4名が分担して行っているレイアウトと印刷の作業は、それに関わっていない運営委員にはブラックボックス以外の何物でもない状態になった。実際の作業が担当者それぞれの家の中で行われていることもブラックボックス化を助長したのかもしれない。「分かっている者だけが分かっている」という状態が現出した。

雑誌、ニュースは、学会活動の根幹に関わる部分である。当然、活動の中心にもなる。その中心的活動に関することが、数少ない運営委員内部ですら了解されておらず、「出来る者」と「出来ない者」、「分かる者」と「分からない者」との分断を生み出してしまった。

その上に、運営委員会の席上でしばしば時間を取るのが、雑誌の内容についての検討ではなく、雑誌の編集作業、発送作業上の調整や打ち合わせだということもあった。その部分の話し合いには「分かる人間」しか参加できない。学会活動の中心部分の話し合いについて、参加できる運営委員と参加できない運営委員とに分断された、ということである。

これが、第4回総会に至るまでの社臨運営委員会におけるコンピュータ化についての議論の概略であり、僕は、会員への報告の意味を含めつつ、このことについてシンポジウムの発題とした。

何が問題なのか

こうした「事実」としての問題を報告しつつ、なお、僕は、この「問題」をどこからどのように捉えて議論すればいいのかをはっきりさせられずにいた(その状況は今も尚続いている)。

2、3の問題へのとりつきの糸口は考えてみた。シンポジウムで発表したものもあれば、準備だけして発題には含めなかったものもあった。とりあえず、シンポジウムの発題で触れたものについてここでは触れる。

道具が「自立」を促進し、「関係」を分断するのではないかという危惧

雑誌のテキストファイル版作成に関して、その提供に消極的、ないしは否定的な意見としては、読めない人は読める人とその日常の中で読める人に読んでもらう、というような関係を結んできた、そのような日常の関係を、コンピュータのような機械が介入することによって分断してしまうのではないか、という意見が

あった。少なくとも、社臨は、そのような状況を助長するような方向へと動くべきではないのではないか、という意見である。

確かに、新たな機械の導入が、人と人との関係を切り裂き、人が人と繋がる必然を薄れさせる、ということはある。雑誌のテキストファイルを提供することが、同じ役割を果たしてしまう可能性はあるかもしれない。

ただ、では、紙とインクという、雑誌が従来から用いてきたメディアの持つ排他性をどう捉えるか、という問題は残る。雑誌を発行することを決めた時に、その形態を、紙にインクで印刷した冊子体のものとすることは、特に議論なく決まったことであった。しかし、紙にインクで、という形態は、初めから、例えば視覚に障害を持つ人を対象外としている。そのことをどう考えるのか。また、現在の雑誌の制作形態を変更し、コンピュータによる編集をやめた場合には、テキストファイルの提供をするのかどうか、という問題も生まれてくる。

第Ⅲシンポジウムで、同じく話題提供者を担っていただいた石川さんは、討論の時間に、「読めない人は読める人に読んでもらうという関係を大切にしたい、という議論と、コンピュータの導入によって使えるものと使えない者との間が分断されていくという議論が、両立していくことが不思議だ」と言われた。日常における読める人と読めない人とが作ってきた関係にこだわろうとしている学会が、たかがコンピュータを導入しただけのことで、コンピュータが使える人間と使えない人間とへの分断を起こし、それ故にコンピュータを否定しようとする、それは結局、「能力が同じであったが故の対等」に無自覚に甘んじていただけに過ぎないのではないか。「対等性」の意識の背景には「能力の等質性」が隠れていたのだ。「能力が同じであったが故の対等」という指摘は、僕自身の鈍感さをはっきり指摘してくれる言葉だった。

はやりのホームページを社臨が作ることの是非

運営委員の中には、一方では、社臨も、昨今話題のインターネット上でホームページを開こうという意見を持つ人もいる。「持つ人もいる」という言い方はあまりにも他人事になってしまうので潔くないかもしれない。僕も、その意見を否定していない。一応の準備も進めている。現在の社臨は、まったく経済的負担なしにホームページを持つことが出来るという、ある人達から見れば恵まれた環境にある。学会、雑誌、出版物の宣伝・流通の方法のひとつとしては悪くないと思っている。最終的には雑誌、ニュースの流通方法のひとつとしてなればいいのではないかと考えている。しかし、このことについては、運営委員会においては、ほとんど議論されていない。

何を、どの位置において、問題にするのか、ということ

以上のような内容の発題をしたのではなかったか、と思う。学会運営におけるコンピュータの利用について、それがどのような意味を持つのか、今後どのような方向へ向かえばいいのか。

例えば、雑誌にしても、生原稿を整えて印刷業者に持ち込む方法に変更するという選択肢は存在するし、そのために経費がかさめばページ数を減らしたり発行回数を減らしたりしてもいいのだ。あるいは、送られてきた原稿を切り貼りして、そのまま掲載することだって可能なのだ。勿論、そうしたって多くの著者がワープロやパソコンで原稿を書き、また、印刷業者も現在ではコンピュータを多用しながら出版物を作成しているという事実が揺らぐわけではなく、社臨がコンピュータ化から解放されることにはならないのも事実だが、一応の「筋」と「節」は通せるかもしれない（勿論、それは多分に自己満足、あるいは、自己擁護になってしまうかもしれないが）。

いずれにせよ、会員共々にの議論が必要であると思われた。そして、それは僕個人の思いだけではなく、それぞれの運営委員も同じ思いだったのではないだろうか。

ところで、討論部分の報告は、僕の役目ではないが、幾つか触れたいことがあるので書かせてもらおうと思う。

フロアから、機械に頼りすぎていた場合、停電して

しまったらどうするのだという意見があり、僕は、それに対して「現実的には、『無停電装置』のようなものが開発されて、そのような危険に対処している」というような内容の回答をした。

その後のフロアの反応では、僕が、「電化擁護」の立場に立ってこのような回答をしたと思われてしまったように思うが、それは真意ではない。僕は、「停電」はコンピュータ化の本質的な批判とはなりにくい、現実には、技術は、更なる技術を重ねることで対処をし続けていくだろう、「技術は更なる技術を重ね続けて、自らを生き長らえさせていく」という、そのこと自体を問わなければならないだろう、と思っていたのだった。同様に、「エネルギー問題の視点が欠けている」という指摘も、直接に「コンピュータ化」の批判とはならない。勿論、コンピュータ化とエネルギー問題は十分に関連のある問題なのだが、「エネルギー問題」は、僕達の「電気依存型生活」を問うべき部分に関連するのであって、「コンピュータ化」は、僕達の生活を更なる「電気依存」へと追いやっていくという部分で関連しているのだと思う。コンピュータを使う以前に僕達は、電気炊飯器でご飯を炊き、冷蔵庫で食品を貯蔵し、電子レンジで料理をし、電気ポットでお湯を湧かす。洗濯も、風呂の着火も、電気を使っている。ガスがきていないマンションさえ現在では存在するのだ（電磁調理機によって調理を行うので、ガスが必要ない）。

生活の電化が、コンピュータの導入の地慣らしをしたと言えるかもしれない。また、消費場面ばかりではなく、生産の場面でもエネルギーは消費されている。生産された電力は、電力会社が集約的に生産し、配給するという形態。「エネルギー問題が視野に入っていない」という意見は、コンピュータ化社会、情報化社会、における「エネルギー問題」をどのような視点から、どのようなものとして問題とするのか、を問う批判であったと捉えたい。それに、あえて付け加えるならば、電気依存型生活は、僕達を電磁波の真っ只中に置き続けることにもなる。

現代社会は、世界レベルの相互依存の関係にあるという。それゆえにこそ、世界人類が共に」という思いによって結びつくことが出来るのだ、ということを言う人もいる。共存共栄をしていかなければならない根拠がそこにあるのだという。けれども僕は、あまりにも広がりすぎた相互依存の関係は、人の手に余るのではないかと、今は、感じている。誰からも遠ざかり、誰からも全体を見渡すことの出来ないような相互依存の巨大なシステムは、人間の手に余るのではないだろうか。だから、相互依存の網を小さくすることこそ必要なのではないだろうか、と思うのだが、どうだろうか。

討論

シンポジウムⅢ「情報機器と人間関係」の討論は、1時間ほどの長さで行われました。

多くの方から発言があったのですが、残念ながら、紙幅の関係で全てを報告することはできません。以下は、いくつかの討論の柱にそってまとめたものです。

○機械に頼りすぎでは？

まず、石川さんの発題に対し、情報機器に頼りすぎなのではないかという疑問が呈示されました。「石川さんは、情報機器に頼りすぎではないか。機械は例えば停電などで機能しなくなることがある。そういったことで人間関係がぶっつり切れてしまった場合、どう立て直していったらよいのだろうか」と。

これに対し、石川さんは次のように答えています。

「機械に翻弄されてしまうような使い方はさけなければならないだろう。しかし、ソフトの開発、例えば自動点訳プログラムの開発などによって私たち視覚障害者の情報へのアクセシビリティを増すことができるし、それによって点字を知らないという口実によって点字翻訳をしなかった企業・行政機関などに点字資料などを提出させることができると思う。情報機器の浸透によって柔らかな全体主義のようなものの危険性が大きくなることも確かであり、それに対する問題意識ももっていかなければならないが、情報機器そのものを無視することもできないのではないか。」

○エネルギー問題

情報機器の問題をエネルギー問題とからませる提起もなされました。

「コンピュータが浸透していくということは、電気エネルギーを消費していくということではないか。つけっぱなしの情報機器が多くなることは、エネルギー消費を増加させていくことにつながる。そのへんのことについて情報機器を推奨していく人はどう考えているのだろうか。コンピュータ化を進める人たちはエネルギー問題を視野に入れていないのではないだろうか」

この点については発題者の林さんからも発言がありました。シンポジウムでの発言内容とは少し違っていますが、報告の中で林さん自身がこのテーマについて論じていられるので、お読み下さい。

○情報収集

情報機器の使用ということを問題にするよりも、情報収集ということに問題をしぼって考えていってはどうかという問題提起もなされました。「私はミニコミの通信を出すのにパソコンを使っている。しかしコンピュータによる情報収集ということについては強い疑問を持っています。

私は情報収集としてのリハビリの対象にさせられたことがあります。コンピュータによる情報収集は私の中に立ち入り、事細かに私の行動を調べようとしています。トイレの中での動作までチェックし、自立できるかどうかを情報収集しようとする。そういったシステムへとリハビリの業務が大きく変わっているわけです。しかしそれは『される側』にとってはセクハラでしかない。だから拒否したら私はリハセンターから追い出されました。情報収集は人間性を奪ってしまうことがあるのです。

ですから、社会臨床学会にお願いしたいのは、情報機器ではなく情報収集あるいは情報操作の問題を取り上げてほしいなと思います。」

このように、情報収集の問題点をついた発言・提起が提出されています。

また、大谷さんもご自分の入院時の経験をもとに次のように発言されています。「多くの病院ではコンピュータ化されおり、検温、検脈のように看護婦さんが病室でやっていたことの多くがコンピュータにつなげればいちいち病室に来なくてもできるようになった。従って看護婦さんはあまり患者さんのところに来なくなっています。そうなると細々としたことを話す機会が失われてしまい、結局患者さんはいろんなことを我慢するようになってしまう。

このように、コンピュータによる情報収集は人間関係の基盤づくりを難しくさせてしまうのではないでしょうか。

○人間関係

コンピュータと人間関係について次のような発言がありました。「発題者の提起は、コンピュータという道具は人間関係を円滑にすると同時に人を排除するというコンテクストで語されていると思いますが、別の形の人間関係への影響もあると思います。私は以前プログラマーをやっていたのですが、その時の経験から言うと、コンピュータを長く使用しているとイライラして他人にきびしくあたってしまうところがある。プログラミングがうまくいかないので他人にイライラをぶつけてしまう。あるいコンピュータをうまく使えない学生に『なんでこんなことが・・・』ときびしく言ってしまう。コンピュータ使用は人間関係をまずくさせるところがあるように思います」

また、次のような発言もありました。「コンピュータの導入によって直接的な関係が間接的な関係に変化してしまうのではないかと危惧する意見がよくありますが、私の場合、他人との関係が明確でなくないところがあり、フェイス・トゥー・フェイスの関係では、他人がこちらに入り込みすぎてコミュニケートできなくなることがあります。しかし、私と相手の間にコンピュータが入ることにより、毒性が濾過されて、逆にコミュニケーションが可能になります。そういう場合もありうるということをいいたいと思います」。

人間関係という点について林さんは次のように指摘します。「コンピュータは、個人が個としてバラバラのまま競争しあう、そういった人間関係をつなぐものとしてあるのではないか。その意味で共同体の崩壊ということにかかわるものであり、個人はバラバラになったままコンピュータという制度にとりこまれてい

る」

○コンピュータを使用する側と使用しない側

コンピュータの導入は情報機器を「使用する側」と「しない側」の区分をもちこむのではないかという指摘がいくつかがだされました。

「資格化が進む中で職場の関係がおかしくなってきている中で、コンピュータが導入され、今までみんながやっていたような事をコンピュータで処理するようになり、コンピュータを使用する側だけがその仕事を把握し、みんなはどんなことになっているのか分からなくなってしまうようなことがおこっている。やはり、コンピュータを使用する者と使用しない者との区分ができてしまうのではないか」。

「コンピュータはおもちゃのように好きな人はのめりこむような道具でもあると思います。しかし、好きでやっていても構造的に人間を分けていく道具ではないでしょうか」。

最後に石川さんは、次のように指摘しています。「編集委員会での討論について聞いていて、理解できないところがあります。一方で、コンピュータの使用により『できる側』—『できない側』という区分がもちこまれ、平等な関係が失われるという危惧があり、他方、障害者と健常者の関係について、コンピュータを使用したスムースな関係の中で『する側』—『される側』のごつごつした出会いが失われてしまうのではないかという議論がある。この二つの議論が同時にあるというのが理解できません。

コンピュータが編集委員会の中に持ち込まれて、『できる』—『できない』の関係ができてしまうとしても、それは『する側』—『される側』『できる』—『できない』という区分の中でどう互いの関係をつくっていけばよいのか考えていくチャンスでもあるのではないでしょうか。能力が違ったとしても、その中で互いの関係をどうつくっていくのか考えていく機会ではないかと思うのですが」。

以上のような論点が提出されたのですが、討論は、時間の関係もあって、残念ながら深まるところまではいきませんでした。この場でだされた論点がそれぞれの場で、あるいは別の討論の機会にさらに深められていければと思います。

日本社会臨床学会第Ⅱ期中間総括
―第Ⅰ期の課題を継承し、深化させる方向に向けて―

1996.4.28
日本社会臨床学会第Ⅱ期運営委員会

(1) 日本社会臨床学会第Ⅰ期の課題について

1993年4月、心理職の国家資格制度化に反対し、日本臨床心理学会の基本理念であった『「される側」に学び、「される側と共に」』という姿勢を受け継ぎながら、さらに新たな視点と生活に密着した活動の展開を目指して日本社会臨床学会は誕生した。

そうした観点から、日本社会臨床学会では現代の社会構造・文化の中で「臨床」という営為を点検、考察し、そのあり方を模索することを目標にし第Ⅰ期（1993.4 ～ 1995.3）の活動を進めてきた。

ひとりの生活者として向かい合う日々の暮らしの中での課題としての「生・老・病・死」を見つめ直す中で、医療、保健、福祉、教育、心理など現場で行われている現実問題を検証する活動を、主に総会および学習会などを通して展開してきた。

その過程で、日本社会臨床学会の目指しているもの、課題としている問題を提起する意味から、社会臨床シリーズ（全4巻）、第2回総会（横浜）の記録集『他者への眼ざし―「異文化」と「臨床」』を世に問うことになった。また、現代社会におけるカウンセリングの意味を問う連続学習会も行ってきた。こうした第Ⅰ期の活動の総括として、第3回総会（京都）では、社会臨床シリーズ第1巻『「開かれた病」への模索』の出版を記念したシンポジウムを行い、分科会では「学校」および「福祉」現場での現在の課題、また「同和教育と社会臨床」「事例をめぐる課題」についてのテーマで討論を行った。

そして、第3回総会において選出された新運営委員による運営委員会で、第Ⅰ期の活動計画が検討され、第Ⅰ期の活動を継承し、ジックリとそれらの課題と取り組む必要があるという確認をした。

特に、第Ⅰ期では多くの課題と取り組むことになり、一つひとつの課題を丁寧に、納得のいく形で取り組むことが出来なかったという反省も出され、全体状況を把握しつつ重要な課題について取り組んでいくことの大切さが確認された。

その意味から連続学習会として企画された『「カウンセリングと現代社会」を問う』についての継続と、運営方法、内容についての総括が当面の課題となった。こうして、第Ⅰ期の日本社会臨床学会は、これまで蓄積されてきた課題や問題をより積極的に受けとめ、新たな活動をスタートさせることになったのである。

(2) 日本社会臨床学会第Ⅰ期中間報告と今後の課題

日本社会臨床学会の会員に共通項があるとすれば、それは、現代社会における人間関係に関心があり、こうした課題について、一人ひとりの会員が、生活（現場）の中における人間関係のあり方を模索し、新たな関係と言葉を生みだし、語り合い、交流し合うことを望んでいるということである。そして、差別しあうことなく、誰もが対等に向かい合える社会関係を模索しているのだといえる。こうした問題意識の中で、第3回総会以後、第Ⅰ期に引き続き『「カウンセリングと現代社会」を問う』の連続学習会を行ってきた。

この学習会では、前半でカウンセリングの現状と実態を明らかにし、後半では社会構造や文化的背景の中におけるカウンセリングの意味を問い直すという計画であった。

しかし、月1回、しかもはじめから年間計画を立ててしまっていたこともあり、一回一回の学習会で出された課題を充分に検討しながら学習会を進めるということが出来なかった。現実にはカウンセリング幻想が広がっており、しかも国による積極的なカウンセリン

グによる問題解決への動きも進められてきており心理学者がそうした動きを推進しているという状況も生まれてきている。こうした状況を考えると、カウンセリングを批判する私たちの理論的な弱さもあり、むしろ、こうした動きを補完してしまったのではないかという批判についても受けとめる必要がある。こうした状況の中で、学会としてカウンセリング問題に対しての態度を明確にし、対外的な意見表明も必要であると考えるが、その一方で、学習会そのものは基本的には自由な討論の場でもあり、反カウンセリング的立場ではない視点をも排除しない関係を確保し、緊張関係を保ちつつ問題を深めていく必要もある。こうした反省を踏まえ、今後『カウンセリングと現代社会』について提出された課題を整理し、学会として一定の討論、研究を経て総括を出していくつもりである。その意味で出版ということも射程に入れながらじっくりと検証をしていくことにしたい。

こうした点については、第4回総会において、参加者による自由な討論により、より問題点を明確にし、課題を掘り下げていきたい。また、第4回総会では、これまで取り組むべき課題として位置づけられていた『資格問題』『情報機器問題』をもカウンセリング問題と並んで取り組むことにしている。なお、今回の総会では第1回設立総会で行った、全員が参加できるシンポジウム形式で行うことにした。同じ課題を全員で共有したいという思いからである。

こうした取り組みと共に、社会臨床学会の運営、情報交流、研究体制の面では、これまで出版された社会臨床シリーズなどの読書会、学習会、誌上討論、書評などを行っていくことにしている。ぜひ、積極的に書評、感想などを寄せてほしい。

『社会臨床雑誌』『ニュース』などの編集、発行の体制も新たに編成しなおし、より一層の充実を目指している。第Ⅱ期の編集委員は次の通りである。

三輪寿二（編集委員長）、小沢牧子、佐々木賢、山下恒男、中島浩籌。なお、編集委員会の基本方針は、以下の通りである。

(1) 学会全体の活動に密着した紙、誌づくりを目指す。

(2) 新しいテーマは、じっくりと取り組み、他の学会活動につなげていく。

(3) 紙上討論を活性化する。

(4) 投稿が増えるような工夫をする。

(5) <ここの場所から>に、会員の関心のあるテーマについての研究ノート的なものを取り入れていく。

編集委員会の活動内容

『社会臨床雑誌』の発行、3回（第3巻2号から第4巻1号まで）、および『社会臨床ニュース』の発行が3回（19号から21号まで）行われている。発行時期の遅れはあったが、発行回数は予定通りであった。第Ⅰ期の新しいテーマとして『情報機器と人間関係』がある。このテーマにそって、山下恒男『スカヤグリーグ～愛の再生』（『社会臨床雑誌』第3巻2号）、石川准『共生のインターフェイス』（第3巻3号）があり、それらは第4回総会のシンポジウムにつながっている。

また、心理職の国家資格化問題について、第4回総会のシンポジウム『資格と人間関係』につながるものとして三輪寿二の『心理職資格化の流れとその論点』（第4巻1号）がある。第Ⅰ期から継承しつつ一歩進めようとしているものに、加藤彰彦の『部分的ボランティア論』（第3巻2号）、松浦武夫の『先号の「らい」問題をよんで』（第3巻2号）と篠原睦治の『松浦さんへの返信』（第3巻3号…紙上討論）などがある。第3回総会（京都）の記録は、第3巻2号と第3巻3号で報告されている。

その他、<「映画」と本で考える><ここの場所から>にも貴重な論稿が掲載された。さらに、出版活動としては、第Ⅰ期を含めて4冊の学会編の本が出版され、社会臨床シリーズの第3巻は、6月発行の予定である。今後の活動計画としては、編集委員会の機能を充実させ、雑誌等の遅れのでないよう努力する。また、これまで発行された学会編の本の内容の検討、総括等を行い、販売にも努力する。

こうした活動の一つとして「社会臨床学会編の本の特集」（『社会臨床雑誌』第4巻2号以降を予定）も発行し、雑誌のバックナンバーを揃えて販売するといっ

た工夫も検討したい。

今後の課題について

以上、第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけての日本社会臨床学会の活動、および課題について述べてきたが、全体としてはこれまで取り組まれてきた課題を整理しつつ、重要な課題にジックリと取り組むことを基本的な方向性として確認したい。

また、各地、各職場で取り組まれている課題や実践、研究などの成果、問題提起などを会員に情報としても伝えていく努力をしたいとも考えている。その意味で、第Ⅰ期で行った『三重集会』のような集会も、『「三重の集会」報告』（第3巻2号、第4巻1号）で報告したように内容のある成果を生み出しており、今後とも、それぞれの地域での取り組みを中心とした集会も実現したい。積極的な、各地の会員からの提案、申し出を期待している。そうした、積み上げの中から日本社会臨床学会としての見解が明確になった課題については、意見表明、態度表明も行っていきたい。

その意味では、第4回総会で討論された課題、成果を引き継ぎ、第Ⅱ期（後半）の課題を設定したいと考えている。

最後に、日本社会臨床学会の財政的な基盤を安定させるために、会費納入について強調したい。会員としての活動は、お互いの実践活動、研究活動を深め、交流することが基本であるが、こうした活動を支えていく基盤としての財政問題も重要な課題である。

それぞれの実践現場、研究現場、生活状況は、職場条件、社会環境も含め厳しいものと予想されるが、そうした現実に向かい合い、それぞれの課題と向かい合うことによって、新たな視点と実践を生み出していきたい。

忌憚のない発言と議論を期待し、第Ⅱ期の中間報告と今後の課題への提起としたい。

１９９５年度　決算

１９９５年4月1日～１９９６年3月３１日

収入

摘要	予算	決算
繰越	205589	205589
1995年度会費	2000000	1373000
過年度会費	300000	267000
翌年度会費		198000
1995年度購読会費	150000	138000
過年度購読会費	30000	18000
翌年度購読会費		0
雑誌等売上	200000	57500
印税	600000	599996
学習会参加費	150000	184000
広告料	100000	58000
利息	10000	2846
総会参加費	600000	361000
交流会費	240000	210000
雑収入		6648
カンパ		8700

総会

収入	361000
支出	480762
打ち合わせ	44597
シンポ・講演等	246000
弁当・茶	85483
アルバイト	85100
消耗品	19582
差引	-119762

（31930 円は´94に支出）

交流会

収入	210000
支出	189631
差引	20369

合計	4585589	3688279

支出

摘要	予算	決算
雑誌印刷費	1200000	925249
ニュース等印刷費	100000	88787
誌紙郵送費	1100000	787376
事務局費	570000	483652
連絡通信費	40000	40800
印刷費	10000	27470
消耗備品費	150000	52062
雑費	10000	3320
運営費	360000	360000
運営委員会活動費	300000	127549
会場費・茶代	20000	11370
交通費	200000	56520
連絡通信費	10000	5230
食事（発送作業時）	70000	54429
学習会費	140000	162122
会場費・茶代・資料代	40000	42122
講師交通費など	100000	120000
雑費	20000	5926
予備費	50000	74000
第３回総会費用	568070	483832
交流会費	240000	189631
第４回総会準備費	150000	0
計	4438070	3328124
次年度繰越	147519	360155
合計	4585589	3688279

１９９６年度　予算

収入		支出	
摘要	金額	摘要	金額
繰越	360155	雑誌印刷費	1000000
1996年度会費	2000000	ニュース印刷費	70000
過年度会費	600000	誌紙郵送費	600000
翌年度会費		事務局費	490000
1996年度購読会費	250000	連絡通信費	40000
過年度購読会費	12000	印刷費	30000
翌年度購読会費		消耗備品費	50000
印税	200000	雑費	10000
雑誌等売上	100000	運営費	360000
学習会参加費	50000		
広告料	50000	運営委員会活動費	340000
利息	3000	会場費・茶代	20000
総会参加費	300000	交通費	250000
交流会費	200000	通信費	10000
雑収入		食事代（発送作業時）	60000
カンパ			
		学習会費	110000
		会場費・茶代・資料代	30000
		講師交通費など	80000
		雑費	20000
		予備費	50000
		第４回総会費用	300000
		交流会費	200000
		第５回総会準備費	150000
		計	3330000
		次年度繰越	795155
合計	4125155	合計	4125155

義肢装具の社会学的考察（1）
—なぜ義肢装具を問題とするのか—

渋谷　典子

1　はじめに

本研究は、義肢装具および義肢装具を使用する「障害者」が抱える諸問題に関して、インタビュー調査や文献、図像資料を用いて、社会学的考察を行うものである。

義肢装具といわれて、人々は何を連想するだろうか。それはおそらく『白鯨』のエイハブ船長の義足や海賊の鉤爪の義手、あるいは傷痍軍人の姿であり、大きく翻ってＳＦの中に登場するような、人体の欠損や肉体的能力を補うため、身体の一部もしくは大部分を機械で置き換えることによって常人以上の力を備えることとなったサイボーグのイメージではないだろうか。

すなわち、こうした例をあげるまでもなく、「健常者」が支配する社会では、義肢装具のパブリック・メモリーとは、忌まわしい因縁や運命を背後に漂わせた「不吉な奇形」や「片輪」のイメージとともにある「奇怪なつくりものの手足」であり、それと表裏一体の関係にある科学技術への楽観的な期待と、その投影である完全無欠のサイボーグ化された身体の夢であるといえるだろう。

だが、おそらく現代においては、そうした印象は誤ったもの、偏見であると払拭されつつ、義肢装具は、それを必要とする先天的・後天的に身体に欠損をもった「障害者」が社会で生存していけるように支援する、解放のための道具であると主張されるのであろう。

しかし、はたして義肢装具とは、そのような無色透明で無条件に肯定できる道具なのだろうか。そして、義肢装具は、先天的・後天的に身体に欠損をもった「障害者」の生存を支援する道具としてだけ、（問題を新たに産みだすことなく）機能しているのであろうか。

2　自分であって自分でないもの

「健常者」の世界では、一般的に義肢装具というモノ自体の存在は、いくらかは知られているとしても、実際に義肢装具を使用して生活している人々の日常生活、義肢装具というモノとの付き合い方、およびそれを使用する（場合によっては使用しない）「おもい(1)」といったことは、殆どといってよいほど議論の対象とはなってこなかったし、理解されてこなかったのではないだろうか。

実は私自身、13歳の時に右腕の切断手術を受けて以来10年余りの間、右腕の装飾用義手を着けて生活をしている。ただし、日常生活のすべての時間を、義手を着けて過ごしているわけではない。自分の家では、来客のあるとき以外は着けていない。また、外出時には着けて出掛けるが、家に帰ってくると、何をするよりもまず先に義手を外すのである。

それは、何よりも義手を着けているのは肉体的に相当な負担がかかること、また、例えば寝ころんで本を読んだりなどの自由な動作の際に邪魔であること、そして、そんな億劫に感じるものを家で着けている必要性は感じないことなどからである。要するに、家でくつろいだ時間を過ごすには、義手は向いてはいないと感じているのである。毎日家に帰ってきて義手を外す時には、「外すことができる」という解放感を伴った心地よさがある。その時感じる解放感とは、肉体的なものだけではなく、「外」にいるときに感じる視線、まなざしからの解放感でもある。

私が感じるそのまなざしとは、私の身体の「欠損」へのまなざしであると同時に、それを隠蔽している義手へのまなざしでもある。私は「外」にいるとき、そ

の両方のまなざしを感じて、常に緊張状態にあるのである。

例えば、ある朝、義手を着けて町の病院に出掛けたときの一コマである。待合室のソファーに座っていると見知らぬおばさんが私の義手のほうをじっと見つめている。彼女の眼は私の義手に釘付けになっている。私はそれを敏感に感じ取り、やがて、彼女と目が合うのである。すると彼女は目を逸らしてしまうのだが、再び私に気づかれないように視線を義手のほうにやってじっと見つめ、私と目が合うとまた視線を逸らすのである。こんなことが永遠に続くのかと思われるほど何度も繰り返され、その間続く緊張状態に、私はほとほと困り果てていたが、そんな場面の中、彼女を呼ぶ医師の声がした。彼女はハッとして立ち上がり、診察室へと消えていくことで、ようやくその場には終止符が打たれたのである。診察室へと向かう際、まだ彼女は、私の腕の部分がどうも気になるという様子のままではあったが、私としては、なんとか運良くこの気詰まりな状況から逃れることができたのである。

このようなとき、私は、複雑な気持ちになる。彼女にその場で直接面と向かって何も言うことはできないのである。なぜなら、彼女が我が目を疑うように私の右腕のほうを見つめ、熱心に見定めている間、私は彼女が見つめているそれが義手であることが発覚しないようにと気を遣い努力しているからである。

電車の中や、街中で買い物をするときなど、いたるところでこのような視線に晒されることがかなり頻繁にあり、そのたびに私は義手をスカートでさりげなく隠したりすることで、手が「ない」のではなくて、神経等の内部的障害によって「動かない」のだというふりをしているのである。これは腕が「動かない」という「障害」と、腕が「ない」という「障害」について、価値判断的な比較をしているのではない。それよりもむしろ、「健常」が支配的価値とされている社会の中では、片腕を喪失した者は、「二本ともある（＝『健常』）」、「あっても動かない（＝『麻痺』）」、「片腕がない」、「両腕がない」といった「障害」の尺度で構築される関係の中に置かれるということ、つまり、そのように構築された微妙な被差別者間の関係性に注目したいのである。

ましてや装飾用の義手の手先は、肌色に着色された樹脂を使って人間の皮膚に似せて作ってあり、それをつけている私にとっては、「ない」ということが発覚してしまうことと「動かない」と思われるのとでは、大きな違いなのである。

折角、たいへんな肉体的負担を負いながら着けている義手なのではあるが、私は義手をしていることについて人が驚いたりするのを見ると、何か悪いことでもしているかのように感じて、人に驚かれないように必死に隠してしまうのである。義肢装具は、見せるために装う衣服などの場合とは違い、やはり、「欠損」した身体を持つ人が、着けていることを悟られないようにしてしか身に着けることのできないものだからである。（たとえ、ハイテク機器メーカーのロゴの入ったきらびやかでインテリジェントな義肢装具を、Tシャツの袖やスカートのすそからちらつかせる時代が来るとしても、皆が自ら進んで手足を切断し、義肢装具を使用したいとは望まないであろう）

私自身ですら、義手がやって来たときには、驚いたものである。それ以前は、病気で腕を切断した後、病院を抜け出しては、私は平気で片方のブラウスの袖をひらひらさせながらショッピングなどに出掛けたりしていた。驚いたり、見ないふりをして目を逸らせたりという世間の人の態度は、予想していた通りではあった。決して心地よいものではなかったが、切断手術を思い切って受けてしまった以上、「まあそんなものだろう」とも思っていた。そして、これからこうした視線とは、どのようにかして付き合っていかなければならないのだなと、人ごとのようにぼんやりと考えながら過ごしていたものである。否、人々のこの恐ろしい視線の海の中に、自ら飛び込んでいったのは、おそらく、むしろこうした視線を受けることが予想され、また実際それを受ける自らの身体の中に、自らが「宿り(2)」切れずにいたからである。そんな私は、他人のまなざしに晒されることによって、なんとかしてその「すがた(3)」に「宿る」（自らの身体を取り戻す）ことはできないものかともがき、救いを求めるようにして、人々の視線の海の中に入っていったのである。

けれども、そんな中、おそらく主治医か誰かが頼んだのか、制度的にそうなっているからか、しばらくして病院に義肢装具の業者の人がやって来たのである。そして、服を脱がされ、手術をしたところの型を取られたのである。腕を一本、病気で切り取られた途端、私の身体は、何か欠けているものとされ、それを修復するために、美術品の補修のように、型取りまでされてしまったのである。

そして、その後数週間して、看護婦さんが「新しい手ができてきたわよ」とにこにこしながら、病室にやって来た。届けられたその義手は、ベッドのわきに、当然ピクリとも動かず横たわっていた。それは、肌色をして手の指紋やしわまで細工されていて、確かに誰かの手ではあるような、そんな手であったのだが、とても自分の新しい手として感情移入のできる代物ではないと感じたのを覚えている。しかしそんな手でも、周囲の人々には大変な歓迎を受けた。そして私は、その義手を着けてみたのである。

それ以降、義手を着けて歩くことによって、すれ違いざま向こうから来た人に驚かれ振り向かれるといったことは、ほとんどなくなった。だが、今度は、その義手が「本物らしく」動かないということが、対面する相手に違和感を感じさせることになったのである。毎日の日常生活の中では、身体の他の部分は、その都度、身体全体の動きに連動するかのように動いている。それなのに多くの人にとっての利き腕であるはずの右腕だけが、腕がついているのに全く「動かない」、動いたとしても何らかの動きから偶然生じた振動によってぎこちなく揺れるだけということは、かなり「不自然」と見られるらしく、余計に目立つということがあったのである。そして、世間の人びとは、私の義手に驚いたのである。

美術品は補修されれば「元通り」になった「本物」となるけれども、私がぶらさげているものは、「本物」を模倣しようという意思がこめられているだけの、どこまでいっても「贋物」だったのである。そして自分自身、「贋物」を身につけることによって、欠損「障害者」の身体で「ありのまま」に振る舞っていないことに、引け目を感じながら生きているのである。

3歳のころから20年以上も着けてきた義手を、結婚して子供が生まれるときから外して生きる決心をしたある女性は、義手を着けていること自体が「障害者」を裏切っている行為であるということを指摘した。彼女と同じような感情を抱き続け、けれどもどうしても外してしまうということができないでいた私は、実際に義手を外して生きている人を目の前にして心がチクリと痛んだのである。また、彼女は私に、肉体的にも精神的にも「外したら楽だよー。」と言った。そうだろうなと、私は羨ましく思ったけれども、なかなか実行する気にはなれないのである。

それでも私はときどき、「こんな思いまでして着けているのは、大変すぎる」と思い、友人に、「疲れているし、明日は着けるのをやめようかな」と言ってみることがある。そんなとき、「別に、気にしなくてもいいんじゃないの」と、返事が返ってくる。けれども、私はこの返答に対して、何かとてもすっきりしない感じを覚えるのである。

友人に対して、一見何気ない素振りでこの言葉を発したとき、私は内心では嫌われはしないだろうかとびくびくしながら、恐る恐る尋ねてみているのである。人の前で義手について話題にするとき、しかも義手を「外す」などという、対人関係上大胆な言葉を発する時、常にこうした不安があるからこそ、外す理由として「疲れている」からなどと言ってしまうのである。けれども、本心では義肢装具を使用している自分の思いを相手に知ってもらい、問題を共有して欲しいと願って、口に出すのである。

それにもかかわらず、返ってきた友人のこの答えでは、まるで私が自分の勝手な都合で義手を着けているという感じになってしまうではないか。義手を着けていることによる肉体的にも精神的にも大変な負担は、「ありのまま」でいたくないために、自分で勝手につけているのだから、仕方ないとされてしまうのか。義肢装具使用者が発する義肢装具の使用／不使用についての思いに対して、往々にして返答されることの多い、こうした「気にしなくてもいいんじゃないの」といった言葉は、義肢装具「障害者」に、この明確に言葉にはできないが確かに存在する問題を、単なる内面

的なものと感じさせ、沈黙を強いていくものなのではないだろうか。

たしかに、私たち義肢装具使用者は、他の「障害者」たちから見れば、「障害」を卑下し、「障害者」の仲間入りをしたくないという差別的感情を持ち、「健常者」のふりをして自らの身体の「ありのまま」を晒さずにいる、裏切り者である。それは、隠せない「障害」を持つことになる者を取り残して去っていく、抜け駆け者なのである。

一方、「健常者」たちから見れば、義肢装具「障害者」は、「健常者」を装っているので「障害者」として括ることもできず、かといって不意に「欠損」や「奇形」という「障害者」の徴候を露にすることもあるので、「日常」の平穏な空気を乱す「怪しげな」「不安な」存在として分類されるのである。

私だって、着けなくても済むものならば着けたくはないのだと、言い訳もしたくなるのであるが、それも許されない宙吊り状態にされるのである。

すなわちこうしたことがあっても、私は義手を放棄できないのである。身体の切断端を型取りされて作られた義手を国家から支給され、それを使用して以来、私の身体はまるで何かのコマーシャルの使用前／使用後のように、修復状態と未修復状態という二つの自分の身体を生きることになってしまったのである。しかも、そのどちらの状態にも「宿り」切れずにいるこんな私には、「ありのまま」の状態という概念は通用しなくなってしまっているのである。どちらも私であって、どちらも私でないような気がしているからである。（むしろ、次のようにも言えるだろう。私のありのままとは、素朴な「ありのまま」の姿という純粋無垢な概念を体現できない状態こそが、それなのであると。）

義手を着けていない私の身体は、出来損ないの、何か不足した、そのままではどうしようもないボンコツだと感じられ、だから義手を着けるのだけれども、その姿は安っぽいまがいものを付け足しているようなものなのである。

こんな状態のまま二者択一の決断を迫られ無理をして義手を外したとして、私は本当に「楽に」なるのであろうか。私に義手を外すことを熱意をもってしきりに勧めてくれた女性、結婚して子供が生まれる時に義手を外して生きる決意をしたという彼女が、別れ際にぽつんと呟いた次のような言葉が、私は忘れられないのである。「けど・・・義手をつけてなくてもつけてても、いっしょやね。」と。

私がどうしても義手を外すことができないのは、私が今義手を外してもなお、それだけでは解消されずに残る問題があるからなのではないのだろうか。つまり、「外す」／「外さない」という二者択一の問いというものは、義肢装具「障害者」が抱える多様で深い問題を、個人的意志決定の問題とすり替え解消してしまうのではないだろうか。そうした問題の回収のされ方を退け、二者択一の問いのあり方自体が沈黙させてしまう多くの問いを明らかにしたいのである。

また、こんな困難な状況を作りだす義肢装具が生み出されたのは、どういった事情からなのか。それをつけさせる、そして、私を含め使用者たちがそれを放棄してしまえないでいる要因になっているものは何なのだろうか。こうしたことを、これから考えてみたいのである。

3　義肢装具論の射程

なぜ、この場で義肢装具を問題とするのか。義肢装具は医学やリハビリテーションの専門家たちに任せておけばよい問題であって、一体どこに社会学の範疇で論じるべき問題があるのかと、ある人たちは言うであろう。また、義肢装具や義肢装具使用の「障害者」の周辺でそれを職業としている専門家には、義肢装具は医学的、リハビリテーション学的、あるいは技術的問題であって、社会学の立場からとやかく言われるものではないとされるであろう。

そこで、はじめに断っておきたいのは、私がこれから論じていこうとすることは、ブルデュー言うところの「お邪魔な科学[4]」としての社会学の実践であるということである。

少しブルデューのロジックを借用して話をすすめたい。すでに述べたように、私は義手使用者である。し

かし、実のところ、こう言った瞬間にもすでに問題が表れるのである。「私は義手使用者である」という表現は正しいのか、いや少なくとも妥当なのか。あるいは「私は義肢装具『障害者』である」といったほうがより妥当なのではないだろうか。

私自身は、今回この研究のために自分自身を対象化しようと思うまでは、自分を義肢装具「障害者」であるとは明確に思ってこなかったし、そうだと主張することもなかった。もう少し付け加えれば、「障害者」として意識する立場にはいなかったといえる。

とはいえ、私は日常生活のなかでの次のような場面においては、自分は義手を使用している「健常者」であるといった振る舞いを、戸惑いながらもしているのに気付くのである。すなわちそれは、「健常者」がマジョリティである世界で、その住人として、大学に通い、研究を行っている日常において、重度の先天性「障害者」と接するときの場面である。とくに私の連れたちが「健常者」であり、そうしたグループの一人として行動しているときに、重度「障害者」と出会うときである。

私の連れたちは第三者である重度「障害者」に対して、差別なく親切に振る舞うにしろ、差別的な態度を取るにしろ、全くの「健常者」として振る舞うのであるが、それを見るにつけ私の戸惑いはますます最高潮に達してしまうのである。

日頃、連れたちの前では「健常者」として振る舞っている私の立場からすれば、当然、その場でも第三者である重度「障害者」に対して「健常者」として振る舞う連れたちと同様に振る舞うことが要求されているであろうと、その場の私は認識する。つまり、ぎこちなさや気詰まりを見せることなく「健常者」として振る舞うことができないと、自分もこの重度「障害者」と同じに括られ、この仲間から排除されてしまうのではないかと不安になるのである。しかし、そのように振る舞うことは、明らかに相手を差別して自分だけが名誉「健常者」となっていることであり、第三者である重度「障害者」に対しての私の立場からすれば、そのことが彼（女）には見透かされているであろうという気持ちから後ろめたさを感じるのである。かといって、自分の立場を守ろうという気持ちを捨てきれないでこんなことを考えている私が、今さら「私もあなたと同じ『障害者』なのよ」と振る舞うことの偽善性（と感じてしまうこと）、またこうしてさんざん悩まなければならないこと自体に耐えられなくなってしまい、ただただ早くこの場が終わってくれないかと願うのである。

このジレンマを、どうしようもないものにしてしまうものの一つに義肢装具がある。自分の身体に着けている義肢装具という「モノ」が、私のような者を日常的な場面においてまさに「健常者」と「障害者」の狭間で宙吊りにさせてしまうような作りとなっているモノであるがために、私のような義肢装具使用の「障害者」の振る舞いは規制され続けるのである。

そもそも義肢装具を処方される人々とは、どんな「障害者」であろうか。最初に注意しておかなければならない点は、義肢装具の処方を受けるということは、彼（女）らには「健常者」への「復帰」の可能性が、他の「障害者」よりもあるのだということが示されたことにもなる点である。

それというのも、義肢装具はそれを支える思想が、一級市民である「健常者」の身体像と、その身ぶりを「正統」とし、それを模倣するということを第一の目的とする特徴を持つからである。その点において、義肢装具は他の単なる道具・補助具・自助具などとは異なる意味を持つモノなのである。

そんな大袈裟なものではない、義肢装具など所詮、身体的能力を補完する眼鏡などの道具と同じではないかと言う人もいるであろう。また、義肢装具は、さまざまな原因で「障害」を受けた人の生存・生活を支援するために日夜研究され産みだされた、進歩的で君達にとっても必要な道具ではないかと反論するむきもあるであろう。そして、技術的に今不十分な点も、いずれ技術がさらに進歩し、素材と人体とのインターフェースに革新が起これば、義肢装具はそれを使う「障害者」と社会に、より歓迎され受け入れられるものになるだろうと言われるであろう。

しかし、こうした言説と思考が支配的であり、問い返されないことこそ、問題であると私は思う。つまり、

義肢装具を問題化しようとすることに対する疑問、反対の声の背後には、「健常者」の支配する世界において、義肢装具を語る言説はその専門家たちによって統御されたものしか流通していないという現実があるのである。「健常」イデオロギーとともにある人道主義と、単純で楽天的な直線的進歩史観に支配された言説である。

社会学的な考察の使命は、こうした統御された言説に対して、偽りの良識と結託し沈黙することではないと私は考える。むしろこの言説の体制にゆらぎを与え、私たちの内に抑圧されたものを暴いてみせなければならないと考えるのである。

また、身体の「健常」性が特権的な位置を占めるのは、本質的なことであり、正当なこと、「自然」なことであると異論を唱える向きもろう。だが、この「健常」な身体と身ぶりは、あきらかに文化的自然（ブルデュー）であり、ブルジョアの身体と身ぶりであって、とりわけ日本においては近代天皇制のもと徴兵制などを通じて造り上げられてきた恣意的なものなのである。一方、「障害者」の身体の「障害」性ですら、単に実体論的に規定されるだけのものではなく、「健常」という価値と相対的な関係から規定されているものなのである。

だからこそ、「健常」性が支配的な価値観である私たちの社会では、「義肢装具」使用者は、「本物」の四肢を持った「健常者」に対しては、どこまでいっても「贋物」でしかない義肢装具を恥じ、あるいはそのことによって排除されることに怯え、義肢装具を隠すしかないのである。

その一方で、彼（女）らは、義肢装具の属性である「健常」への指向性から、必然的に「健常」を装い「障害」を隠蔽することになるため、常にその他の「障害者」（義肢装具ではスティグマをカムフラージュできない「障害者」）に対して、差別的な存在であり続けるのである。

かくて、義肢装具「障害者」は、「健常者」、「障害者」のどちら側にも属することができず、義肢装具を着けていても、着けていなくても、この社会のどちら側にも居場所を見つけることができない異邦人となるのである。

つまり、こうした義肢装具「障害者」は、その義肢装具を身に着けた身体と身ぶりによって、被差別的立場にありながら、差別的立場にも位置するという、いわば「半—障害者」とでも呼ぶべき不安定な自己を持つことになるのである。

それでいて、義肢装具「障害者」は、常に「健常者」支配の社会の中で差別されることを避けながら生き抜くために、義肢装具を身につけ「健常」を装うべきか、あるいは、その他の「障害者」に対して連帯を表明すべく差別に立ち向かい義肢装具を外すべきかという、強迫的な自問自答を絶えず内面において繰り返さなければならない、「病理」のもとに置かれるのである。

ときに、義肢装具とそれを使用する「障害者」を問題として立てたいというのには、当然、マイノリティとしての私たちを考えてみたいということもある。近年のマイノリティ研究やその研究誌の多くが一貫して主張してきたのは、（やや単純化しすぎではあると思うが）その集団や個人の、マイノリティである由縁およびその社会的表象を、専門家による診断や治療、矯正の行使に屈することなく「ありのまま」に受け止め、積極的かつ肯定的にマイノリティとして「ありのまま」に生きていこうという主張であった。（「ありのまま」とはいえ、実は巧妙に付与され押しつけられた表象を、肯定的に読み替えるということだとも言えるだろう）

これは確かに、それ以前の差別論や差別撤廃論のように現状の被差別的状況を告発し、運動を組織し、その打破を目指すものとは、一線を画するものであったと思う。実際、それまでの差別論や差別撤廃論の、その思想的ベースや闘争スタイルの過激さ、そして誤解を恐れずにはっきり言ってしまえばその「暗さ」をやや敬遠しながら、新しいマイノリティとしての主張を行おうとしたものであったといえる。海外のエスノメソドロジー研究やゴッフマンの紹介などの影響も、多分に、こうしたスタイルを促したと思われる。最近『ＡＥＲＡ』にも紹介されたように(5)、「障害者」自身の「体験をベースに書かれた(6)」本が多く出版されるようになったことも、一つの成果ではある。

しかし、『AERA』では、「恋愛や生活、心の交流などを、普通の生活者の視点で明るく描き、障害者との垣根を取り除いていこうというのが、新しい流れだ[7]」と紹介されているように、残念ながら、こうした成果の多くは、「障害者との垣根」を取り除くために、「障害者」のほうから垣根を開いてきたものと捉えられ、語られてしまうのである。社会のなかで目をそむけられ、あるいはその姿をねじ曲げられて描かれてきた「障害者」が、自らの姿を読み替え、自らの手で描き直し、新しいマイノリティとしての表象を構築しようとしているものであるとは、決して語られないのである[8]。（表層的なことにこだわっていると批判されるとは思いながらも、）むしろこうした、たとえば「元気印でありのままに生きていこう」とか「障害者はこわくない」といったコピーがまき散らしたものは、血を抜かれた、フレンドリーなマイノリティの姿なのではないだろうか。

はたして、フレンドリーでマスメディアに現れるような健気なマイノリティの姿は、市民社会にとって、そのあり方に反省を迫るようなものになるのだろうか。飼い馴らされたマイノリティになるよう、私たちに勧めていることになるだけなのではないだろうか。このことを長く論じる気はないが、昨今はそんな雰囲気を感じてしまうのである。

ところで、本題に戻れば、私はこうした「ありのまま」論を義肢装具論でも繰り返す気は全くない。こうした一見何にでも効くような万能薬を、どの問題にも使って手っとり早く解決してしまおうなどという気は毛頭ない。むしろ、こうした万能薬の登場で、多くの人がなんとなく解決してしまったような気になっているであろう些細な、しかし、深い問題を論じていきたいと思うのである。

すなわちそれは、私たちはいつどのようにして、「障害者」として判定され、「障害者」として振る舞うようになるのか（「障害者」の生産、誕生）ということであり、とりわけそうした中で、義肢装具を使う私たちのようなある種の取り残された中途半端な「障害者」（「障害者」として自らを同一化し、自らの権利を主張する立場からすれば、中途半端な「障害者」であり、「健常者」からすれば二級「健常者」と呼ぶべきか）はどのような社会的地位にあるのか、そして問題の義肢装具は私たちを解放に向けてくれているのかということである。

私は、なにか結論めいた、進むべき道のようなことを主張すべくこの議論を行うわけではない。そうではなく、義肢装具「障害者」という専門書以外にはなかなか登場することのなかった存在、これまでの多くの「障害者」論のなかでも（認知度的に）マイナーな存在、社会的忘却のなかで考察の対象にもならなかった存在を、ひとまず一つのマイノリティとして、関係論的に構築される一つの階級として、形成するための試みである。また、私たち義肢装具使用の「障害者」が、社会的な存在としての私たち自身の現在を、より良く理解しようとする試みなのである。

確かに、より技術的に優れた義肢装具が現れたとき、君の提出した問題は解消されるのではないかと問いかける人もいるであろう。しかし、より根本的には、やはり「正統」な身体像と身ぶりという恣意的な価値基準によって、私たちの身体と生とが規制され、差別化されるということが問題なのであり、義肢装具で補正されることのない「障害者」や、その他の非「健常者」と判定される人々を差別しつつ、私たちが一人残らず名誉「健常者」でいられるという社会が、理想的なものであるとは思えないのである。むしろ、私たちが抱えるよりラジカルな問題は、私たちのこうした社会が、義肢装具から解放される可能性を探ることなのではないのだろうか。

4　方法と展望

最後に、これから論じていく方法について触れておくと、本研究は文献および図像資料を用いる方法とインタビュー調査の方法との二本立てとなっている。

みなさんはおそらく、この手のテーマからすぐにゴッフマンの『スティグマの社会学』を思い浮かべることだろう。または、エスノメソドロジーの方法を用いた多くの研究なども、思い起こされるかもしれない。したがって、これから進められる論のなかで、度

重ねて繰り返されるゴッフマンへの参照を延々と読まされるのかと思われることだろう。だが、そうしたことはしないつもりである。確かに、これらのフィールドワーク研究から多くの刺激を受け、さまざまなアイディアを得たが、直接の下敷きにすることはなかった。したがって、むしろ、そういった理論的著作は、これまでの義肢装具を取り巻く思考の外部に立つための道具として用いるというかたちをとることにする。

私は日本の近現代をフィールドとし、書かれた資料および聞き取りなどの資料の独自性、固有性に素直にしたがって、そこから紡ぎ出されるものに沿って議論をしていくというスタイルをとっていこうと思う。

また当然、手続きにのっとって、先行研究に触れなければならないが、本論の中で数少ない先行研究についてその批判的検討および視座の差異を考えることを通じて、私の視座を浮かびあがらせることを試みてみたい。

これから、義肢装具および義肢装具使用の「障害者」をめぐるそれぞれの態度を紹介していきながら、論を進めていくことになる。私は、この種の議論に価値判断を差し挟むべきではないとは思わない。だが、これから進める論で、こうしたことに対して、裁判官のように裁定を下すことが目的ではないと思う。とはいえ、私のこの課題に対する取り組み方、論じ方、問題の立て方に関しては、読者の方たちの裁定を受けることは当然である。しかし、私の議論に早急に結論を急ぎ、ある種、反動的裁定をしてしまう前に、私の問いかけたものに、ややしばらくつきあって欲しいとも思うのである。

注

（1） 木村洋二(1995)「おもい・すがた・からだ」『視線と「私」――鏡像のネットワークとしての社会』弘文堂 pp.53-56。義肢装具について考える上では、日常生活場面で状況に応じて「すがた」「からだ」のありうべき私の像を選択する意識作用としての、この「おもい」という側面にも注目することが必要となる。ゴッフマンをはじめ、スティグマを論じる多くにおいて、「すがた」と「からだ」という側面は意識的に注目されていたと私は考えるが、その「すがた」「からだ」が交錯する場での、身体とその身体を所有する人とその「おもい」との関係については、明確に分節化されていなかったと思う。その意味では、木村(1995)の「おもい」や、後に用いる「宿り」という概念は、社会における身体とスティグマとの関係の、「すがた」と「からだ」という側面からだけでは不明瞭で語りきれていなかった部分を拾い上げる上で、有効なものであろう。詳しくは回を改めて展開したいと思う。

（2） 前掲書 pp.53-56。

（3） 前掲書 pp.53-56。

（4） Pierre Bourdieu,1980,QUESTION DE SOCIOLOGIE Minuit Paris: 邦訳 ブルデュー(1991)『社会学の社会学』田原音和監訳 藤原書店 pp.25-46。

（5） 速水由紀子(1995)「垣根を取り除く『障害者本』に新潮流」『Asahi Shimbun Weekly AERA』1995.12.4 第54号 朝日新聞社 P.62。

（6） 前掲書 P.62。

（7） 前掲書 P.62。

（8） おまけに、「障害者」によって書かれたにもかかわらず、「いずれの本も、ノーマライゼーションを自らの人生で実践するポジティブな生き方に、編集者が共鳴、世に送りだした・・・いわば、『エディター・エイド』の結果（筆者下線）」であると、記事は閉じられるのである。

母子関係論の素顔（その3）
ー「母と子の絆」論をめぐってー

小沢　牧子（和光大学）

0．承前

女性の人生は、つねに「母」に閉じこめられようとしている。国の政策はこの点に絶えず関心をはらいつづけてきたし、専門性も諸領域から、その意向を支えている。医学、教育学、心理学がそれらの専門性のおもなものである。本稿は、それらの専門諸領域のうち、おもに心理学に関心をはらいながら、専門性がどのように、女性の人生を「母役割」へと方向づけ固定させてきたか、その実状を点検しようとするものである。

すでに（その1）・（その2）では、1970年前後に「家で待つ母」の役割意識形成を担った諸発言を「おかえりなさい言説」と名づけ、この言説の背景にある意図を分析し、批判的に論述した(1)。背景のおもなものには、「主婦のパート労働力」を要請した高度成長期の経済政策と、一方で「カギっ子」という名称の登場につれてそれを「かわいそうな子ども」としてイメージ形成した専門家役割があり、二者のたくみな融合の結果として「おかえりなさい言説」が流布したととらえた。「短時間労働、低賃金・低保障、ひんぱんな契約更新」の条件を備えた労働力ほど資本側にとって便利なものはなく、「おかえりなさい言説」によって形成された母子関係像と意識は、そこにこの上なく有効なものとして機能した。

一方で、この言説の力への対抗的運動が、次第に形をなしてきた。1960年代後半から積み上げられ、70年代に大きな展開をみせた「学童保育所づくり運動」である。90年代に入ると学童保育所は全国で7500ヵ所を越える勢いで普及し、「おかえりなさい言説」を事実上風化させていった。

ところが80年代に入ると、新たな言説が登場する。「母と子の絆」がそれである。これは母親たち向けには、「抱いてみつめて話しかけて」というフレーズをもって、急速に若い親たちに浸透していく。本稿（その3）では、この「母と子の絆」論をとりあげる。

1．孤立する母と子の現状

あるとき筆者がそば屋のたたみの席で昼食をとっていると、若い母親が向い側の席で食事をしながら、ひとりでしきりに話しつづけていた。見ると話しかけの相手は、傍らの座布団に寝かされた小さな赤ん坊で、ほとんど半眼でねむりかけている。その子どもに向って、母親の話しかけは、ずっと続いている。「もうすこし待っててね、お母さんが食べおわったら、バスに乗っておうちへ帰るからね…」。赤ん坊は見るところ半年になるかならないかの乳児である。せっかくおとなしく眠りかけているのだから、彼女のほうはゆっくりおそばを食べたらいいのに、とおせっかい心がつい出てしまうほど、語りかけは真剣である。しかしその光景は不自然としか映らない。そこには、ことばにつきものの相互性が存在していないからである。いま、母と子だけの居住空間で、おそらくこのような場面があちこちでくり広げられているのだろう。その光景をもたらしたのは、ここ10年ほど母親たちを強く縛っている「最新の学説」としての「母と子の絆」論である。

のちに詳述するが、「母と子の絆」は、Maternal-Infant Bondingの訳語で、1976年に小児科医のM.H.クラウスとJ.H.ケネルが出版した同名の著書に端を発している。この語を、小児科医小林登は「母子相互作用」と訳し、竹内徹らは「母と子のきずな」と訳した。そして1979年に、後者が、竹内らの訳書『母と子のきずな――母子関係の原点を探る』(2)として出版され、

医者、看護婦、保健婦、助産婦、心理学者などを介して急速に世の中に普及していった。

この書は1982年に改訂され、Parent-Infant Bonding すなわち『親と子のきずな』(3)と書名も改題されたが、日本社会に浸透したのは「母と子のきずな」の方である。この考え方は若い母親向けの出版物などに載って広まり、たとえば次のような表現となって親のもとへ届く。

「大切なのは赤ちゃんの目をしっかり見つめて話しかけること。『おっぱいあげようね』、『さ、おむつかえましょう』などなど…これが母と子の対話の初めです。『いま忙しいからあとで』は絶対にいけません。（中略）赤ちゃん時代から話しかけて対話のある親子になってください。」(4)

「抱くだけでなく、顔をじっと見つめて、お話もしてほしいのです。こういうことで赤ちゃんはお母さんの顔や声を覚え、親子の深いきずなが生まれてくるのです。」(5)

ところが実際にこれを、母と赤ん坊だけの場面でやってみると、奇妙な不自然さを感じるのは、むしろ当然のことである。ある若い母親は保健所で指導された通りにこの話しかけを母と子だけの場でやってみたが、「なんだかクサくて、とてもやっていられない。人の中へつれて出ればそんなことは自然におたがいにやることだけれど」と語っていた。ことばのない赤ん坊への話しかけは、それを聞く傍らの第三者がいてこそ自然なのだ。

しかし母親たちはいま絶えずこの「指導」にさらされている。たとえば次の文は、そのあたりの事情を描きだしている。

「長女の1歳半健診。やっと歩きはじめたばかりで言葉もほとんど出ないことが一番気になっている私をつかまえて、『もっと話しかけてあげて、もっと抱きしめてあげて。この子はお母さんの愛情をもっともっとほしがっているんですよ』と専門家のアドバイス。『へー、この子がおしゃべりしないのは私が悪いの？』と家への帰り道、暗く沈んだことをはっきり覚えています。最初の子だったからとくにこういうひとことってききますよね。そして専門家の助言にしたがって必要以上に話しかけたり、ひとりで機嫌よく遊んでいるのを無理やりひざの上にのせたり…。もういいかげんこの手のアドバイスをするっていうのはマニュアルから削除していただきたい。…」(6)

このように、いま乳幼児をもつ母親たちを縛り、ときにふりまわしているのは、この「絆」言説である。1960年代に広まった「3歳児神話」(7)、70年代の「おかえりなさい言説」につづいて、80年代に入っての「絆言説」は、母親たちにかけられているあらたな身心への枷である。

2．新医療技術と胎児・新生児研究

半世紀前の母子関係研究は、J.ボウルビイに代表され、彼はアタッチメント概念を提示したが、そこでは一人の特定の養育者に対する子どもの愛着の成立に焦点がしぼられ、母性的愛撫(mothering)や、母性的保護(maternal care)が重視された(8)。とくに母性的人物の喪失(maternal deprivation)の体験が子どもの人格に与える決定的な影響が強調されたが、その見解は、さまざまなレベルから発せられる「母親は家に」の意向と結びつけられて、個々の母親を脅やかしてきた。しかしボウルビイの研究方法は、観察によっており、観察による意味づけが困難な新生児や、当時観察そのものが困難であった胎児の母子関係に深く及ぶことはなかった。

ところが80年代に入っての母子関係研究は、このほとんど手つかずの分野に集中している。それは新技術による研究方法が登場したためである。その方法とは新生児のビデオ映像の念入りな分析や、超音波電子スキャンによる映像を通して胎児の動きをリアルタイムに観察するなど、電子技術を活用したものである。このような新技術の登場によって、母子関係研究は、胎児・新生児の行動研究に集中してきた。その結果として胎児・新生児と母親の関係がクローズアップされていく事態が生じた。研究レベルでみればそれはいわば、流行の研究と名づけるにふさわしいものだ。

ところがその学説が巷にとどくときには、母親たち

と直接の関係をもつ「末端の専門家」やマスコミの手によって、「だから、お母さんいっそうがんばって」というメッセージと化す。この図式は、今回とりあげる「母と子の絆」論にとどまらず、「母性剥奪」論や「幼児の発達」研究などにおいても共通している。専門家、マスコミ、商業主義が、からまり合いながら、「子どもは母親次第」という意識をいっそう強く作りだしつづけているのが、現在の母子をめぐる状況である。

これまでも母親たちは、子どもに「問題行動」といわれるものが生じると、「小さい頃の愛情が不足していたのでは」と言われつづけてきた。たとえば、子どもが学校にいかなくなったときの専門家のせりふには、次のようなものがある。「原因は三歳のころの愛情不足で、それがいまごろでてきているのであろう。できたら母親が仕事をやめたほうがいい。愛情に飢えているのだ」(9)。

しかし「母と子の絆」論が登場したことにより、それ以前には「三歳のころの…」であった母子関係論が、乳児・新生児・胎児期へと焦点を下げてきた。かといって従来の「三歳神話」が消えたわけでもない。ひとり家で子どもと向きあう母親にかかる緊張は、前述の「そば屋の光景」にみられるように、いっそう大きなものとなっているように思われる。

しかし「母と子の絆」論の大もとにあるクラウスとケネルの研究自体は、はたして何を主眼とするものであったのか。そして「見つめて話しかけて」という母親向けメッセージとの間に、修飾や脚色、また歪曲が存在するとすれば、それがどのようなものであるかを見る必要がある。

専門家による新しい研究や新学説が、個々に生活している人びとに届くときには、通常いくつかのレベルを通過する。研究当事者による研究レベル、それが専門家たちやマスコミの手によって情報化される啓蒙レベル、さらに個々の人間との直接の関係において末端の専門家によって伝えられる指導レベルの3段階である。とくに第2の啓蒙レベルには、商業主義が大きくからんでもくる。以下に、「母と子の絆」言説がこれら3つのレベルにおいてどのように変容してきたのかを見ていきたい。

3．　父親への目配りも——研究レベル

クラウスとケネルは両者とも、70年代に新生児医学にたずさわってきた小児科医で、とくに未熟児の母親と子どもの関係に関心をもってきた。彼らの研究は、周産期医学や新生児学の発達によって、新生児がただちに母親からひき離され新生児集中看護室に集められること、とくに未熟児が長期間母親から隔離されるために、子どもの感情が自然なものではなくなってしまう事態への問題意識から出発している。「母と子のきずな」の序文で、著者らは次のように記している。

「振り返ってみると、まず私たちの興味を喚起してくれたのは、未熟児の母親たちであり、彼女たちは、分離された後で愛着を成立させるのがいかに難しい問題であるかという事実を、私たちに示してくれたのである」(2)。

母と子が新生児期に分断される近年の慣習は、親の側の希望によってではなく、病院医療の方針によって根づいた。近代医学の展開は、細菌学や免疫学、伝染性疾患の予防等々の進歩によって乳児死亡率を激減させたが、それに伴って、新生児とくに未熟児なかでもハイリスク新生児と母親の長期隔離の問題が生じていたのである。クラウスとケネルの研究は、この事態への問題意識を根としている。彼らは従来の医療慣習を変更して、新生児室、とくにハイリスク新生児室を、両親と家族に解放した。この姿勢を同じ職場で働く看護婦たちが支持した。「新生児室という閉ざされた僧院のとびらを開き両親を導き入れるという、当時としては危険に満ちた第1歩」(10)に看護婦たちが協力したことに対し、著者らは謝辞を記している。固定化した医療慣習を変更することは、医療の最上階にいる医師にとっても、たやすいことではないからである。

著者たちが、細菌感染防止を理由とする母子隔離をやめ、中央新生児室廃止の決断をした根拠には、次の体験がふくまれていた。それは彼らがグアテマラの病院で偶然に経験したあるできごとである。その病院では、未熟児として生まれた子どもや帝王切開による新生児は、中央新生児室で保育されており、感染による

死亡率は、1000人につき17人であった。ところが、1975年に大地震があり、病院も被害を受けて、従来の方針を変更せざるを得なくなったため、赤ん坊は母親のベッドにいっしょに寝かされることになった。母親のベッドは互いに接近して混雑していたにもかかわらず、感染による死亡率は、1000人に対して2人ないし3人と劇的に減少してしまったのである(11)。この理由を著者らは明言していないが、感染は中央新生児室内でもさまざまな形でおこり、その流行が続行するという事実があることを示唆して、母や家族から新生児への感染が生ずるとした従来の考え方を一面的なものとしているように思われる。

また彼らは、母子を医療上の理由で分けておくことへの、母親にとっての心理的側面をも問題にしていた。親は、新生児と“なじむ”ことによって関係をつくり安定していくことを考えるなら、この配慮は正当なものである。クラウスとケネルがこのように、出産後に母子を分離するという近代医療の方式に疑義を提出するところから「母と子の絆」論を出発させた事実をあらためて確認しておかなくてはならない。

新生児ばかりではなく、ハイリスク妊婦に対する医療についても同様である。ハイリスク妊婦に対する周産期医療が進歩をとげた結果、糖尿病や高血圧、早産や子宮内発育遅延の兆候をもつ妊婦は、1ヵ月以上も出産前に長期入院させられる。その上、病院管理上の問題で、家族の面会制限をおこなう慣習も固定されている。母親をふくめた家族が、赤ん坊になじむ機会も奪われている。このことに対しても彼らは異議をとなえ、このような長期入院は不要であることや、たとえ長期入院した場合でも、できるだけ自由に、夫やボーイフレンド、子どもたちや両親が面会できるようにすることを提唱している(12)。

つまり彼らの「母と子の絆」論の発端は、医療の進歩の名のもとに、医療の対象である患者たちが、その人生の視点からみて不自然な事態を強いられるようになっていることへの反省から始まっている。それはたとえば「多数のめずらしい疾患を発見し治療することが医師の主たる関心事となっているような医療環境」(13)というような批判的表現にもうかがえる。

このような著者らの視点は、先にふれたように、彼らのグアテマラでの研究にその根をもっている。この文化では、通常お産には土地の助産婦、両方の祖母、夫ときには義父が立ち会い、98%の産婦は分娩後、母子が一緒に産褥期を過ごす伝統をもつ。彼らはここで、西欧社会では医療によって妨げられている出産時の支援的同伴者＝ドゥーラの存在の重要性に着目する。すなわち産婦がひとつの肉体とみなされモノ化された出産をするのと、赤ん坊を迎える関係的な状況のなかで関係的存在として出産するのとでは、産婦の苦痛が減少するにとどまらず、多くの周産期合併症（帝王切開、胎児仮死など）が有意の差で減じることを、2群の比例研究によって示した（59.9%対31.2%；P＜.001）。この結果をふくむ知見にもとづいて彼らは、出産をより生活的な場面に変更してゆく必要性を確信するにいたる。T.B.ブラゼルトンが同書のなかでコメントしているように、現在の西欧産科医療においては、出産を一つの疾病のように取り扱う態度が行きわたっているからである(14)。

クラウスらが提唱した周産期医療の改革は、母子同室制や家族の面会にとどまらず、父親となる夫の積極的な参加を強調していることに、ここで注目しなければならない。出産を生活場面に近づけるという彼らの目標からすれば、この視点は欠かせないものとなる。とりわけハイリスク妊婦の場合、病院滞在期間が止むをえず長くなるため、父親となる夫が妻といっしょに泊りこむための余分のベッドや、家族がいっしょに食事ができるような食堂の必要性など、従来の医療モデルにはなじまない改変が、困難を承知の上で提唱されている(15)。

このように「母と子の絆」という形で80年代に日本社会に広まったクラウスとケネルの学説は、ほんらい、周産期医療がおちいってしまった誤ちを軌道修正し、出産や新生児とのかかわりを家庭場面に近づけるべきであるとする主張を主軸としていたことが、あらためて認識されなくてはならない。なかでも病院医療が父親を子どもとの早期相互作用から閉め出していることへの異議と改善への提言は、重要なものである。たしかに出産と新しい家族である赤ん坊との出会い

は、女性にとって切りとられた生活の一部なのではなくて、人生そのものでもあり、父親となる夫や子どもたちとその時空間を共有することが必要だからである。

しかしクラウスらのこの部分の主張は、日本に広まった「親と子の絆」論からは、全くといっていいほどとりはずされてしまっている。輸入されたこの学説は、日本の啓蒙者たちの意図に合わせて歪曲・変質させられている。すなわち、以下の項でのべるように、日本社会においてこの研究は、母子相互作用の名のもとに「母」の強調をこそもたらしたものの、父の共働は切りはなされ無視されたにひとしいのである。

もっとも、クラウスとケネルも、最初から父の共働を重視していたわけではないようである。そのことは、彼らの著書の初版(1976)が、その名も "Maternal-Infant Bonding" (母と子のきずな) というタイトルになっていることからもうかがえる。1982年の改訂版ではその書名が "Parent-Infant Bonding" (親と子のきずな) と改められていること を前述したが、この認識の変更について、邦訳者らをはじめとする日本の研究者がほとんど触れないことを、とりわけ問題点として指摘しておく必要がある。

クラウスらは、「どの女性でも支援的同伴者なしに決して1人で分娩するようなことがあってはならないことを強く主張したい」と記し、母親、父親、赤ん坊は、胎盤が娩出されて会陰縫合がすんだ、出産から5～15分のち、3人だけで一緒にプライベートな時間を過ごすように勧めている。また、次のような研究を紹介している。それらは父親の子どもへのかかわりの映像分析から、父親の行動が母親と変わらないこと、三者関係では母親の2倍近く子どもを抱く傾向があること、母親が持つようになる技術のいくつかを父親も持つために、新生児とともにいる必要性があること、実際に赤ん坊の世話をすることで父親の育児行動が著しく増加することなどである。さらに「父親の育児休暇は、現在はスウェーデンでは全父親が取れるようになっているが、出産後のこのような初期に父親が子どもになじむことのできる機会としては、非常にすぐれた制度であると考えられる」という、R.D.パルケのコメントもそこに付されている(16)。

さらにクラウスとケネルの書『親と子の絆』は、「健常」な赤ん坊と母親・父親のみを対象としているのではない。未熟児や病気、障害をもつ子どもの両親に対するケアや、子どもが死亡した場合の両親のケアについての章に加えて、1982年の改訂版では、「同胞に対するケア」が、新しい章として登場している。このような構成は、出産や新生児とのかかわりを母親との関係に閉じこめずに、家族という社会的単位に生ずる重要なできごととして、視野を広く取ろうとする著者らの姿勢であるように思われる。

4.「母」の強調——啓蒙レベル<その1>

「絆—Bonding」や「母子相互作用」ということばや概念は、80年代の日本に、小児医学、心理学、教育学、行動学などの領域に広まった。月刊誌『発達』にも、「母子相互作用」や「乳児期の母子関係」、「微笑をめぐる親と子のコミュニケーション」、「乳幼児の発育と母と子の絆」、「赤ちゃんの心の治療」などの論文タイトルが並ぶ(17)。また82年には日本生命財団主催のシンポジウム「親と子の絆——6つの学際的アプローチで探る」が大阪でひらかれ、その記録は同名の書として84年に出版された(18)。そこで中心となったのは、母子相互作用というフレーズの啓蒙的役割を果たした小児科医小林登である。この書物にふくまれている論争や問題点については後述する。

『母と子との出会い』(19)、『赤ちゃんと母親の絆』(20)、『母と子の絆』(21)などの書名の単行本も次々と刊行された。題名からも察せられるように、クラウスらが「母と子」を「親と子」に変えて、赤ん坊と周囲の絆を複数にすることに意を用いた視点は、日本における「絆」の男性研究者たちによっては、ほとんど受けつがれていないばかりか、関心の外に押しやられている。こうして、「絆」は流行語として、母親たちを拘束する方向性をつくり出した。

加えて、医療用電子技術の進歩に伴って、胎児医学や出生前心理学が存在を主張しはじめた。『母と子の絆』の著者宮本は、「今や、『子育ては生まれてからで

は遅すぎる』ことがわかってきた」、「胎児や乳児に医学的あるいは心理学的な問題や障害が起こらないように、受胎前後から『予防育児』につとめることが望ましい」とのべている(22)。

胎児や新生児、乳児が強い生命力の発現として、周囲のありさまを知ろうとし、近くの人間たちとつながろうとするのは、当然のことであろう。出産にしても、赤ん坊自体が自分の生命をまもりながら母親の体外へ生まれ出ようとする力が加わって、母体もまたまもられるのであるのだから。出産は、妊婦と赤ん坊の協同作業であることは、言うをまたない。胎児や乳児が、もっとも若い生きものであるからこそ、周囲と世界をわかろうとする力にみたされていることが知られてきたのは、驚くには当たらないことに思われる。

ところがこの事実が、生きものの論理としてでなく、実証科学の論理で"新発見"の名のもとにセンセーショナルに喧伝されると、それもまた「絆」論に輪をかける形で母親たちに圧力を加える。たとえば医者であるS.サンガー著の"You and your Baby's First Year"（1985）は、竹内均によって1987年に『乳児はなんでも知っている』というタイトルで邦訳されたが、訳者は著者の「親の都合を子に押しつけてはならない」を引いて、さもないと親と子の「心の絆」が完成しないとのべている(23)。この書のタイトルのセンセーショナルなつけ方にみられるように、目次にも「現代心理学が証明した乳児の心理メカニズム」、「この時期の育て方で人間の"生涯の方向性"は決まる」などの断定的な文字が並ぶ。また、それらはビデオ・カメラや心拍測定などの科学的方法の裏づけをもつ結論であるとし、科学書の趣きをアピールしている。本書は母親の人生を軽視して「赤ちゃん中心」の生活を勧めているものであり、「家中の雑音を消す」など実際には全く実行困難なマニュアル項目を多く並べて、「親の都合」をさし控えるよう主張している。またこの書は、60年代に普及した『スポック博士の育児書』へのアンチテーゼの性格をもっている。スポックは「母親が気をラクにできる育児と生活」を提唱したのであったが、訳者によれば、これは"手抜き育児のすすめ"にほかならず、最近の「乳児行動学」はスポック理論の見直しを迫るものであるとする。

このような主張の先に続くものが、「母は子どもと家に」の考え方であることは、容易に予測できる。事実、本書の最終章は「現代社会が抱える育児の問題点」であり、「母性喪失の時代」の文字が続く。ここで著者は、母親の2人に1人が働くようになった80年代アメリカの家庭について、母親が仕事をもつことに正面から反対しないまでも、一般論として言えば仕事と育児の両立は非常に困難であるとし、「80年代初期に始まったニュー・ベビーブームを契機に起こった新しい研究では、母親が家にいるほうが、子どもの発達のためには望ましいと結論づけられている」と述べて、この領域での代表的研究者であるB.ブラゼルトンの見解をこの文脈に併せて引いている(24)。

このように、80年代にブームともいうべき現象をひきおこした「胎児・乳児の行動研究」と「母と子の絆」論は、女性の社会進出の流れに対する反動の動きであることが明らかである。

5.「親子」を「母子」へ読みかえる◇◇啓蒙レベル＜その2＞

次に、もうひとつの例についてのべる。

日本における80年代の「絆」論議については、前項で触れた学際的シンポジウムとその記録『親と子の絆』が重要な存在である。研究レベルの内容を、啓蒙レベルに置き代える水準に位置する好例であるからだ。

この学説の代表的啓蒙者である小林登は、序において、心身症、家庭内暴力、登校拒否、校内暴力などの子どもの「問題行動」から説きおこして、「母と子を中心とする親と子の心の絆」の重要性を説く。それは「母の責任」が予見される導入のトーンであり、シンポジウム全体を通してそのトーンが流れていることを否定できない。

シンポジウム参加者は24名の研究者で、うち外国人シンポジストが5名、また男性21名女性3名という構成である。セッションは3つに分かれ、①社会人類学・行動学②人間生物学③教育学・心理学の立場か

ら数名ずつが報告している。とりあげるべき論点は多々あるが、ここではただひとり女性の視点から、明快な提起をおこなっているミラ・スタンバクの報告に焦点を当てたい(25)。スタンバクはフランス国立教育研究所で心理学・教育学の研究にたずさわり、2歳以下の子どもの保育所での行動に関心を持っている。

スタンバクはまず、R.スピッツやJ.ボウルビイらによる初期の母子関係研究が、唯一の価値ある関係は母と子のそれであるとすることによって、保育所にかかわる保育者、家族、子どもの関係を不適切なものにしたことを批判的にとらえ、H.ワロンにならって子ども同士の社会化のプロセスに重点をおく。

彼女の研究は乳幼児における仲間関係の観察を軸としている。生後10ヵ月から24ヵ月の低い月齢であるにもかかわらず、集団遊びにおける子どもたちの社会的能力は高く、お互いに遊びの中で対立した場合でも、大人の援助なしにその対立を解決してゆく行為がみられる。そして子ども同士の対人関係は、全体的にみると驚くほど調和がとれていることや、母子相互作用のみでなく子どもの社会的相互作用への視点をもつことで子どもの環境条件が変わり、その中で子どもの行動自体が変わっていくことを強調している。スタンバクの立場は、24名のシンポジストのなかで、「母子の絆」論を相対化し、子どもの仲間関係すなわち子ども同士の絆の重要性を指摘するほとんど唯一のものである。スタンバクのほかには、小児科医の石川憲彦が、人と人の関係の元型を母親と子どもの関係にだけ限局していくことの危険性を指摘しているのが注目される(26)。

一方、他の研究者のほとんどは、チンパンジーなど動物の親子関係の研究をふくめて、母と子の関係に大きく焦点を当てている。母親が働くことが子どもの人格をゆがめるという指摘も見受けられるし、また母親と父親の子どもへの関係をそれぞれ、結合と切断と位置づける固定的な見解も定番のものである。とりわけ臨床学系統の分野では、子どもの「問題行動」が母子関係と結びつけて論じられる風潮が、いつものことながら目立っている。もっともこの点に研究者の自戒をうながす発言が皆無ではない(27)。

総じて、シンポジウム「親と子の絆」は、内容的には明らかに「母と子の絆」である。発言者の90％を占める男性が、父親について正面からだれひとり語っていないのは、理解しにくいことである。「絆」は母専用という固定観念がいかに強いかということの証であろう。

スタンバクは討論のなかで、この点を鋭く批判している。「親と子の絆」というシンポジウムでありながら、ほとんど「母と子の絆」の話であるのはなぜかということ。ヨーロッパの会議では、「親と子」がこのように「母と子」にすりかえられるようなことはないこと。保育所や学校が実際にどのような場であるのかという問題をとばして、保育年齢や登校拒否問題を論ずるのは無意味であること。いずれも当然の指摘であろう。さらにまた彼女は次のように発言して、会場の——おそらく女性聴衆の——拍手を受けている。「私は女性として、母親として、母についての善悪を決められるのは嫌いです。とくに男性に、おまえはいい母だ、悪い母だと言われるのは許せません」(28)。スタンバクは、「母」は抽象的存在ではなく、それぞれの女性の人生なのだということをあらためて表明しようとしたのであると思う。

前章でとりあげたクラウスとケネルの「絆」研究は、日本の研究者の啓蒙レベルにおいて、「親と子」から「母と子」へと移しかえられ、歪小化されていることが上の例からも明らかである。研究者によるこのレベルでの「ずらし」や「歪曲」は、たやすく世論に浸透し、人びとの意識の払拭を困難にする。そこには「第一線の研究者」という肩書きと、「最新の研究においては」という枕ことばがつねに権威的に付されており、世論操作をたやすいものにするのであろう。

6．ステレオタイプな母親観——指導レベル

最後に、個々の母親に直接に接する、「指導的役割」を負った専門家レベルでの実態にふれておきたい。直接の指導レベルにある専門家とは、ここでは保健婦、助産婦、看護婦、教員、保母などの、親子の生活にごく近いところで働き、指導的影響を与える人びとをさ

す。このレベルにおいて、「親と子の絆」論はどのような姿になっているのかをみておきたい。

この点に関しては、承前の項でふれた書『抱いてみつめて話しかけて』(4)が参考になる。この書は、現職の保健婦、助産婦、看護婦などの実践記録集であるからである。編集には大学教員、看護や助産の関係者、神奈川県衛生部の役職者などがたずさわり、神奈川県内で乳幼児とその親を対象として働く現職者から募った実践記録100篇が収められている。

この書を通して、現場で働くこれらの人びとが親たちに対してどのような語りかけや指導をしているかがうかがえるが、ここにも「母と子の絆」の影響は色濃いものとみることができる。

「めざましい進歩をとげた現在の『胎児医学』によれば、赤ちゃんは胎生20週目ごろから積極的に精神的な活動を始め、見、聞き、さらには母親の思考や感情を読みとることができるのだそうです。（中略）いつも『私がママよ』と（胎児に）呼びかけてみてください」(29)。

これは公立病院で働く看護婦の文例であるが、このような指導によって、多くの妊婦たちはひとり居の部屋の中でひとりごとをくり返すか、またはその不自然さからそれを実行せず、自分は母親に向いていないのではないかと不安を覚えるところに置かれるであろう。研究レベル・啓蒙レベルの「絆」論は、妊娠中の個々の女性のもとへは、このようなメッセージとなって届き、彼女たちに不安やとまどいをもたらす結果になっているのではないだろうか。

また、家の中の病人2人の世話に母親が追われっ放しであり、3歳の子どももいて、赤ん坊に手がかけられない例に対し、保健婦は「お母さん、赤ちゃんにもっと話しかけて」と題して、次のように記している。

「おとなしくて手のかからない楽な子でも、赤ちゃんはいつもお母さんをじっと見ているのです。お母さんの態度が少し変わるだけで、赤ちゃんも変わっていくのです。赤ちゃんには笑いかけましょう。話しかけましょう」(30)。

母親たちはしばしば、保健所や病院で母親としての至らなさを責められあるいはほのめかされて傷つくと語る。子どもや病人と暮らす女性の日常を、もし生活全体の視野でとらえるならば、上のようなバランスを欠いた一面的な助言指導が不適切なものであること、相手を追いこむことに気づくはずである。しかし母親たちと直接に接する現場にあっても、しばしば啓蒙レベルから「下りて」くるステレオタイプな母－子論が、権威性を伴いながら、それぞれの母子の状況を切りすててまかり通ってゆく。そこには、現場で母子の助言指導に直接当たる人びとが受ける「研修」が大きな役割を果たしている。その研修を担当する人びとは、前項でのべた啓蒙レベルにある学者・研究者たちである。その人びとの目に、母親たちのリアルな生活が映っているわけではない。

「母」を強調し、子どもについての責任を母親に負わせて、女性の人生を「母」に閉じこめてゆく仕組みには、これまでのべてきたように、いくつかのレベルが重なっている。そして2番目にのべた学者・研究者を中心とする啓蒙レベルが重要なポイントとなっている。

政府・財界などのもっとも大きな権力が、「専門家」をさまざまな形で活用する仕掛けについては、いまさらのべるまでもないが、「母と子の絆」ブームについても、同様の仕組みが働いている事態を見ることができるのである。

7．結び

親と赤ん坊（大人と子ども）は相互関係にあるという80年代の“学説”は、それだけをとりあげるならば、妥当な考えである。赤ん坊が、自分の生まれ落ちた世界を理解しようとする力に恵まれているのは、もっとも若い生きものが安全に生きのびてゆくために当然のことであり、それは赤ん坊といっしょに生活する者たちによって感知されてきたことである。赤ん坊と親、子どもと大人は、社会の中に占める位置こそ違え、相互に働きかけあって、相手を変えていく。

赤ん坊はひたすら受身な存在であり、その育ちは親の働きかけ次第であるとされた過去のとらえ方よりは、はるかに自然である。

ところが、問題はその先である。「赤ん坊はみずから周囲を理解し働きかける力をもっているので、思い通りにはできない。親はゆっくりつき合ってゆけばよい」と考えるか、「赤ん坊や胎児といえども理解し働きかける存在なので、親はうっかりとサインを見逃さないように」ととらえるかで、親のありようは全く変わってくる。前者は親の絶対性を相対化する関係性であるのに対し、後者は親の絶対性をいっそう強め、子どもとの関係性をむしろ封じこめていくからである。そして残念ながら、「絆」論は、後者の流れを作りだし、母親たちの緊張を強めているのが現状である。

「新学説」というものは、啓蒙レベルによって都合よく脚色される。もっとも、その脚色や歪曲を「中立ではない」という理由で批判する考えを、筆者は毛頭持っていない。そもそも中立というものはなく、学問・研究もまた、つねにそこにたずさわる人間の思想や都合、思惑を担っている。重要なことは、「学説」なるものの原点と「ずらし」や「歪曲」のありさまを知り、中立の装いに惑わされず、背景にある意向を認識することである。

「母親」の位置にある女性たちは、父親をはじめとする大人たちから切り離されたままである。母親たちをこそ社会から隔離し拘束する「絆」について、女性たちは日常の生活レベルから率直に疑問を呈し、「大人と子どもの絆」の数をふやすための主張をつみ重ねる必要があると考える。(完)

<注>

(1) 小沢牧子「母子関係論の素顔（その1）"おかえりなさい言説"について」社会臨床雑誌第2巻1号 1994、「同（その2）」同誌第2巻3号 1994

(2) M. H. クラウス、J. H. ケネル、竹内徹ほか訳『母と子のきずな』医学書院 1979

(3) 同『親と子のきずな』医学書院 1982

(4) 神奈川県衛生部健康普及課『抱いてみつめて話しかけて』主婦の友社 P.108 1983

(5) 同書P.120

(6) みんなママのせいと感じたとき『ちいさいおおきいよわいつよい』No.11 P. 4 1996

(7) 小沢牧子「乳幼児政策と母子関係心理学」臨床心理学研究26巻3号1989を参照

(8) J. ボウルビイ『乳幼児の精神衛生』原著1951、黒田実郎訳 岩崎書店 1962

(9) 奥地圭子「学校とはなにか、子育てとはなにかを問われて」渡辺位編著「登校拒否・学校に行かないで生きる」所収 太郎次郎社 P.91 1983

(10) 上掲書（3）序P.19

(11) 同 P. 8

(12) 同 P.25

(13) 同 P. 9

(14) 同 P.12

(15) 同 P.28

(16) 同 P.82

(17) 高橋悦二郎「母子相互作用」発達No.13 vol.14 1983、竹内徹「乳児期の母子関係」発達No.21 vol. 6 1985、浜田庸子「赤ちゃんの心の治療」発達No.32 vol. 8 1987、小林登監修『乳幼児の発育と母と子の絆』別冊発達 1987

(18) 河合隼雄、小林登、中根千枝編『親と子の絆』創元社 1984

(19) 永野重史ほか『母と子の出会い』新曜社 1984

(20) サイエンス編集部編『赤ちゃんと母親の絆』日経サイエンス社 1987

(21) 宮本健作『母と子の絆』中公新書 1990

(22) 同書P.222

(23) S. サンガー、竹内均訳『乳児はなんでも知っている』祥伝社 P. 6 1987

(24) 同書P.247

(25) ミラ・スタンバク「保育所における2歳以下の幼児」上掲書（18）所収P.183

(26) 石川憲彦「否定された価値の逆転」同書P.243

(27) 岡本夏樹は、「親子関係研究がはらむ問題点」と題して、研究者の発言が弱者を責める道具となりやすい危険を認識すべきであるとのべている。同書P.230

(28) 同書P.252

(29) 上掲書（4）P.68

(30) 同書P.120

「障害」と民族との葛藤のなかで（その2）

大場　雅夫

IV「障害者」観の再検討

これまでに在日朝鮮人の「障害者」観に問題があると示唆してきた。たとえば、「私が小さいとき、耳が聞こえるようにと願かけに滝にうたれに行きました。滝のあった場所は忘れましたが、ハルモニ（祖母）がそこへ行くようにと何度もいうので、オモニが私をつれていきました(1)」とか、「アボジは、病気の息子のために、いろいろと手をつくして、漢方薬を仕入れては、飲ませたりしました。オモニは、巫堂（ムーダン）を呼んだりして、祈祷をささげたりしては、看病もしました(2)」ということをときどき聞かされる。これらの話の裏に在日朝鮮人の「障害者」観が見え隠れする。より具体的にいえば、「障害」がスティグマそのものであるため、端的な例として、下記のような例を聞かされることがある。

その子には目前に婚期をひかえた姉がいました。その姉は美貌を買われて方々から結婚の申し込みがありましたが、話が進んで、花婿候補が彼女の自宅を訪問し、その妹を見てからは、いつも話がうやむやに立ち消えになりました。脳性マヒは遺伝と無関係ですが、とかく人びとは障害者のいる家庭を頭から忌み嫌うためです。こういうことが度重なるにつれ、家族たちは、自然にその障害児本人を心良く思わぬようになり、人目につかぬ小さな部屋に閉じこめ、なるべく表に出ぬように仕向けたのです。その子の母は、泣きながら、健常でない娘のせいで、健常な娘たちの将来に影響を及ぼすわけには行かないと話していました。その子は物置さながらの小部屋に幽閉生活を強いられたのです。(3)

この問題はこれまで論じられることがなかったので、私がかなりの独断と偏見をもってしまう危険が伴うことは承知しているが、東アジア地域における「障害者」観に関する論議がなされてこなかったので、手探りの状態で理解に努めようとしてきた。ここで、注意しておくべきことは、東アジア地域の地方によって「障害者」観が微妙に異なるので、朝鮮半島全域が同じ「障害者」観をもっていると断定することはできないということである。ただ、地域特性を考慮しながら、共通しているものを抽出することはできよう。参考のために記しておくと、在日朝鮮人の本貫（ポングァン）(4)出身別人口は、朝鮮半島東南部の慶尚道（キョンサンド）出身が過半数以上(60.35%)を占め、ついで南西部の島嶼部である済州道（チェジュド）が17.08%を占め、次に南西部の全羅道（チョルラド）が9.98%を占めている(5)。この事実から、朝鮮半島南部出身が9割近く(87.41%)を占めていることになる。この事実をもとにして、論考を進めていきたい。

注

(1)飯沼二郎・藤林晋一郎編著『「障害」と民族のはざまで―在日朝鮮・韓国人聴覚「障害者」のあゆみ―』（解放出版社、1994年）3頁。

(2)飯沼・藤林編、前掲書73～74頁。

(3)崔京子著上野義雄編『この罪なき子に光を』（現代史出版会、1982年）35～36頁。

(4)本来は「本（ポン）」と言い、「個人の血統が属する始祖の発祥地の名を取ったものである」（金容漠『韓国の戸籍制度と戸籍法』（日本加除出版、1977年）44頁）。

(5)（財）入管協会『在留外国人統計　平成3年度版』（1991年）122～123頁。

1　一般的な差別感情

さて、在日朝鮮人の結婚問題に関して、次のような報告がある。

> 地方主義が日本にまで及んでいて、そしに(ママ)慶尚道と全羅道（済州道も含む）同士の結婚を避ける傾向がある。(1)

ここでいう「地方主義」とは、「地域主義」、「地域感情」または「地域差別感情」を意味し、古くは943年の「訓要十條」にさかのぼるという(2)。この「訓要十條」とは、『高麗史』（1451年編纂）巻二、太祖世家26年4月の条に出ているもので、高麗(918～1392)を建国した太祖・王建(ワンゴォン)(877～943.在位918～943)の遺言のことである。「訓要十條」8条に「車嶺以南、公州江外の地（三韓時代のほぼ百済の地、今の全羅南北道、一般には『湖南』という）の人の登用は避けるべし(3)」という意味の文があるが、「風水地理思想の推占を尊重するように垂訓し(4)」、「湖南の地を、単に風水地理思想の推占によって、『背逆の地』と断じ、その地の人々をすべて『謀逆の民』と断じて(5)」いるのである。これは、太祖の「新羅王朝が帰順したのに対し、後百済（全羅道）が最後まで抵抗したことに対する恨みであり、偏見であ(6)」るという。太祖が全羅道に対する「恨み」や「偏見」を正当化するにあたって、「風水」信仰を利用したのであろう。ここでいう「風水」とは、「地中に存する地力（地中を流るゝ生氣）に依頼して生活の運命を良好ならしめむとする一種の運命信仰である。朝鮮半島に住む人々は、この地力に依つて生活の安固と繁榮とを效さむとした(7)」ものであり、「祖先父母の遺骸を吉地に埋葬する事に依つて(8)」、「子孫の繁殖と一家の興隆(9)」を目的とするものである。

このような慶尚道と全羅道（済州道を含む）との対立を生んでいる「地域差別感情」はあまりにも有名であるが、私は初め、それがどんなものであるかがわからなかった。同じ在日朝鮮人「障害者」どうしであっても、出身地（本貫）を確かめ合う傾向があるので、なぜかと思った。それで、慶尚道に本貫がある在日朝鮮人「障害者」に確かめると、「全羅道や済州道出身の人は禍のもとになるから、結婚は避けたい」ということであった。「なにもそこまで排除し合うことはないだろう」と問い返すと、さきの「風水」の話をしてくれたわけである。しかし、全羅道や済州道を「背逆の地」とする根拠をはっきり示してくれなかったので、自分で調べてみるしかなかった。後日調べてみると、この論文の主眼から大きく離れてしまうことがわかった。これは民衆思想史の問題であり、詳細は後日の論考に譲りたいと思う。ここでは、後述のように簡単にふれる程度にとどめたい。

朝鮮總督府嘱託であった故村山智順氏によれば、「風水」という名称は晋の郭璞の『葬經』に由来するとし、郭璞が依拠した原典は『青烏經』だとしている(10)。この「風水」の理論構成をみると、道教的な要素がみられ、さらに儒教の「陰陽五行説」を加味しており、複雑なものになっている。

注

(1)閔寛植著・金敬得・金容権訳『在日韓国人の現状と未来』（白帝社、1994年）255頁。似た趣旨の報告として、原尻英樹『在日朝鮮人の生活世界』（弘文堂、1988年）158～159頁を参照。
(2)姜在彦『朝鮮の歴史と文化』（大阪書籍、1987年）109頁及び姜泳琇『青瓦台の風水師―これを知らなければ韓国はわからない―』（文藝春秋、1994年）136頁。
(3)姜泳琇、前掲書135頁。
(4)姜泳琇、前掲書136頁。
(5)同上。
(6)姜在彦、前掲書109頁。
(7)村山智順『民間信仰第二部　朝鮮の風水』（朝鮮總督府、1931年）緒言4頁。村山智順氏の本書は「菊判850余面の厖大な報告書であり、資料は主に警察署を通じた報告資料を中心としており著者文献渉猟と現地資料でなっている」（崔吉城著・重松真由美訳『韓国の祖先崇拝』（御茶の水書房、1992年）142頁）ので、民俗資料としての価値は高い（崔吉城、

前掲書142～144頁)。
(8)村山、前掲書緒言4頁。
(9)同上。
(10)村山、前掲書3～7頁。

2　民衆思想のなかの「障害者」観

前節で「風水」信仰にふれたが、たんに「地域差別感情」だけではなく、そこに実は「障害者」観も含まれているのである。在日朝鮮人の生活を大きく支配している精神的なイデオロギーとして、儒教(Confucianism)、道教(Taoism)、朝鮮シャーマニズム(Korean Shamanism)などがある。さらに、仏教(Buddhism)もあるが、朝鮮シャーマニズムに吸収・習合されてしまった部分があり、儒教によって歪められた部分もある。したがって一筋縄ではゆかない部分があるので、以下の論述で重複が生じることを承知していただきたいと思う。

(1)儒教(Confucianism)と「障害者」

在日朝鮮人「障害者」と話していたとき、「オレは『親不孝者』とされている」といわれたことがある。さらに「オモニが悪い」といわれたこともある。そのとき、なぜかと思って理由を聞いたが、要領を得ない。しつこく尋ねてみると、「先祖代々から受け継いだからだに傷をつけた」からだという。ピンとこなかったのだが、在日朝鮮人社会が儒教的倫理を云々する社会であるので、改めて調べてみると、儒教の文献のひとつである『孝經』から由来すると考えられる。この部分は「開宗明義章　第一」[1]であろう。

子曰。夫孝德之本也。教之所由生也。復坐。吾語女。身體髪膚。受于父母。弗敢毀傷。孝之始也。立身行道。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。夫孝始於事親。中於事君。終立於身。

(子曰く、「それ孝は徳の本なり。教への由つて生ずる所なり。坐に復れ。吾れ、女に語らん。身体髪膚、これを父母に受く。敢て毀傷せざるは、孝の始めなり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顕すは、孝の終りなり。それ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る。」)

「身體髪膚。受于父母」ということばについて、1995年6月11日に「在日同胞聴覚障害者協会」(1995年4月設立)の研修会で講師をつとめたとき、「『障害』のゆえに『親不孝者め』といわれたことはないか」と確かめたら、「親から自分のからだを授かったのに、一生治らない傷（筆者注：『障害』）をつけてしまったからだ」という答えが一様にかえってきた。前述のように、生きている父母のみならず、死後の父母を世話できないからだになってしまうことが「親不孝」とみなされてしまうわけである[2]。祖先崇拝を続けられない、または行なえない「障害」を受けないようにすることが命題であろうと思われるが、特に男子が「障害」をもつことは、オモニにその責任が及ぶことになり、苛酷ですらある。この点については、慶尚南道の仮面劇に典型的にあらわれている[3]。そのなかで統営五広大が知られているが、李杜鉉氏によれば、「紅白両班は洪（紅と同音）と白姓の二人の父をもった不貞の子、黒ん坊両班やあばた面の両班はその母が不貞の女でその罰でそのようになった[4]」というような仮面が登場する。ほかに「ピトゥル（鼻が横に大きくひんまがったひきつり）両班」や「ムンドゥンイ（ハンセン病者）両班」などのような「障害者」を擬制した仮面も登場する。

金両基氏は、儒教との関連で、次のように仮定している。

韓国の民俗芸能には、乞食や身体障害者の舞踏がかなり目立つ。儒教による差別制度によって、かれらが笑いの対象にされたのであろう。乞食は賤民として笑われたので、それは明らかに階級的差別からきている。が、身体的障害者はなにも賤民とはかぎらない。階級にかわりなく、身体的障害者を笑いの対象としたのであろう。タルチュム、とくに五広大では、両班が身障者に仕立てられ、それがかなりどぎつい所作を演じ、舞い躍っ

て観衆を沸かす。

身体障害者を笑いや蔑視の対象にすれば、今日、必然的に差別問題に発展する。伝統的社会では、その辺の問題意識が弱かったために、笑いの恰好の素材に仕立てられた。被支配者である常民たちが、支配層を笑いものに仕立てる手段として、身体的(ママ)障害者を好んで登場させたのである。(5)

筆者としてはこの仮定に賛成しかねる。むしろ朝鮮の儒教においては、父母への「孝」の観念が強すぎるため、「障害者」が生前及び死後の父母との関係をどうするかが問題になっていたのではないかと考えられる。さらに、後述するように、朝鮮のシャーマニズムとの関連づけで考えるべきだと思う。

(2)「風水」信仰と「障害者」

儒教と習合して、民衆の意識として定着している「風水」信仰に「障害者」観が存在するとさきに指摘した(6)。故村山智順氏の調査によれば、ソウルは「吉地」であるが、聴覚「障害者」が出現しやすいという伝説があったという。

古老の傳ふる處に依れば、李成桂（李朝の太祖）が都を漢陽（今の京城）に定むる時、僧無學、近臣鄭道傳の兩人をして漢陽の風水を精査せしめた。精査してみると、漢陽の基地は誠によい大地ではあるが、左右の山川が啞聾(ママ)多出の形をなして居るので、將來都城民の間に多くの聾啞者が出づる虞れがある事が判明した。そこで奠都の後、早速之を防過する爲めに、漢江村に啞陶店（啞陶の製造所、今の高陽郡漢芝面漢江里附近、啞陶店は今なし）を設けて啞陶を製出し、之を都民の各戸で使用せしめる事とした。(7)

「啞陶」とは李氏朝鮮時代で使用されていた陶製の貯金箱のことで、ハングルで「ポンオリハンアリ」という。「この啞陶を聾啞多出の防止の爲めに使用せしめたことは、この啞陶が口あり喰ふだけは喰ふが、死ぬまで一口も吐かないのと、耳あれども音をきかないところが聾啞に類似して居るから、これを聾啞者と見做して都下の各戸に使用せしめ以て出づべき人間の聾啞者の代はりとしたもので、既に各戸に聾啞者がある以上これ以上聾啞が出ない(8)」ようにする「代身信仰(9)」を「風水」に応用したものであるという。また、『東國輿地勝覽(トングクヨジスンラム)』巻三一に次のような記事がみえる。ただしここでは、故村山智順氏の要約を引用する。

慶尚南道河東郡理盲帖は郡東二里にあり、俗に之を東京の裨補と傳ふ。その由來は、この山の頂に古き龍のすむ池がある、この龍池の爲めに慶州（東京）の人に盲者が多いと云ふので東京人は極度に之を憂ひ、遂に鐵石を火に燒いて之をその池に沈めた。それが爲め池水が熱し、居ることが出來ないので龍は昆陽の辰梯山下の深淵に徙つた。この後東京人に盲者が絶えたと云うのである。(10)

以上の例からわかることは、「風水」の考えが「障害者」の出現を「防止」しようというところに基づいているということだ。この考えが「墓地風水信仰」に影響を及ぼしているのである。故村山智順氏の調査から引用すれば、次のようである。

埋葬したる屍體中に樹根が道入れば、其の家族に必ず其の通過したる部分不具となるとて、植樹を嫌忌す。(11)(平安南道・江西)

精神病及癩病は祖先の墳墓の祟りであるから改葬する。(12)(黄海道)

死體に草木の根が侵入せば神經痛、癩病及び不具者を生ずるから墓には植樹しない。(13)(同上)

癩病患者の死體は火葬しなければ子孫に該患者絶へない。(14)(同上)

咸鏡南道地方では新しく死んだ屍體を古い墓に埋葬すれば其の家は將來子孫繁榮せず且つ災禍重

なると信じ、新屍は古い墓の側數間を隔つた處に埋め、數年してから古墓に合葬する。又精神病、癩病等で死んだ者を祖先の墳墓に合葬すれば子孫に同病者が續出すると云つて居る。（大正6年8月26日、京城日報）[15]

棺ニ木ノ根來レハ子孫ニ不具者生ズ。[16]（忠清南道）

精神病、癩病ニテ死亡セシ者ハ合葬セズ。[17]（全羅道）

その他、「障害者」に関する事例が多くでてくるのであるが、「墓場」まで差別されているようである。朝鮮半島の一般的な墳墓の写真や現物を見ると、確かに植樹されていない。やはり「障害者」が子孫に生じることを禁忌（タブー）としているためであろうか。現在、朝鮮半島、台湾や香港では、「風水」信仰が根強く残っている[18]。

(3)朝鮮シャーマニズムと「障害者」

すでに「サルプリ」ということばを紹介した[19]が、それは、「クッ」（賽神、祭儀または巫祭）のはじめに行なわれる巫堂（ムーダン）による「厄祓い（やくばらい）」の意味である[20]。「サルプリ」は、ふたつのことば、「サル（殺）」と「プリ（祓または身滌）」からなる。「サル」とは「物事の禍のもととなるよこしまな陰気。悪鬼の妖精[21]」の意味であり、「プリ」とは「厄払いをすること[22]」の意味である。ここで、「障害者」観に直接関係することばは「サル」である。「サル」は「鬼神による疾病、悪運を意味[23]」し、「鬼神信仰(Geisterglauben)」につながっている。「鬼神(Geister)」にはさまざまなものがある[24]。

朝鮮シャーマニズムと同じ系統を汲んでいたと思われる習俗は日本にも存在していた。そのことを示す文献は『三國志』巻三〇「魏志三〇東夷傳」の「倭人傳」である。

名曰卑彌呼。事鬼道。能惑衆。年已長大。無夫婿。弟佐治國。自爲王以來。少有見者。以婢千人自侍。[25]

（名づけて卑弥呼（ひみこ）という。鬼道を事とし、能（よ）く衆を惑（まど）わす。年已（すで）に長大なるも、夫婿（ふせい）なく、男弟有り、佐（たす）けて国を治む。王となりしより以来、見ることある者少なく、婢（ひ）千人をもつて自ら侍せしむ。）

上記の引用に関して、上田正昭氏の論文で次のような解説がある。

彼女が司祭的王者であったことは、『魏志』に、「年已に長大なるも夫婿なし」とあり、「鬼道に事（つか）えて能く衆を惑わす」とのべられているのをみてもわかる。卑弥呼は、オールドミスで神に仕える巫女王であった。シャーマニズムというのは、狭義においては東北アジアの薩満（シャーマン）を中心とする呪術的宗教をいう。北方系シャーマン、つまり巫覡（ふげき）（男女の呪術者）の分布は、蒙古・朝鮮などに濃厚であるが、南方にも類似のものがある。部族的シャーマンの流れをうけた卑弥呼が出現する。そのもとにシャーマンがあった。[26]

このような「鬼神信仰」は日本では薄れつつあるようであるが、「庚申信仰」に名残りをとどめている[27]。また「狐憑き」や「犬神」等のような「憑霊信仰」にしても同様である[28]。ここで、朝鮮の「鬼神信仰」における「障害者」観にふれてみたい。

私鬼。氣狂は私鬼が其人の精神に入つたため、醫藥は不必要、盲者が直す、日本の狐附と心理學上同じものならん。[29]

精神病の惡魔。桃木を厭ふ。黄海道[30]

發狂の鬼神。竹針を怖る。慶尚南道[31]

精神病の鬼神。太鼓及鐘、玉樞經と稱する經文を嫌ひ、桃木を怖る。平安北道[32]

客神（忠清北道）

家族中病氣に罹り苦痛を覺え一見發狂者の如き狀態となりたる時は病者に客神の付きたると稱し、種種なる飲食物を作り患者の身邊に持ち行き、刃物の如き物を以て病者の全身を毆打し、後刃物を自己の門外に持ち行き之を落し、刃物が門に向つて外方に向きたる時は客神去りたりとて飲食物を放棄す、若し刃物家の方に向きたる時は再度前記の如く繰返す。(33)

「精神病」に対する民間治療法として、「桃の木」を「鬼神」が怖がってからだから出ていくので、「桃の木の東側の枝(34)」で「鬼神」に憑依された人を殴打する方法を採っていたようである。上記の例の地名から判断して、朝鮮半島全域で一般的に行なわれていたということになる(35)。ここでいう「殴打法」については下記の通りである。

毆打法の風習は、暴力を加ふる事に依つて鬼神を去らしむる方法であって、多くの場合患者の身體を毆打し、之に痛苦を與ふれば、患者の身中に潜入して居る鬼神が、その痛苦に耐え得ずして退去し、從つて病氣が全快すると云ふのである。(36)

朝鮮シャーマニズムにおいて、「精神病」がなぜ問題になるのかはよくわからないが、巫堂（ムーダン）になる過程（成巫過程）における「降神（憑依）(possession)」信仰によると、「鬼神」がからだに宿ってしまえば、巫堂にならざるを得ず、「賤民」身分に落とされるという。これについては、故秋葉隆氏が次のように指摘している。すなわち、「降神的入巫が巫事を止めればその身が危いといふ信仰(37)」があり、「神風波既ち神怒による災難を免れんが爲めには、如何にしても巫女又は花柳の女の如き、異常なる女性生活をなさねばならぬと云ふのである。それ故に例へば相當の資産を擁して經濟上の生活に事缺かぬ家に生れながら、巫病に罹つて賽神の結果快癒したものが、暫くにして家柄の體面上巫事を中止するや、直ちに再び病床に就くといふ實例が多い(38)」し、離縁されることもあったという(39)。このような精神「障害者」差別について、崔吉城（チェキルソン）氏が次のように指摘している。

ムダン（ママ）の差別される要因は二点ある。一つには、人間の＜身分＞そのものがすでに差別なのだということ、そしてもう一つはムダン（ママ）たちの仕事、すなわち＜職業＞によるそれである。(40)

朝鮮半島における「降神（憑依）」信仰は、ある意味で、私の生まれ故郷である石見地方にもみられる。いわゆる「狐憑き」というもので、精神的に「異常」をきたした人が突然あばれる。特に女性に多いようであるが、日蓮宗系寺院の僧侶がおはらいして、「狐」をとりつかれたからだから追い出そうとするのである。あまり効果はないようだが、主要な原因は石見地方における「家」制度の重圧が嫁いできた女性に及んでくるところにある。相当なストレスを感じていたのだろうか、「我慢できない」女性が「発狂」するといわれたことがある。東隣の出雲地方はもっとも有名であり、民俗関係や精神医学関係の文献でかなり紹介されているほどである(41)。出雲地方の「憑依」信仰では、もっとも恵まれた「家」に「狐」がつくといわれている。石見地方でも似たようなものであるが、「家」のしきたりに順応していかなければならない嫁の苦しみが「精神異常」（ヒステリー現象）となって表出するのである。厳密に「巫病」だとは言えないが、稀に「祈祷師」になる女性がいる。

「狐憑き」を「迷信」だとかたづけるのはたやすいが、前述のように、石見地方や出雲地方における父系血統優先主義社会のなかで女性が抑圧されてきたことの結果のあらわれだと考えられる。ただ石見地方や出雲地方では、「発狂」の形態が「狐」に似ていることから、「狐憑き」と呼ばれるのである。

朝鮮シャーマニズムにおいては、「障害者」がかなり登場する。それを次頁に示そう。

成巫動機別統計

	世襲	靈感	生業	放逸	その他	合計	比率
全羅道	33	3	21	1	1	59	11.15%
慶尚道	36	19	38	4	4	101	19.09%
忠清道	16	16	22	4	4	62	11.72%
京畿道	17	19	22	1	1	60	11.34%
黄海道	2	14	18	3	3	40	7.56%
江原道	13	13	19	2	2	49	9.26%
咸鏡道	10	28	35	12	5	90	17.01%
平安道	9	15	27	3	14	68	12.85%
総　計	136	127	202	30	34	529	100.00%

成巫動機別のうち「障害」に関係するもの

	障害	比率
全羅道	16	11.03%
慶尚道	26	17.93%
忠清道	13	8.97%
京畿道	17	11.72%
黄海道	12	8.28%
江原道	14	9.66%
咸鏡道	17	11.72%
平安道	30	20.69%
総　計	145	100.00%

注：村山智順『朝鮮の巫覡』52～91頁より作成。1930年現在の朝鮮半島全域の地方数を示す。故村山智順氏による朝鮮半島各警察署からの報告の纒集で地名を表示しているので、日本の敗戦以前の朝鮮半島の実態をつかむのに参考になる。なお、上記の図表に濟州道が含まれていないのは、当時は八道制で、濟州道を全羅道に含めていたためである。

上記の表から、平安道がかなりめだつようであるが、「世襲」および「生業」の面で慶尚道のほうが突出している。なお上記の表で「靈感」とあるのは、「憑依」のことを意味する。さらに「不具」が原因で「巫覡」に従事する場合、その多数は視覚「障害者」が圧倒的に占めている。それは、視覚「障害」のゆえ、「生業」としての「盲覡（メンギョク）」という仕事をしなければならなかったためといえよう。ただし「盲覡（メンギョク）」は、厳密には「巫堂（ムーダン）」ではなく、一般に「パクス（博手、博数、博士）[42]」、「ポクスル（卜術、福術）[43]」、「ポクサ（卜師）[44]」、「キョンサ（經師、經士）[45]」、「キョンゲク（經客）[46]」、「キョンジェンイ（經を讀む者、經匠）[47]」あるいは「チュムジェンイ（占匠、占長）[48]」と呼ばれている。これらの呼称から、「占卜」や「祈禱」が中心であることがわかる。「盲覡（メンギョク）」は主に男性が中心である。故村山智順氏がその辺のことを説明しているので、下記に引用する。

朝鮮には昔から、盲者は必ず占卜業、祈禱業をなすべきものであると云ふ慣習があつて、これは身分の如何を問はなかつたものである。蓋し盲者はその眼の見えざるところから、精神統一が可能であり、且つ普通可視者の如く外界の物象を見得ざる代りに、その心眼を以てよく普通人に見えざる事物を識ることが出來ると信ぜられて居たので、普通人に識り得ない吉凶禍福の運命及び普通人の眼に見えない神明鬼神の存在動靜を感知することが出來るとされ、殊に巫覡が過去のみを明にするに反し、盲卜はよく將來の運命を判じ得るとされ、かくて占卜及び祈禱を事とする巫覡業に從つたものである。從つて之等の盲人占卜業者はその身分の上からも、又その動讃の上からも一般巫覡殊に世に賤視せられた世襲巫と同一線に立つものでなく、之等の巫覡業者とは全く別異なものとして自他ともに許して居たのである。[49]

したがって、視覚「障害者」は、身分や階級に関係なく、「盲覡（メンギョク）」になりえたのであるが、現在、一部の視覚「障害者」が「盲覡（メンギョク）」を営んでいるとのことである。

(4)ハンセン病（ムンドゥンイ）について

さきの引用文献に「癩病」のことがよく出ているが、ある意味で、朝鮮人のハンセン病に対する姿勢がどん

なものであるかを示唆しているといえる。さきの「朝鮮シャーマニズムと『障害者』」でふれた「鬼神信仰」によれば、次のようである。

癩病の山神。清水を供へ祈祷をなす。忠清北道[50]

癩病患者の死體は、火葬せざれば子孫に患者絶えず。又焼きたる骨を粉末にして圓子に作り、山野の鳥獣に喰はしむれば子孫に遺傳せず。（慶尚南道）[51]

風症（身體の自由を缺き、消化不良となり、顔面灰色に變じ、次第に衰弱する病氣）を治すには、乾きたる艾を病者の背中に充て心臓の見える迄二三日間燒くときは全治す。（平安北道）[52]

その他にさまざまなものがあり、すべてを示すことはできないが、おおむね朝鮮半島南部にみられた。なお「風症（プンズン）」は、「風病（プンビョン）」または「ムンドゥンイ」ともいわれ、これらのことばを正確に訳すと「癩病」となるが、ハンセン病を意味していた。たとえば、在日朝鮮人ハンセン病患者の文海（ムンヘ）氏によると、「再度診察室に入ったところ、医師は紙に『風』と字を書いて朝鮮語で何と読むかというので『プン』と言ったら、『そうです。あなたの病気は風病ですよ』と言われて一瞬茫然となりました[53]」という。また同じ患者である金海日（キム・ヘイル）氏の話では、「その先生が『金本さん（金さんの当時の通名）、南（朝鮮南部出身）だな』って言うんです。『なんで、先生、わかるんですか』『いや、南はこういう病気が多いんだ。北はないんだよ』って[54]」という。さらに、朝鮮人のハンセン病に対する姿勢は、次のようなものであるという。

平田さんは12歳で発病した。斑紋が出た時、叔父の一人が同じ病だったために、すぐにハンセン病だと気づいたという。「病気になってからは教会へよく行くようになりました。家族が『かわいそうだから』っていうんで何も言わなくなったんですね」。しばらくは自宅で療養を続けるが、叔父の縁談が平田さんの病気を理由に破談になったり、母親が弟を連れて渡日してしまったりしたため、教会の紹介で15歳の時に釜山の療養所、相愛園へ入園した。[55]

わたしが幼い時に、よく4,5人の患者が放浪しながら毎朝御飯をもらいに来ていました。母はもらいに来る度に御飯を少しあげていました。しかしわたしは大反対でした。あんな者にやることはない「早く帰れ」とどなりつけました。母は「可哀想なんだからそんなこというもんじゃないよ」と怒りました。また、わたしは学校の帰りに道端でたむろしている患者をみると、手のひらで口をふさぎ息を殺して通り過ぎたこともありました。それほど恐ろしい不治の病気であると親にも教わってよく知っているだけに病名を聞かされてからのショックは余りに大きく、おれの人生はどうなるだろう、どうすればいいのかと、ただ焦っておろおろするばかりで前途は真暗でした。くやしいことに弟に病名を告げることができずに、独り悶々と絶望的な気持になり、死ぬことばかり考えていました。[56]

父はこの病気にかかっていましたから、私が病気だということはすぐわかりました。しかし、父は「この病気は治らない」と言って、私には薬を使ってくれなかったのですよ。ただ私の病気を隠そうとして、遠い親戚でも来ると、「家の中に隠れていろ」と言われたり、さもなければ「映画館に行ってこい」と言われて、私は家から追い出されたのです。

母は私が病気だと知った時、離婚して故郷へ戻ろうと思ったけれど、ほかに子供はいるし、女は一度家を出たら帰るところはない、ほかの子供は自分達の力で生活できるだろうか、おまえはどうしたらいいんだろうと、私をひざに抱いて泣いていました。[57]

以上の例からわかるように、ハンセン病患者は、日

本と同じように、毛嫌いされていたのである。現在の朝鮮半島南部でも忌避される傾向が根強く残っている。ただ、在日朝鮮人ハンセン病患者については、次のような山田昭次氏の指摘に注目する必要があろう。

こうした彼らの生活史は、ハンセン病発病率を日本人よりもはるかに高率にした。1955年3月末在日朝鮮人・韓国人総登録に対するハンセン病療養所収容朝鮮人・韓国人の比率は0.11%日本人総人口に対する日本人収容患者数の比率の0.011%の10倍になる。また韓国総人口に対する推定患者の比率は2.1%ということだから、日本人の発病率の191倍になる（法務所(ママ)修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』1955年）。ここに植民地支配下にあった朝鮮人の労働条件と生活がいかに劣悪であったかが示されている。というのは、ハンセン病は微弱な伝染病で、感染したからといって、必ず発病するのではない。日本の70余年の歴史をもつハンセン病療養所でここに勤務する職員から一人も発病者がなかったことから見ても、その微弱さが明らかである。それでは、どのような場合発病するのか。経済的条件の低さからくる過労や栄養不足などに発病の基本的原因がある。(58)

ここに、朝鮮半島南部のハンセン病患者や在日朝鮮人ハンセン病患者が日本帝国主義の侵略政策の被害者であったことがよくわかるのである。

ほかに朝鮮半島における「民話」にも「障害者」観を伺い知ることができるが、資料不足なので、今後の研究の課題としておきたい。これまでの私の研究によると、慶尚道地方の地名が頻繁に出てくることから、ある意味で、慶尚道出身の人々の「障害者」観は芳しくないだろうと推定できる。さらに、在日朝鮮人の出身地を考えると、在日朝鮮人の「障害者」観について、慶尚道を中心に、済州道及び全羅道について、もう少し整理してみる必要があると思う。

ここで注意すべきことは、在日朝鮮人が必ずしも朝鮮半島における「障害者」観を堅持しているのではないということである。日本社会では、「障害者」差別に対して、ある意味で、うるさいのであるが、日本社会における「障害者」観が在日朝鮮人に浸透しつつあるようである。その証拠に、「コリア・ボランティア協会」が在日朝鮮人書道家の康秀峰(カンスボン)氏を中心に在日朝鮮人「健全者」の手によって1994年1月30日に設立されているのである。この協会は、在日朝鮮人「障害者」のみを対象とするのではなく、日本人「障害者」をも対象としている(59)。このように、在日朝鮮人「健全者」の「障害者」観が少しずつ変化していくことを期待したい。

注

(1)林秀一『孝経』（明徳出版、1979年）57頁。なお、「弗敢毀傷」のことばについて、『論語』「泰伯」篇に「曽子有疾。召門弟子曰、啓予足、啓予手、詩云、戦戦兢兢、如臨深淵、如履薄氷。而今而後、吾知免夫、小子」（久米旺生訳『論語〔中国の思想　9〕』（徳間書店、1973年）128頁）とある。

(2)崔吉城、前掲書65頁及び本稿13頁。

(3)現存する仮面劇の発祥地は、李杜鉉(イドヒョン)氏によれば、咸鏡道(ハムキョンド)では北青獅子戯、黄海道(ファンヘド)では鳳山仮面舞、殷栗仮面舞と康口仮面舞、京畿道(キョンキド)では楊州別山台戯と松坡山台戯、慶尚道では河回別神巫楽仮面戯、駕山五広大、固城五広大、統営五広大、水営野遊と東口野遊などがある。李杜鉉『朝鮮芸能史』（東京大学出版会、1990年）120頁。詳細な分布については、金両基『韓国仮面劇の世界』（新人物往来社、1987年）352～355頁を参照。

(4)李杜鉉、前掲書192頁。趙東一「朝鮮後期の仮面劇と民衆意識の成長」梁民基・久保寛編訳『仮面劇とマダン劇—韓国の民衆演劇—』（晶文社、1981年）所収221頁及び金両基、前掲書72～73頁を参照。

(5)金両基、前掲書138～139頁

(6)本稿28頁。

(7)村山、前掲書288～289頁。なお、同書701頁に「唖陶」の写真が掲載されている。

(8)村山、前掲書289頁。

(9)村山、前掲書290頁。
(10)村山、前掲書765頁。
(11)村山、前掲書583頁。
(12)村山、前掲書587頁。
(13)同上。
(14)村山、前掲書588頁。
(15)村山、前掲書591頁。
(16)村山、前掲書593頁。
(17)村山、前掲書594頁。
(18)崔吉城、前掲書163頁及び姜泳琇、前掲書183～187頁。
(19)本稿15頁。
(20)赤松智城・秋葉隆『朝鮮巫俗の研究・下巻』（大阪屋號書店、1938年）137頁。
(21)金素雲編『韓日辞典〔第1版〕』（高麗書林、1972年）484頁。
(22)金素雲編、前掲書956頁。
(23)崔吉城著・真鍋祐子訳『恨の人類学』（平河出版社、1994年）445頁。
(24)「鬼神」については、次の文献で詳細に紹介されている。村山智順『民間信仰第一部　朝鮮の鬼神』（朝鮮総督府、1929年）118～227頁。
(25)西嶋定生『邪馬台国と倭国—古代日本と東アジア—』（吉川弘文館、1994年）25頁。
(26)上田正昭「倭国のなりたちと朝鮮」井上秀雄・上田正昭編『日本と朝鮮の二千年①』（太平出版社、1969年）所収48頁。
(27)崔徳忠『庚申信仰』（山川出版社、1956年）、崔徳忠『庚申信仰の研究—日中宗教文化交渉史—』（日本学術振興会、1961年）、庚申懇話会編『民間信仰の研究—庚申—』（同朋舎、1978年）及び小花波平六編『〔民衆宗教史叢書17巻〕庚申信仰』（雄山閣、1988年）等を参照。
(28)石塚尊俊『日本の憑きもの』（未来社、1959年）、吉田禎吾『日本の憑きもの』（中央公論社、1972年）、門脇真枝『狐憑病新論』（創造出版、1973年）、金子準二編『日本狐憑史資料集成』（牧野出版、1975年）、速水保孝『出雲の迷信』（学生社、1976年）、広川勝美編『憑きもの』（創世記、1982年）、小松和彦『憑霊信仰論』（ありな書房、1984年）、昼田源四郎『疾病と狐憑き』（みすず書房、1985年）、喜田貞吉編著・山田野理夫編『憑物』（宝文館出版、1988年）、谷川健一編『憑きもの』（三一書房、1990年）及び小松和彦編『〔民衆宗教史叢書30巻〕憑霊信仰』（雄山閣、1992年）等を参照。
(29)村山、前掲書182頁。
(30)村山、前掲書201頁。
(31)村山、前掲書203頁。
(32)村山、前掲書204頁。
(33)村山、前掲書204～205頁。
(34)村山、前掲書494頁及び村山智順『民間信仰第三部　朝鮮の巫覡』（朝鮮総督府、1932年）602頁。
(35)村山智順『朝鮮の鬼神』235～242頁、村山智順『朝鮮の巫覡』523頁、528～529頁、545頁、552頁、560～561頁、557頁、580～582頁、587頁及び592頁等を参照。
(36)村山智順『朝鮮の鬼神』235頁。
(37)赤松・秋葉、前掲書67頁。
(38)赤松・秋葉、前掲書260頁。
(39)崔吉城『韓国のシャーマン』（国文社、1984年）30頁。
(40)崔吉城『恨の人類学』374頁。
(41)前注(28)の文献を参照。
(42)村山智順『朝鮮の巫覡』21頁。
(43)同上。
(44)同上。
(45)村山、前掲書22頁。
(46)同上。
(47)同上。
(48)同上。
(49)村山、前掲書139頁。
(50)村山智順『朝鮮の鬼神』202頁。
(51)村山、前掲書259頁。
(52)村山、前掲書262頁。
(53)文海「私の遍歴」立教大学史学科山田ゼミナール編『生きぬいた証に—ハンセン病多磨全生園朝鮮人・韓国人の記録—』（緑蔭書房、1989）所収65頁。
(54)金海日「麻薬に苦しめられて」（立教大学史学科山

田ゼミナール編、前掲書所収）73頁。

(55)平田セイ子「神様に導かれた半生」（立教大学史学科山田ゼミナール編、前掲書所収）40頁。なお、彼女の本名は「李連伊（イロンイ）」である。

(56)文海、前掲手記（立教大学史学科山田ゼミナール編、前掲書所収）65～66頁。

(57)安述任「誰が私の心をわかるだろうか」（立教大学史学科山田ゼミナール編、前掲書）所収155～156頁。

(58)山田昭次「はじめに―在日朝鮮人・韓国人ハンセン病患者と多磨全生園互助会―」（立教大学史学科山田ゼミナール編、前掲書所収）viii頁。

(59)コリア・ボランティア協会代表の康秀峰（カンスボン）氏は、小児マヒをもつ弟を世話しながら、大阪市生野区で書道教室を主宰しつつ、地域の「障害児」や孤児の世話をしてきたという。その後、在日朝鮮人企業家からマンションの一室の無償提供を受け、1992年から「コリア文化ホール」を開いた。日朝の相互理解や相互交流を目指して、1994年にコリア・ボランティア協会が結成された。主な活動の内容は、「障害児・者」の介護、レクリエーション、「障害児」のサッカーチームへの援助、手話講座などである。1995年1月17日の阪神大震災発生から、在日の多数が居住する地域で、救援・支援活動を続けているが、活動資金が底をつき、財政難に陥っているという。ここをもってカンパのお願いをするのは僭越だが、連絡先や振込口座を下記に示す。

コリア・ボランティア協会（代表・康秀峰（カンスボン））
大阪市生野区桃谷3-12-31 ハピネス丸萬201号
TEL/FAX 06-717-7301
三和銀行生野支店　普通3703577
郵便振替00920-6-29408（名義は協会）

V 父系血統優先主義社会からの思想的訣別

在日朝鮮人女性聴覚「障害者」に対する結婚差別事件訴訟の被告が京都地裁へ提出した1985年5月25日付「陳述書」（乙1号証）のなかの、問題だと思われるところを抜き書きしたい。本来の彼女の文章は文法的な誤りや語彙の使いかたの誤りがめだった。それで、京都地裁に提出する前に、筆者の添削をもとにして、さらに書き直したので、それなりに読みやすくなったということに留意していただきたいと思う。なお、下記の引用中の傍線は筆者による。

昭和55年5月、結納後の日曜日、私は、原告の母親の家へ行きました。その時、原告の母親が「○○さん、▲▲家の嫁さんになるので、いつまでも韓国籍のままではおかしいですから、日本国籍をとりなさい。子供が生まれたら、父親が日本人、母親が韓国人と籍を別々にすると、子供の立場がかわいそう」と言ったので、私は「日本の嫁になるのだから」と思って、帰化手続をしようと思いました。そして、私の父親をなんとか説得し、帰化を許してもらいました。後日、私の父親は、涙をのんで、入籍のために帰化手続をしてくれました。（17項）

昭和55年11月15日挙式の日、原告が日本人なので、私の身内の者は、日本の慣習にあわせて、民族衣装であるチマチョゴリをやめて、着物を使いました。その時、87歳のおばあさんが「着物はいやだ」と悲しみましたが、自分の孫のためならしかたないと民族衣装をあきらめて、着物を着ました。おばあさんの着物姿を思い出すたびに胸をいためます。（21項）

昭和56年1月下旬のある日の夜、私は新居でボンヤリ畳の上に座わっていました。私の座わり方は韓国人女性がチマチョゴリを着た時の座わり方で右足をたてるあぐらの変形です。この時、原告が私の座わり方を見て、「行儀が悪い」と怒った顔で私に言いました。私は「ごめんなさい。私のくせです」と言って謝りましたが、「ちがう。おまえのふるまいは韓国人だから」と原告に言われました。その後、原告の私に対する民族差別が露骨にあらわれるようになりました。（25項）

昭和56年2月上旬、私は新居でそうじをしたり、片づけをしたりしたとき、韓国の民芸品を飾りました。またテーブルの上に民芸品のハエヨケを置きました。しかし原告はそれを見て、大へん怒り「民芸品を早く片づけなさい」と言ってはらいのけたのです。それに対して、私は「他に台湾やハワイなどのいろいろな民芸品を置いているのに、韓国の民芸品だけを片づけるのはおかしい」と反論しましたが、原告はすぐ怒り、「言うことが聞けないのか」と言って私の髪を引っ張り、腕をつねったりなど、ひどい暴力を私にふるまいました。原告が家を出た後、私が韓国の民芸品を片づけた時、原告の母親が来たので、私は原告の母親に「韓国の民芸品を置くと、なぜ△△君は怒るの」と聞いたところ、原告の母親は何も言わず、とりあってくれませんでした。（30項）

原告は私に対しては、民族差別に基づいた暴行や言動がめだっており、私の受けた精神的被害はそんなにひどかったとは思いもよらなかったし、つくづく感じるようになりましたが、少しでも原告が態度を改めてくれるものと思っていました。（55項）

上記の引用でまず眼につくのは、在日朝鮮人「障害者」の意識のなかに日本独自の「元号制」が植えつけられてしまっているということである。これは紛れもなく、ろう学校で「同化」教育が行なわれていることの証左であろう。これは、Ⅲの「「障害児」教育における民族教育のありかた」で論考したことを裏づけると思う。しかし、もう少しつっこんで考えてみたいので、後日に整理しなおしてみたい。

なお、在日朝鮮人が無意識に日本の「元号制」を使って、民族団体や在日韓国領事館で何かの手続をすると、必ず「おまえは日本人でないだろうが。なぜ日本の年号を使うのか」と怒られたという経験談をよく聞かされるのである。「元号制」は本来、儒教を国教化した漢の武帝（在位BC141～BC87）が始めたもので、父系血統優先主義社会の名残りであろう(1)。確かに、朝鮮には「元号制」が存在していたが、中国との冊封関係があり、独自の「元号」を使えない時期があったので、国王の在位年を示す「年号」がもちいられていた。ちなみに、朝鮮には「檀紀（タンギ）」という「年号」があり、朝鮮の民族主義者はこの「年号」をいまでも使っている(2)。西暦に2,333年を加算すればいいわけで、例えば、西暦1996年は「檀紀4329年」に相当する。

次に問題になるのが、いわゆる儒教的「家族」観である。さきに引用した在日朝鮮人ハンセン病患者の安述任（アンスリム）さんの証言(3)からわかるように、一般に女性は、いったん嫁いだら、もとの「家」へ帰ることができず、嫁いだ「家」へはいることが当然だという教育を受けていたのである。嫁いだ「家」で男系の子孫を生むことが最大のつとめとなる。したがって、女性は「祖先崇拝」の犠牲者になりやすいのであり、自殺者まで生んできた。結婚のために日本へ「帰化」することが当然だという意識が生まれるのは、その辺にあるのかもしれない。ただ、日本においては、「祖先崇拝」の観念が弱く、在日朝鮮人女性にとっては楽なのであろうか、日本人男性との婚姻件数が年々うなぎのぼりになっている(4)。その変化を次の統計（次頁）で示す。

この表からわかるように、1969年を境に、在日朝鮮人女性が日本人男性と婚姻する割合が、在日朝鮮人男性が日本人女性と婚姻する割合よりも大きくなっている。しかも在日朝鮮人女性が日本人男性と婚姻する割合は、年が経つごとに優勢になっている。同じ民族の男性との婚姻をどうして避けるようになったのかはよくわからないが、在日朝鮮人社会のなかで守られている招魂再生儀礼としての祖先崇拝を中心とする祭祀へのかかわりについて改めて考えてみるべきだと思う。朝鮮人の民族アイデンティティの問題も確かに絡むだろうが、父系血統優先主義社会の影響を強く受ける民族アイデンティティであるならば、「障害」をもつ女性の立場はどうなるのだろうか。「日本人と結婚する」ことが朝鮮民族への「裏切り行為だ」ということをよく聞くが、それは単純に「裏切り行為」だとは思えない。

「ハルモニが孫のためにと思って、チマ・チョゴリ

在日朝鮮人の婚姻傾向の統計

	A		B		C		D		
年	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数
1955	242	21.55	94	8.37	336	29.92	787	70.08	1,123
1960	862	24.72	310	8.89	1,172	33.61	2,315	66.39	3,487
1965	1,128	19.96	843	14.92	1,971	34.87	3,681	65.13	5,652
1969	1,168	19.59	1,284	21.54	2,452	41.13	3,510	58.87	5,962
1970	1,386	20.38	1,536	22.58	2,922	42.96	3,879	57.04	6,801
1975	1,554	21.69	1,994	27.83	3,548	49.51	3,618	50.49	7,166
1980	1,651	23.03	2,458	34.28	4,109	57.31	3,061	42.69	7,170
1985	2,525	29.53	3,622	42.36	6,147	71.89	2,404	28.11	8,551
1990	2,721	19.64	8,940	64.52	11,661	84.16	2,195	15.84	13,856
1992	2,804	27.64	5,537	54.57	8,341	82.21	1,805	17.79	10,146

注：関寛植『在日韓国人の現状と未来』259頁より作成。ただし、パーセンテージの数字が異なるのは計算の仕方によるかもしれないが、一部で合致しても他のパーセンテージがどうしても異なる。厚生省の『人口動態統計』での確認に基づき、「件数」のみが合致しているので、上記のパーセンテージの計算とする。

A：夫が朝鮮人で、妻が日本人。
B：夫が日本人で、妻が朝鮮人。
C：AとBとの合計。
D：夫妻がともに朝鮮人。

在日朝鮮人の結婚状況の変化

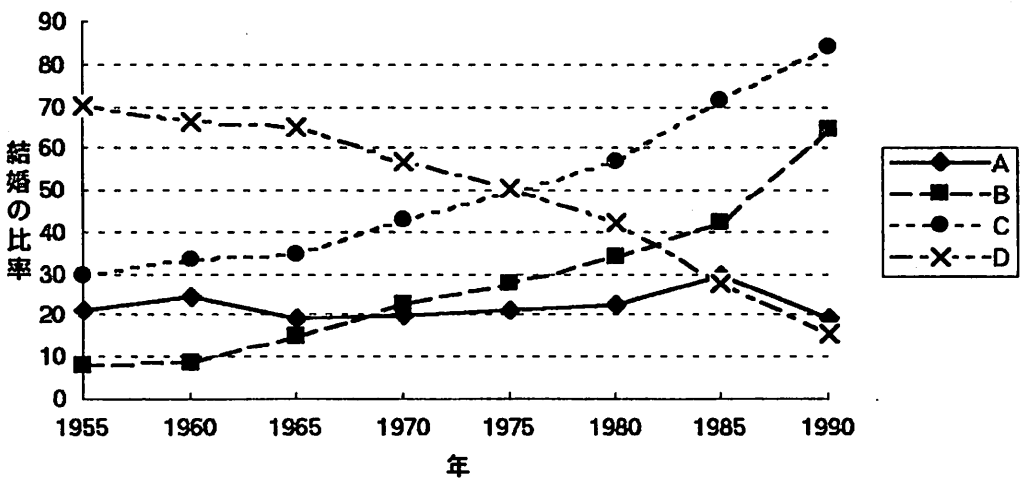

の着用をあきらめた」という件をみると、いかに、父系血統優先主義社会に精神的にも屈伏させられているのかと思い知らされたのである。女性は、結婚すると、「実家」を出ていかなければならないし、「今生」の別れを「実家」にいわなければならない。この「別れ」をみおくる儀式としての親族の衣装が、「悲しみ」を象徴しているのだと思う。だからこそ、朝鮮のシャーマニズムや「民話」のなかに、女性の「悲しみ」が多く物語られているのだと考えられる。その「悲しみ」が「ヒステリー現象」を生みだし、さきに述べた「憑依」信仰を生みだす素地になっているのではないかと考えられる。現実に、在日朝鮮人女性「障害者」のなかに、「精神異常」がみられ、私自身が彼女へのカウンセリングをつづけているが、よくわからないことが多くありすぎる。

朝鮮民族としての誇りをどこまでもてるかが課題になろうが、朝鮮民族の生活慣習が日本人に理解されず、たんに「行儀が悪い」とみなされて、暴行される

というケースはよくある。しかし朝鮮民族としての誇りをとことんまでもつならば、「あなた、わたしを好きになって結婚したのでしょう。だから、わたしが朝鮮民族としての生活のしかたを受け継いでいるとしても、そのことを理解して下さい」と言えるのではないかと思える。そのことを私が彼女に話したら、確かにそうしなければならなかったのでしょうねと、告白された。「民芸品」にしてもそうである。親から受け継いだ民族の伝統を生活のなかに想起しつづけようという努力が往々にしてみられる。これは、無意識的に、生活のなかにあらわれてくる。本人が努力して想起し続けなくとも、態度にあらわれてくるのである。自分が民族的葛藤を経験しないままに、婚姻を迎え、その後に爪弾きにされて、自分が「いかにも朝鮮人だったのか」と苦悩せざるを得なくなるところまで追い込まれるのである。

在日朝鮮人女性が日本人男性のところへ嫁いでも、婚家先に理解されないのが普通である。それを承知していたのかと、彼女に聞いたのであるが、やはり、承知していなかった。日本人の夫が自分の親にわからせようと説得するのが普通だろうと思うが、なおさら「障害児」教育のなかで民族教育が不十分にしか行なわれてこなかったことの結果として、民族差別を誘引することにつながってしまったのである。

最後に父系血統優先主義社会のなかでは、女性は自分の子どもをもうけて育てることが自分の生きがいとされるようである。だからこそ、子どもができれば、夫の態度が少しでも改まってくれるだろうと思うことは、当然な心情だと思う。

父系血統優先主義社会への思想的な訣別は、在日朝鮮人女性「障害者」として、在日朝鮮人社会に対するアンチテーゼとしてのメッセージであるのかもしれない。なぜなら、民族意識の継承を親が行なおうとしてこなかったことに対する反発であり、祭祀での準備の強要に対する反発であり、どうしても「男の子を出産しなければならない」ということに対する反発であるからである。そのことが在日朝鮮人女性の日本人男性との婚姻件数の増加を招いていることにつながっているのだろう。

注

(1)井上清『元号制批判―やめよう元号を！―』（明石書店、1989年）13～19頁を参照。

(2)たとえば、1992年6月6日結成の「在日韓国文人協会」の季刊誌『大地』は「檀紀」という「年号」を主に使っている。

(3)本稿36頁。

(4)関寛植、前掲書259頁。

VI 結語

私が疑問に思っていることについて、あれこれと調べ、取材もしたりした。そして飯沼二郎氏とともに聞き取り調査を行なった。それでも、わからないことが多すぎる。在日朝鮮人「障害者」が在日朝鮮人「健全者」に差別されるだけでなく、日本人「障害者」にも差別されている。それは、「おまえはチョーセンへ帰れ」ということばに典型的にあらわれる。ただ、在日朝鮮人「健全者」から差別されることについて、その「障害者」観が理解できなかった。しかし朝鮮半島においては「プマシ」というすばらしいことばがある。これは、「たすけあい」という意味であり、さきに述べたように「癩病」患者に御飯をわけたという例にみられる(1)、朝鮮人の生活伝統のなかに確立されたことばである。それをわかりやすく説明するために、李圭泰（イギュテ）氏のコラムから引用しよう。

互いに助け合う共助の美風として「コングル」というのもあった。村に障害者や中風を病んでいる者、お年寄りだけで暮らしている家、やもめ、そして不幸があった家の農作業を村の人々が労力を集めて無償奉仕する慣習だ。コングルが終わると、その村に住む金持ちや有力者が交代で酒食を提供したため、楽しみにした労働奉仕でもあった。

子供が生まれると、その生まれた子供の長寿と幸福を祈る意味で、一定量の穀物を出し合って、

その子供の分として「利穀」を貸し出す。子供が大きくなるにつれて、複利で増えていくその利穀で、村の貧者や行旅病者、托鉢僧、病人のお年寄り、孤児を救済したりもした。…（中略）…

病気で臥せっていたり、強者に害を加えられて悔しがっていたり、食糧が切れてひもじい思いをしていたりする場合にも応分の救済が明文化されていた。年頃の娘がいるのに、貧しくて、嫁にやれないでいる場合には、官に結婚費用を支給するように請願する一方、最小限の生活必需品を分担して準備したり、結婚式まで世話したりした。(2)

以上のことは、「プマシ」を慣習として制度化した「コングル」であるが、「障害者」は「コングル」の対象でしかなかったのであろう。ここで「障害者」観をもういちど検討してみると、ハングルに「プルグサ」ということばがある。これを日本語にそのまま訳すると、「不具者」となる。ハングル文献では、「障害者」を意味することばはほとんど「プルグサ」である。古い意識だと批判することは簡単であるが、その背景にある文化的・精神的な要素を批判的に受け入れ、理解していかなければならない。

在日朝鮮人元政治犯であった徐勝（ソスン）氏と話したことがあるが、彼は「『共生』ということばがあたりまえのようにいわれているが、『同化』を強いることばとして受けとめざるを得ない」と話した。私もその意見に同意する。確かに、私の論文などで、「共生」ということばを使わなくなっている。被差別の立場にある人々に「共生」を言いつづけることはどうしてもできない。なぜなら、在日朝鮮人「障害者」とむかいあい、彼らの気持ちを理解し、一緒に考えていく営みをつづけようと思うと、傲慢に「共生を」と言えるはずがないからである。ただ「一緒に学び、理解しあっていこう」としか言えない。

このような立場にたって、在日朝鮮人女性聴覚「障害者」と一緒に結婚差別事件訴訟にかかわったわけであるが、すべてを理解できたとはいえない。当分の間、理解のための勉強をつづけなければならない。

さて、これまでの議論から、一応の結論を引き出したいと思う。まず、家庭における民族教育のありかたは、在日朝鮮人養育者の意識の如何にかかわるわけであるが、養育者自身の民族意識のレベルに左右されているといえる。これが子どもの民族意識の形成にかかわるわけで、「本名」の問題などに直結しているのである。

「障害児」教育においては、民族教育を導入しようという考えがあるのかどうかという問題なのであるが、大筋でそのような考えをもつ日本人教師はあまりにも少なすぎる。そのことが在日朝鮮人「障害者」をして「本名」を名のらない、朝鮮民族へのかかわりを忌避するという傾向を生むことにつながっていくのである。

さらに、在日朝鮮人社会における「障害者」観が、在日朝鮮人「障害者」の人格形成に少なからず影響を及ぼしているのであるが、その内容はどういうものであり、どのように変化しているかを注視していかなければならないだろうし、マイノリティ集団における「障害者」観の研究が必要になると思える。本論文でいくつかの検討をしてみたが、これからの課題として、さらに整理していきたい。

最後に、在日朝鮮人女性聴覚「障害者」が在日朝鮮人社会へふたたび戻ろうと考えていないことについて、「父系血統優先主義社会」への批判であると最初は思ったが、どうもそれほど単純なものではないと思えるようになった。朝鮮シャーマニズムにおける「憑依」信仰との関連や在日朝鮮人「障害者」の「精神的混乱」を含めて、その文化的な側面から考察していくことがさらに求められているのではないかと思う。

以上の課題をもとに、マイノリティ集団のなかにおける「障害者」の心理的・文化的な状況をつかんでいくと同時に、本論文をもっと整理していきたい。

（丁）

注

(1)文海、前掲手記（立教大学史学科山田ゼミナール編、前掲書所収）65～66頁。

(2)李圭泰著・尹淑姫・岡田聡訳『韓国人の情緒構造』（新潮社、1995年）205～206頁。

編集の都合上ここが一頁空白になってしまいました。こりゃまた絵でごまかすしかない！　申し訳ありません。　（平井）

ここらでちょっと一息。

＜映画と本で考える＞

映画『眠る男』を観て
――人と人、人と自然の「さりげない」出会い――

寺田敬志（根岸病院）

小栗康平監督の映画『眠る男』を観た。久し振りに、穏やかな満ち足りた時を過ごすことができた。山や森や川や橋、そして畑や樹や花を存分に満喫した気分である。この映画にストーリーというものがあるのかどうかわからない。敢えて要約すると、山に行って落下し、それっきり眠ったままでいる45歳の山好きの男性・拓次が、この世を去るまでのイキサツを描いたものとでも言えようか。しかしこれでは、映画のほんの一部にふれたに過ぎない感がぬぐえない。果たして、拓次が主人公なのかどうかさえはっきりしない。

拓次の父・キヨジ(72歳)は、「山に持ってかれたんだ、拓次は」と言い、母・フミ(70歳)は「お前がなにを迷って、どこではぐれたんだか、なんにもわからない」とつぶやく。息子は一言も話すことはないが、共に暮す老いた両親は、間近い息子の死を予感しつつ、息子の魂をより身近に感じて、これを慈しんでいる。

町内で電気店を営む拓次の同級生・上村は、ある日、拓次の家を訪れる。「こんにちは」と声をかけるが返事がない。「お前がいるんだから、留守じゃあないわな」と一人ごとを言って、拓次の寝ている座敷に上がり枕元に座る。「どうだい、調子は」と声をかけるが、拓次は答えない。上村は拓次の横に寝ころび、「梅林の横に野川があんだろう。今ここに来る時にな、男が長い棒もって川ん中歩いていくんだよ。なんでかなあ、いいんだよなあ、ああいうのって、仕事って、ああいうんでいいんだよな」と語る。上村は自分自身のいろいろな思いを拓次相手に語りながら、本当の自分らしさを思い描き、くつろいだ気分でいる。

緑濃く、豊かに深く、海原のように広がる森が、画面にはふんだんに登場する。本当の主人公は、実はこの森ではないかとも思う。

夜の森の中に、ティアが一人いる。彼女は南の国からやってきて、町の小さなスナックで働く32歳の女性。彼女は国で、森がなくなって川が氾濫し、その川で子供を亡くしたという。こうして一人、夜の森にいるのも、その子との思い出に浸るためかも知れない。彼女は、木立ちの下でじっとこちらを見ている一匹のカモシカに微笑み、片手をさしのべる。立ち枯れた巨大なブナの木が、ゴーという大きな音を立てて倒れ、地上に落ちていく。ティアはみじろぎもせずに、その倒木を見ている。彼女は、森にすっかり溶け込み、森と一体化した自分自身を感じて、これに心地好く浸っている。彼女の彫りの深い顔だちがひときわ美しい。

映画では、「人と人」・「人と自然」の出会いが、実にさりげない。それでいて、実に豊かで、親しく、くつろいだ関係になっている。互いに相手に魅かれ、関心を抱きながら、かといって、相手を知ろうとか、何かをしてあげようなどの気負いやお節介が全くない。ただひたすら、相手と自分の「あるがまま」を認め合っている。

しかし一方、見方によっては、このさりげない関係は、お互い孤立していて、よそよそしく寂しい関係のようにも見える。ところで、明峰哲夫さんは、論文『人間と農』（社会臨床雑誌1巻3号から連載4回）の中で、「動物は自然の中で生まれ、育ち、進化してきました。動物の身体それ自体が自然の一部なのです。だから動物は外なる自然との交流を絶えず求め続けるのです。その交流が断たれると、動物は萎縮し、衰えてしまうほかありません」と語っている。眠ったままの拓次も、我が子・拓次と向き合う老いた両親も、拓次

と語り合う上村も、夜の森の中に一人いるティナも、みんな孤独だ。でも、彼らの表情はとても穏やかでくつろいでいて、瑞々しくさえある。これはやはり、「自然」との交流を実感する故の安心感から来ているのであろう。

登場人物でもう一人忘れてならないのは、知能に障害をもつ38歳のワタルである。彼は、拓次が事故に遭った時の第一発見者でもある。ある日、ワタルは、駅の改札口にしゃがみこんで、誰もいないホームを見ている。近くで食堂を営むオモニ(58歳)が彼に気づき、「あんなふうに、いつも気持ちが静かだといいね」と、ティナに語りかける。果たして、本当にワタルの気持ちがそうなのかはわからない。しかし、私自身もオモニと同様、人からとやかく言われることもなく、人を気にすることもなく、ワタルは実に静かな気持ちで暮していると思った。

町はずれの高い水道タンクの上で、女子高校生の蘭が友達に語りかける。「見て、山があって、あそこにもこっちにも人が暮していて、誰だかわかんないけれども、誰かがいつも知らないところで見ていてくれる、そう思えたらステキじゃない」と。

ワタルはきっと、この「ステキな」気分で暮していると思う。

＜「映画と本」で考える＞

『精神病者の死刑執行』を読んで

山下恒男（茨城大学）

はじめに

社会臨床学会が学習会で“死刑問題”を取り上げたのは1994年のことである。その時司会をした私は「報告」の中で「死刑問題は決して“特殊”な問題ではない。社臨が追求していこうとしているテーマ、例えば生老病死の問題や、人との関わり、ともに生きるとは、といったことを極限の状況において考えざるを得ないものとしても、無視できないものである。（中略）この問題を社臨の問題意識の中であらためて組み立て直し、私たちなりの持ち味というか、独自性の中で考え合うということ、それを追求していきたいと考えた」（『社会臨床ニュース』第12号、1994）と書いた。つまり、私たち社臨のメンバーが一つの“課題”をもったということになる。

その後、偶然の機会からセンセーショナルなタイトルの本書（K.S.Miller & M.L. Radelet, Executing the Mentally Ill, 1993, Sage Publications）を手に入れ、気になりつつも、時間が過ぎていった。この本を読むことが死刑問題を考えることになるかどうかわからないが、とにかく読んでみようと考えた。

筆者の一人ミラーはフロリダ州立大学の心理学の名誉教授であり、もう一人のラデレットはフロリダ大学の社会学の教授である。

まず、序文を読んで、「他の西欧民主主義国と違って合衆国は死刑を刑法上の主要なものとして残し続けるだろう。1992年末までに全米で2700人余りの男性と43人の女性が死刑判決を受けたまま生活している」という事実に驚いた（なお、1994年に作成された『アムネスティ・インタラクティブ』（ボイジャー）というCD-ROMによれば、全米34州で2600人の死刑宣告を受けた囚人がいるという）。

次に本書の目次を示す。

1. 線を引くこと：誰が生き、誰が死ぬのか？
2. アーヴィン・フォードについて
3. 家庭環境、犯行、裁判：1953-1974
4. 最初の死刑執行書の予測と待機：1975-1981
5. 心理学的悪化状態と最高裁への道：1982-1986
6. 医学者たち、メンタルヘルスの専門家たち、そして死刑判決
7. アーヴィン・フォードと法廷：補足的論議
8. 刑執行の法的行為能力：最高裁は語る
9. 連邦裁へ差し戻し：1988年のヒアリングとその後
10. 殺すという治療

この本の構成は目次からもわかるように、最初と最後の章で本質的な問題にふれ、中心はアーヴィン・フォードという一人の死刑囚の“ケース”にあてられている。それは副題が“刑法体系とアーヴィン・フォード事件”となっていることからもわかる。

著者たちの結論は死刑反対である。彼らの場合、多分最初から立場ははっきりしているのであろう。しかし、本書によってアーヴィン・フォードの事件と裁判を忠実にたどれば多くの人が同様な結論にたどりつくかもしれない。アメリカの裁判制度は複雑で州によっても異なっており、本書をどの程度理解できたのか心もとないが、日本の現状を考えるためにも、以下簡単な紹介と読後感を述べたい。

アーヴィン・フォードの事件と裁判経過

アーヴィン・フォードは1953年、農場の季節労働者の息子としてニューヨーク州北部に生まれた。母親は飲酒癖のある夫と1971年に離婚している。アーヴィンの父親はその後1975年に肝臓病で死亡している。45歳だった。

アメリカ系アメリカ人である彼らの家族はもともとフロリダ州のパルメットの出身である。アーヴィンはパルメットの高校を卒業するが、皿洗いやコックをして家計を助けた。彼には姉と4人の弟妹がいて、彼らの父親役でもあった。

1970年代初期の多くのティーンエージャーの例にもれず、アーヴィンもドラッグに手を染める。その後、彼は別のレストランで働くようになるが、セールスマン、ガードマンなど職を変える。

アービンの麻薬中毒は次第に高じて、自身麻薬の売買にも手を染め、彼が死刑判決を受ける犯罪に直接結び付く。これは職場からの解雇や警察に逮捕されることもからんで、うつ状態を強め、自殺願望を抱くようになる。

そして、1974年7月、友人たちと4人でフォート・ローダーデールのレストランから現金を奪おうと企てたが失敗し、逃げ遅れたフォードはかけつけた警官に拳銃を撃ち、死亡させた。彼は間もなく逮捕された。

第1級殺人で告発されたフォードの公判はフォート・ローダーデールで、1974年12月9日に開始された。選ばれた12人の陪審員は全員が白人で、10人が男だった。地域の雰囲気は偏見に満ち、地元紙の論調を含めてフォードに不利だった。

1975年1月6日に判事が死刑の判決を下した。公判開始から死刑判決まで1カ月もかかっていないことに驚く。1月9日、彼はフロリダ州立刑務所に収監される。

弁護人のロバート・アダムスはフロリダの最高裁に“直接請求”をした。それは、裁判過程におけるいくつかの問題点を指摘していたが、人種差別についてはふれていなかった。

1979年7月18日、裁判所はこれらの主張を却下し、原審の有罪判決を支持した。

1981年、ローリン・ウオーランという有能な弁護士がボランティアでフォードの弁護にあたることになった。彼らは恩赦を請求することにした。公聴会が開かれたが、無駄だった。

1981年11月4日、グラハム知事はフォードともう一人の囚人の死刑執行書にサインした。執行の予定日は12月8日朝7時だった。リチャード・バーという新しいボランティアの弁護士も加わり、必死の努力の結果、刑の執行延期命令が12月7日の午後4時45分に出された。この後、彼の精神状態は急激に悪化し、次第に精神分裂病に特有の症状を示し始めた。

1984年4月30日、委員会のメンバーからの最後の報告書を受け取って3カ月ほど後、知事ボブ・グラハムはフォードの二回目の死刑執行書にサインした。処刑は5月31日に予定されていた。

1984年5月30日、アーヴィン・フォードの弁護士たちはアメリカ控訴裁判所から処刑中止の決定を得ることに成功した。それはフォードの予定された処刑のちょうど14時間前だった。

1986年6月26日、最高裁は精神障害の囚人の死刑執行（残酷で尋常でない刑罰）を禁じた憲法8条修正条項を支持し、正気と決定したフロリダ州の法令による手続きがこの権利の適切な防御を与えるのを怠ったと認めた。

1986年11月3日、フロリダ最高裁は精神的に無力と考えられる死刑囚に対する緊急法を採択した。

1987年5月1日、フロリダ最高裁は修正条項についてのコメントを求め、12月31日に規則は恒常化された。

1988年6月20日と7月5日、フォート・ローデンタールの連邦地方裁判所で再ヒアリングが行なわれた。

1989年2月15日、7カ月間のヒアリングの後、ロエツガー判事は、フォードが詐病を使っており、精神

病ではなく、したがって死刑にかなうと結論付けた。これに対して、弁護側は同年12月に控訴した。

1990年9月18日にこの問題についての口頭弁論が開かれた。

しかし、1991年2月26日の朝、フォードの容体は急変し、28日に亡くなった。検死報告書は死因として、“突発性の急性膵臓炎にともなう急性呼吸困難症候群”をあげていた。

精神病者の処刑はなぜ問題か？

まず、死刑という制度の中でも“精神病者”はなぜ特別なのか、なぜ問題なのかということである。この本の中で、それは次の6点に整理されて示されている。

第1に、社会的に規定された良識という基準に基づく、人道主義上の議論がある。精神病そのものが充分罰なのである。

第2に、そのような免除は“フェアプレイ”というイメージを助長する。

第3に、極刑の報復的な目標は精神病者を処刑することによって達成されない。

第4に、精神病者の処刑を免除することは、彼らが死や予期される来世に対して精神的に準備することができないから必要である。

第5に、死刑の目標は囚人の犯罪を他人が模倣しないように防ぐということであるから、その目標は精神病者を処刑することによって達成されない。

第6に、精神的に無力な人を執行から免除することは、原審についてダブルチェックをすることができる。

これらの点について著者たちは検討しているのだが、ワイホーフェンが言うように、「本当の問題は、狂気の状態にある人間が、我々が彼に何をしようとするかを理解することを確認できるまで処刑を延期し、それから彼を殺すよりも狂気の状態にある罪人を処刑する方がより非人道的であるかどうかということである」

他方、一度死刑判決を受けた以上、精神病であろうとなかろうと例外をつくるべきでないという意見もある。彼らは精神的に不適格な者を免除するとすべての死刑囚が精神病のふりをする、つまり詐病がまんえんし、精神保健の専門家をだまそうと試みるとまで言う。

著者たちは、アメリカの歴史は除外が適用されなかった事例で満ちているとして、1936年のアルバート・フィッシュのニューヨークにおける処刑についてふれている。彼は1934年10歳の少女（他にも被害者はいると考えられた）を絞め殺した疑いで逮捕された。裁判で法廷精神医学者ヴェルトハム博士はフィッシュが殺人者であるだけでなく、人肉食、性的倒錯に加えて疼痛淫乱症者だとした。弁護側を代表してフィッシュを鑑定したヴェルトハム博士は法律的に精神異常であると述べた。

陪審員の一人はフィッシュが確かに精神異常だと認めたうえで、処刑されるべきだということに大部分が一致していると述べた。フィッシュは1936年1月16日シンシン刑務所の電気イスで処刑された。フィッシュの処刑から半世紀を経る間も同様な例は珍しくない。

専門家の役割と裁判所の判断

アーヴィン・フォードの裁判において、精神科医や心理学者のような専門家は大きな役割を演じた、と述べられている。本書のテーマは「精神病者の死刑執行」だから、当然このことにこだわりをもって、多くの紙数がさかれている。

殺人を犯す以前、フォードは1回だけメンタルヘルスの専門家とコンタクトがある。1974年に彼が職を失い、うつ状態と戦っている時、ケインズヴィルの職業リハビリカウンセラーがうつの治療のために一人の精神科医を紹介した。

しかし、結局メンタルヘルスの専門家たちはフォードの運命を決定するに際してきわめて重要な役割を演じた。1981年から88年までにほぼ2ダースもの精神医学者と心理学者たちがフォードを診に訪れた。

なぜ、このようなケースで精神医学と心理学が重要な役割をもつようになったのか？　その理由の一部は最高裁が彼らの関与を求めたからである。

本書の中では、様々な死刑判決裁判に多くの専門家や学会がかかわった具体的事例があげられている。そうした議論の中で、的確で信頼のおけるメンタルヘルスの評価は少なくとも次の5つの要素を含んでいるべきだという主張も出された（Blume J. 1990, The elements of a competent and reliable mental health evaluation. The Advocate, 12, 42-47.）。

1. 正確な医学的及び社会的歴史が明らかにされなければならない。
2. 歴史的データは患者からだけではなく、患者以外の資料からも得る必要がある。
3. 徹底的な健康診断（神経学的検査を含む）がなされねばならない。
4. 適切な診断的諸研究が歴史と身体的検査の光のもとで行なわれねばならない。
5. 標準的な精神状況検査は器質的な損傷の存在あるいは不在を評価する際に診断的な道具として孤立して使われる場合には信頼してはいけない。

しかし、どんな基準が設けられても、精神病とは何なのか、誰がどうやって判断するのか、死刑から除外するべきなのかどうか、などについて答えることはできない。ただ、結果として専門家のはたす役割が増大していくことは否めない。法廷心理学あるいは裁判心理学という領域も確立されているようだ（実際、次のような大部の本も出版されている。Irving B. Weiner & Allen K. Hess(ed.) 1987 Handbook of Forensic Psychology. John Wiley & Sons.）

最高裁がフォードの申し立てを聞くことに同意した後、アメリカ心理学会（APA）は、大部分弁護側の立場を支持した法廷助言者(amicus curiae)要旨を提出した。アメリカ精神医学会もまた意見書を提出した。

この意見書を要約すれば、“処刑されるべき能力を決定するフロリダの手続きは憲法上欠陥があった。なぜなら、それは専門的に適切な精神医学的評価を提供せず、信頼できる決定を確実にするための妥当な手続きを欠いていたからだ”というものだった。

にもかかわらず、精神医学者が処刑のための能力(competence)の評価に関与すべきかどうかという疑問はフォードの場合について未解決だった。

もちろん、専門家が検察側の立場に立つことも多い。例えば、非常に激しい法廷論争のあったカリフォルニアのケースで、検察側はトマス・ザズ博士（Thomas Szasz）に依頼した。彼は精神病は“神話”であるという彼の見解でよく知られている。被告の虐待と心理学的諸問題という背景が重要な情状酌量の要因であるとする弁護側の主張を一蹴して、ザズ博士は犯罪は“邪悪さの産物”であり、被告は“悪であるべく選ばれた人間”(White, W.S. 1991, The death penalty in the nineties, Ann Arbor:University of Michigan Press.)だから処刑されるべきだと陪審団に語った。彼は一度も被告人を診ていなかった。

読後感と疑問

この本を読んでいるうちに何かとんでもない本を読みだしたような気になって、少し後悔した。というのは共感できるところもあれば、疑問を感じるところも多く、どう評価してよいかわからなくなったからである。その背景には、おそらく日米の文化や制度、そして何よりも専門家の位置づけ（いま、日本でも「臨床心理士」の資格化問題にみるようにアメリカ化への道を歩もうとしているが）や「病気」観の違いがあるのではないかと思う。

まず、日本では死刑は秘密裡に行なわれるが、アメ

リカではそうでないということがある。死刑囚本人はもとより、家族や弁護人に執行予定日時を通知する。防御権を行使するための時間を設けているということである。日本の場合が問題なのは言うまでもないことであるが、処刑を直前に通知される本人の気持ちはどんなものであろうか？　本書ではこの経過が詳細に述べられている（例えば、24時間監視の自殺監視房〈death watch cell〉などについて）。

さらに、拘禁症状の問題がある。フォードにしても犯罪を犯す前から貧困や人種差別などの中で、不安定な精神状態にあった。とりわけ、死刑を宣告されているという特別な状態にある。それが拘禁されているだけでなく、前述したように人の命をもてあそぶかのような処刑の執行命令と間一髪の延期に再三あっているのである。「正常な」状態にある方がおかしいくらいである。

次に、著者たちが専門性というものについてどう考えているのか、という問題がある。

例えば、「殺すための治療」の中に精神薄弱者の死刑問題を扱った一節がある。そこではテキサスのケースが紹介されている。犯罪は1979年に起こった。その時、被疑者のペンリーは22歳だった。彼は読むことも書くこともできなかったが、11時間の尋問の後、2通の自白調書にサインした。数年間にわたって様々なテストが行われたが、彼のIQは50から63の間と推定された。平均的には7歳児の機能水準である。それにもかかわらず、彼は死刑を宣告された。

1988年にペンリーの処刑は最高裁によって一時的に延期された。彼はその後薬物療法を受けることになるが、この問題でも論議をよんだ。

フォードについても、"刑務所の心理学者はフォードのIQを80と89の間と計算した"という箇所があるが、IQに限らず、精神状態についての専門的な記述が本書では随所にみられる。死刑を宣告されている人の処刑を何としても延期あるいは中止させるためには、どんな方法でも使わねばならないということはわかる。そのために、「専門家」なり「専門性」ということは意味を持つ。しかし、それらを掘り下げていくと、当然疑問が生じてくる。一つには、鑑定や評価の問題であり、一つには、薬物療法などが一定の効果をあげるとしても、それは死刑執行の手伝いをしていることにならないか、ということである。この点についての著者たちの明確な考え方は読み取れなかった。

もう一つは、この本はアーヴィン・フォードという人間の徹底した「事例」研究の本でもあるということだ。

しかし、この本を読んでいて一つのことに気付いた。それは第3章にいたって初めてアーヴィン・フォードの生い立ちと彼の犯した罪を知るのだ。まず、彼の誕生から家庭環境、ハイスクール時代等が可能な限り詳しく紹介される。そして、その後で彼の犯罪の事実が述べられる。

著者たちがそのことを意図していたかどうかはわからないが、このことは重要である。普通、私たちはある人間の犯した犯罪をまず知る。犯罪行為の内容から彼または彼女の人間性を推測するのである。そして、次に実際に彼がどのような人物であるかが語られる。

とは言え、フォードという一人の人間がたとえやむを得ない事情によるとはいえ、丸裸にされて我々の前に呈示されることに疑問も感じる。これはこの本だけの問題ではないのだが、いつもこだわるところである。

本書では一貫して処刑にかなう能力(competence for execution)についての論争を問題にしているのだが、一般的に病人を殺すことが問題なのは彼らが無抵抗であるからではないだろうか？　ところが、健康な死刑囚はどのようにして抵抗の手段を持つことができるのだろう。"自分が何をされようとしているかの意味を理解している"だけに、より残酷なのでは、という見方もできるのではないだろうか？

我々のヒューマニズム、「社会防衛」思想、科学主義、そうしたもの総体からつくられている我々の社会

の矛盾を死刑制度、とりわけ精神病者の処刑の問題が鮮明に示しているように考える。

この間、わが国では死刑執行が続いている。その中には前記の学習会で語られたKさんも含まれている。また、オウム真理教の事件が起こって、死刑廃止運動にとっては厳しい時代とも言われている。

本書を読んでいて、死刑制度を前提にして、線を引くこと、すなわち誰が生き、誰が死ぬべきかを決めることは状況や文脈こそ違え、「生命の質」としてのクオリティーオブライフ(Quality of Life)に関して論議されていることとまったく同じ性質の問題を内包している、と思った。

私自身はかつて個人的復讐の余地をどこかに残しておいて欲しいという気持ちもあった。しかし、もし一人の人間が加害者にどのような報復を加えるべきかを1年も2年もかけて考え、一つの結論を下すとしたら、それはその人間にとっても相当な心の負担となるはずである。さらに、その結論が死刑ということであったとしたら、個人では負いきれないと考える人たちも出てくることだろう。

ところが、それを代行してくれる機関が存在し、彼の心の負担を取り除いてくれるとしたらどうだろうか？　そういう機関としての「国家」が現実には存在している。

しかし、代行する機関があったとしても、加害者の処刑をもって問題は終わらず、そのことが事件の被害者の遺族や関係者などにも深い傷を残さずにはいられないということは最近ようやく明らかにされつつある。

国家や正義の名のもとに「合法的」に殺されることへの恐怖は私の想像力の中でもふくれあがる。

裁判そのものを通じて、また、そこでの精神鑑定や陪審員あるいは判事などの「心証」の実態を少しでも知るとき、“正義”なんていくつもあるということが実感である。

この本の最後では、イエール大学の法律学教授C.L.ブラックJr.の次の言葉を引用している。

「神の正義が誰かが死すべきであると定められるとしても、人間の正義はこれらの人々が誰であるかを言うことはまったく、そしてつねに不十分である」

＜映画と本で考える＞

『他者への眼ざし 「異文化」と「臨床」』を読む
——子どもの問題——

若林 実（国際親善総合病院）

東京オリンピックの開催された１９６４年に小児科医になった私は、医療の現場にもう３０年も暮らしてしまった。病気も時代の流れを反映して変化していく。結核、日本脳炎、赤痢などもう何年も出会っていない。

１９９２年の１０歳から１４歳までの死因統計では、自殺が第４位をしめている。生命を最も大切に考える医者として、心の問題を小児科医が専門外のこととして無関心ではいられない状況になってきている。

これといった、異常所見がないにもかかわらず、頭痛、腹痛、疲労感を訴える子どもが診察室を毎日何人もおとずれている。こうした現象が気になりだしてから、もう１５年位の月日がたってしまった。

こうした子どもたちから、現在の学校の様々な問題をうかがい知ることができた。しかしながら、保護者を含めて、世の大人たちは、学校は子どもが通学するのが当然の場所であるという固定観念から、脱却できない。イジメ、登校拒否、自殺、非行などの温床になっている今の学校に、世の大人たちは警鐘を鳴らしつづけなくてはならないはずなのに、そう考えて行動するのは常に少数派にすぎない。こうした状況にどうしたら変化をもたらしうるか、考えあぐねていたときに『他者への眼ざし』という本に出会えた。少数派の一人として、心細く思っていた時、この本の分科会の記録を読み、私とほぼ同じ考えの人が、こんなにも多数いたのかと、あらためて、自分の視野の狭さを恥ずかしく感じた。とくに「学校化社会のゆらぎの中で」佐々木賢さんの不登校児の「とじこもり」もある場合は必要であって、某有名カウンセラーのように、それを治療しなくてはならないという考え方に鋭い批判をくわえている箇所などまったく同感であった。

島根三枝子さんの、学校を義務的なところと考えずに、行きたいときに行く場所にという提案は「子どもの義務はなるべく少なくせよ」というルソーの言葉を思い出させる。このくらいの発想をしないと学校はもうどうしようもないところに来てしまっているのかもしれない。

小宮山至さんの、障害者の視点からの学校というものには、義務教育をうたいながら、普通教育の場から障害者を排除している、今の学校の姿勢が鋭く問題提起されている。

保坂展人さんの著書はすでに数冊読んでいるが、学歴もなく、頼るべき組織も持たず活躍されているその行動力には常に敬意を抱きつづけている。「今どき高校くらい出なくてどうする」、「学校をちゃんと卒業しないと就職するときに困る」という現在の常識に対して、彼は自分の行動で挑戦している。そこそこの学歴の下で、安住している私など教育を語る資格があるのかという自己嫌悪さえ感じる。

『他者への眼ざし』のなかで最も興味深くまた同感の念を禁じ得ず読めたのが、この４人の発言であった。

敗戦後の混乱のなかで初等教育を受けた私は、意外に精神的には豊かな子ども時代をすごせたようだ。ここまで教育を荒廃させたものは経済成長を最重要と考えてきた大人たちの責任であろう。高度経済政策はかけがえのない自然を破壊してしまったと同時に子ども社会をも破壊しつづけている。

そうした意味では、高級官僚のさまざまな失態や、まがまがしいオカルト宗教への元偏差値秀才たちの傾

斜ぶり、これらも点数至上主義教育が生み出したものといえないだろうか。このような反省なしにイジメ対策など立てたところで学校が子どもたちにとって居場所になれるなどと夢想しないほうがよいだろう。『他者への眼ざし』を常に忘れたくないものだ。

＜「映画と本」で考える＞

『障害児教育のパラダイム転換ー統合教育への理論研究』を読みつつ考える（4）

林　延哉（茨城大学）

はじめに

堀正嗣さんの本『障害児教育のパラダイム転換―統合教育への理論研究』を読みながら考えるというこの文章も、ようやく4回目を迎え、今回で最終回になります。途中数回の休載をはさんでしまって、もしかしたらいてくれたかもしれない読者の方と本の著者である堀さんにはご迷惑をおかけしてしまったと、反省しています。それに、「『社会臨床雑誌』の原稿というのは、ことによったら1年くらい遅れてもかまわないんだ」というような「前例」を作ってしまったのではないかと、「運営委員」のひとりとしても反省しています。

これは言い訳と宣伝なのですが、社会臨床学会編集の社会臨床シリーズ第3巻にあたる『施設と街のはざまで』の分担執筆部分を、本文の休載中に書きました。その執筆部分には、直接の引用こそしていませんが、堀さんの本から学ぶことがなければ書けなかったであろう部分も少なからずあります。まさに、本で考え書いたということです。もしよろしければ、このシリーズ第3巻も一読願えれば幸いです。

ところで、最近ある方からいただいた手紙によると、この『障害児教育のパラダイム転換―統合教育への理論研究』は、現在既に絶版になっているとのことで、とても驚いています。確かに大部の本で8000円＋消費税240円（この税金は、もうすぐ400円になるのですね。この事態を前に私達はどうすればいいのでしょうか・・・）という価格設定も決して安いものではなく、商売としては売りにくい本なのかもしれませんが、今起きつつある、そしてこれから起きるはずの「パラダイム転換」に関する理論的基礎研究であり、他に類書を見ないこの本が絶版になっているとは、どのような事情なのでしょうか。このことを教えて下さった方は、しかたがないので図書館で借り出しては少しずつコピーしながら読んでいるとのことでした。

さて、前置きはこの位にして本論へと入っていかなければなりません。

教育を如何に変えるのか

4部構成のこの本の第4部は、「障害児教育のパラダイム転換」と題されています。ここで堀さんは、パラダイム転換後の障害児教育について、具体的な提案も含めて展望しています。

第4部も終わり近くで、堀さんは「私が探究を進めてきた障害児教育におけるパラダイムシフトは、結局のところ、近代公教育の批判と超克という課題にまでいきつく必然性をもつものであった」(471)と語ります。

従来の「統合教育」について検討し、それが文部省のであれ発達保障論のものであれ、結局は能力に応じて可能なものだけを統合させる、障害種別・程度別の選別的統合であることを堀さんはまず次のように喝破します。

> 今日「統合教育」、教育的インテグレーション、通級教育などが主張され、障害児教育の基本的な原理が変わりつつあるような感を呈しているが、しかしそこにおいては統合教育の本質的な思想が

自覚化されていないために、パラダイムシフトを志向するものとなっていないのである。隔離収容に反対して登場した統合の思想は、日本の障害児教育改革の思想においてはその本質的な契機を喪失し、現状を肯定するものへと矮小化されているのである。「統合教育」が障害児教育改良の一つの方策として政策的に遂行されようとしている今日、こうした動向についての認識は重要な意味を持っている（423）。

「統合教育」（「共同教育」とか「交流教育」とか呼ばれるのだが）と言っても、これらは既存の学級に大幅な変更を求めることなく受け入れ可能な者だけを受け入れるというものです。言い換えれば、既存の学校教育の持つ、個人の能力に基づく競争の平等といった理念に変更を求められない場合のみの「統合」なのです。

「身体障害」による移動の制限等は、環境の整備によって補償することが出来ます。「知的障害」を持つ人も、その程度が「軽度」であれば、競争の最底辺を占める者として存在できます。学校の教育は、考えるのも、覚えるのも、理解するのも個人が単位です。個人が考え、覚え、理解し、それに基づいて、或はその事自体で競争をするのです。この原則から、他の子供達をはずさない程度の「障害児」だけが教室に受け入れてもらえるのです。あるいは、はずさない程度の時間だけ「交流」が認められるのです。

もしも「重度」で「重複」をした「障害」をもつ子供が教室に居れば、その子を教室の一員として受け入れていくためには ── 拾ってきた人形を教室の片隅に投げうつようにではなく、教室の一員として受け入れていくためには ── 授業時間以外だけではなく、授業時間における授業の内容も変更していかなければなりません。それは、進度を遅くするとか程度を下げるとかいうことではなく、「個人が覚え、考え、理解する」という知の在り方自体を問い返さざるをえなくなるからです。

現在の学校教育における知は、競争のための道具です。オリンピックで選手が走ったり泳いだりする、その走ることや泳ぐことと同じです。

しかし、知とは元来、人々が暮らす中で自ずと生まれているものです。暮らしがあって知があるのであって、知がそれだけで自存するということはありません。知は、何かのための知なのです。そして現在、知は競争の為にあります。

しかし、そのような知の枠組みにあてはまらない人間を仲間とした時、その仲間と共に暮らすことを決断した時に、何が起こるかといえば、「個人が考え、覚え、理解する」という枠組み自体を問い返すことです。彼女・彼の代わりに誰かが考え、誰かが覚え、誰かが理解しなければならないのです。知は、仲間の間で、仲間の全てが暮らしていくために共同化されます。競争することではなく、知を出し合い全体の暮らしを作ることが必要になります。時には、いつも何も出せないという人もいるかもしれません。一方では常に提案し、覚えているように見える人もいるかもしれません。競争は、それを個人の能力として個人へと還元することで可能になります。しかし、知が元々共同的なものであるならば、誰か一人が覚えているように見えても、それは共同の知を覚えているのであって、それがその人間の所有物でもその人間の能力を表わすものでもないと捉えられます。だから、そのことで競争をしたりはしません。出来る人間が出来ることをやればいいのです。出来ない人間は出来ないままでいいのです。

そのような教育へと変更を迫ってくる「統合教育」を、発達保障論も文部省も、勿論求めてはいませんでした。

しかし、堀さんは、それを求めます。重度の知的障害児をも含めた教科的統合を含む統合 ── 「トータル・インテグレーション」を、堀さんは求めます。「発達や教育効果の追求以前の問題としてインテグレーションを確立し、それを維持しつつ教科学習を遂行す

る・・・その基本的な視点は、「競争」を克服して「協調」を目指すということである。それは言い換えれば、能力主義を否定して共生を目指すということである」(410)。

トータル・インテグレーションを目指すことは、結局のところ、「近代公教育の批判と超克という課題にまでいきつく」ものだったのです。

堀さんは、この課題に応えようとします。

まず、教育というものをどのように捉えるのかということを堀さんは見ていきます。

教育は、「旧来理解されてきたように、支配階級が利益と支配のために自由に操作できる道具といった単純なものではない」(472)というのが近年の教育観だと堀さんは言います。「教育という機能そのものの中に諸階級・諸集団のせめぎあいが内包されており、それが資本家階級のヘゲモニーのもとで統合され、共同性を創出している」(473)のだと言うのです。

学校での「諸階級・諸集団のせめぎあい」は、学校にとって不都合なものであるとばかりは言えず、学校は、実は、「諸階級・諸集団」をせめぎあわせつつ、ある方向へと統合しているのだというのです。堀さんはイギリスの労働者階級を例に挙げて語っていますが、「労働者階級の文化を根絶やしにするということは、労働者階級そのものを根絶やしにするということ」なのです。労働者階級には労働者階級のまま、但し、あくまでも労働者階級という「低い」位置にある労働者階級のまま、現状の社会に存在させ続けるという機能を学校が担っているのです。

しかし一方で、このような「学校が中立的な教育機関なのではなく、社会的な対立の場だ」(475)という理解に到達することが出来れば、僕達は「発達や学力というような一次元的な価値序列による呪縛から解き放たれることができる」(475)のだと堀さんは言います。

「共生・共育」を望んで来た人々からすれば、この認識は当然のことです。勉強がよく出来るようになりたい、とか、人より頭がよくなりたい、とか思って学校へ行こうとするのではなく、当然行けるべきところへ入れてもらえないという状況の中で、少しくらい違っていてもいいじゃないか、いろんな子がいていいじゃないか、とかれらは思ってきていたはずです。学校は「発達や学力」だけの場所ではない、と「共生・共育」を望んで来た人は思っています。堀さんもそのことを理論的に基礎づけようとしているのでしょう。

そこで、堀さんは、「トータル・インテグレーションの実現の課題は近代学校の超克を求めるが、それは学校解体というよりも、むしろ学校の中における教育実践を通して学校文化の漸次的変革とトータル・インテグレーションの実現のための条件を準備すること」(476)であり、「私たちがトータル・インテグレーションを志向する立場から近代学校教育を問い直すということは、支配的な学校文化に対して、それとは異質の文化を提起しようとしているのだと言うことができる。障害児の共学の試みは、学校の中に従来の近代学校のありかたを乗り越える対抗文化を根づかせようとする試みだといってよい」(477)と言います。

堀さんは、公共育を「支配階級の道具」、「文部省の出先」と捉え、「学校見限り論」や「公教育解体論」を主張する道はとらず、学校内に元々諸階級・諸集団がせめぎあいつつ存在しており、それが現時点においては資本家階級の都合の良い様に統合され、資本家階級に都合の良い共同性が演出されているのだから、そこで資本家階級が求めるものではない、別の文化 ── 対抗文化を生み出していくことで、教育を資本家階級から解放し、共同性に基づく教育を生み出していけるはずだ、と考えるのです。

学校には、複数の階級の文化が混在しています。しかし、現在はそのうちの資本家階級の意想にしたがって混在は統合されているのが現実です。これに対して他の階級の文化が学校の主流となることで、教育を変えていこうというのです。

そのためには、「教育の私事性」という罠に取り込

まれないように、「人間を共同存在として捉える視点」(478) が重要だと堀さんはいいます。個性化・自由化の方向で統合教育を進めてもそれは教育方法面での改良に留まり、近代教育の本質的な問題を打開する方向へとは繋がらないと堀さんはいいます。「個に応じた教育」、「多様な教育」は、自分の能力を伸ばし競争により有利に挑もうという個人にとってこそ望ましいものです。この「教育の私事性」こそが「トータル・インテグレーション」を阻むものなのです。これと対置されるのが「人間を共同存在として捉える」ことです。

さてしかし、では、具体的には学校で何が出来るのでしょうか。

堀さんは、その具体的な例として、八王子養護学校の「ものづくり」「総合的学習」を挙げます。

この授業は、能力主義の原理に対する批判意識を内在化したものであり、「現代の学校の能力主義的なあり方に対して別の原理を提示する・・・それは『できるーできない』という序列や『教えるー教えられる』という関係も意味をなさなくなる」(479) ような教育の営為です。そこにおいては、文字文化に対して生活の中に在る語り聞く文化を問題にすること、また、子どもたちの経験と分かちがたく結びつけられているという具体性、そして、学習の過程と評価における共同性、子どもたちの生活との直接の結びつきを特徴としていると堀さんは紹介しています。これは、近代学校の論理に対峙しうる質を持つ教育実践なのである」(480) といいます。

堀さんは学校に、文字文化ではなく語り聞く文化を、競争のための抽象的・一般的な知ではなく、子供達の経験・暮らしと分かちがたく結び付いた知を、そして学習の過程と評価に共同性をとりこもうとしているのです。これは、近代に成立した学校教育が「TO HAVE」を価値観として発達や学力を追求していたのに対し、「TO BE」の価値観へと教育を変えていくことなのです。

堀さんは言います。

> (「TO HAVE」に価値を置くような) そのような意味における知は、近代国家の作った認識の枠組みなのである。だから、そのような意味における知からの離脱と、生き方の共有化を目指す新しい知の構築こそが障害児教育のパラダイムシフトが究極的に行きつく果てなのである。その意味から言えば、障害児の統合教育の試みは、人間が疎外され、物象化される関係を乗り越えて、人間の共同性を教育において実現することを志向しているのである。(482)

こうしてこの本は終わります。「持つこと」、それは「機能すること」でもあります。「持つこと」「機能すること」ではなく、「存在すること」そのことに価値を置く教育、個別性に価値を置き競争のための平等を求める教育ではなく、人間の共同性に基礎を置く教育を堀さんは求めます。それが、統合教育のパラダイム転換の行き着く先なのです。この展望に、僕も無条件に賛同します。

しかし、現実には、この展望へと至る道はとても険しく実現困難な道であろうとも思います。堀さんは、現存の教育現場での実践によって、教育は変革可能と言います。学校を見限るのではなく、学校にこだわり、学校を変えるのだと。

「どの子も地域の学校へ」にこだわりつづけてきた「共生・共育派」の人達も、今ある学校にこだわります。別のいい場所を探すのではなく、今ある、皆がいる学校にこだわります。「別のいい場所」は「いい場所」であっても、「別の」場所、分けられた場所であることは事実だし、「いい場所」とは往々にして「個」にとって「いい場所」であり、この「いい場所」を望む志向は、実は「障害児」を地域の学校からしめ出そうとする人々の持つ志向と同じものなのだと気づいているからです。

堀さんも多分、このような「どの子も地域の学校へ」

を願う人々の想いを、理論的に位置づけ支援しようとして、今ある学校を変えていくことを展望したのだと思います。

しかし、それは非常に困難な道行きです。八王子養護学校の実践が、その具体的な例として挙げられていますが、おそらくこの実践も、「養護学校故に可能であった」という逆説の上に成り立っているのではないかと思うのです。普通学校で同様の実践を行おうとしたら、より一層の困難があるでしょうし、それも生活科等というような科目のひとつとして納められていくでしょう。つまり、学校の中から学校を変えられるのか、という疑問です。

パラダイム転換は確かに起きているのでしょう。しかし、そのパラダイム転換は、「競争の為の平等」、「個の為の教育」の上での統合教育としてであって、「トータル・インテグレーション」を実現するような教育そのものの変革へとは繋がらないのではないか、と思ってしまうのです。

まして現在、「多様な教育」が言われ、「学校」自体さえ解体されつつあるように思います。飛び級や情報通信網を使った在宅教育も可能となりつつあります。「統合」は「学校」という場が在って初めて始まる話です。学校という形態が「共同性」の残滓をかろうじて保存しているともいえるかもしれません。学校という枠が揺らげば、「共同性」の「亡霊」も薄らぎ、より一層の「個別化」が進められます。そこでは、「障害児教育」は改めて「個性に応じた、多様な教育」の一環として組織し直されるでしょう。共同性を失った社会の中での教育には共同性は存在しません。

僕達は何をすればいいのか

「共に生き・共に育つ」教育の理論的バックボーンを期待しつつ読み始めた『障害児教育のパラダイム転換 ― 統合教育への理論研究』は、その丹念な知的営為によって統合教育への確かな道のりが存在していることを見せてくれました。

しかし、一方で読了後に僕の中に残ったのは、「トータル・インテグレーション」と呼ばれた「一緒が当たり前」の教育への転換の困難さについての思いでした。

パラダイム転換は、実際には、「ある程度の統合」への教育方法の改良であり、「どの子も地域の学校へ」通うことが当たり前に認められる方向との間には、いまだ大きな断崖が存在するのではないかということです。

現行のパラダイム転換によってある程度の「統合」は確保され、教育方法面でも改良がなされることは確かでしょう。しかし、それが現代公教育の改革へと繋がるのだという思いは得られませんでした。「トータル・インテグレーション」を目指すか目指さないかは、障害児教育の発展の過程から必然的に導き出されるものでも、現行のパラダイム転換から自ずとたどり着けるものでもなく、僕達が、それを目指すか目指さないかを決断しなければならない問題なのだ、というふうに僕には読めました。そして、人々がそのいずれを選択すればいいかの必然は、もっと言えば人々に「トータル・インテグレーション」を目指すことを決断させる必然・説得性は、この本の中にはなかったのではないか、とも思いました。結局、いずれを選ぶかは、本の中ではなく、読者の中に、読者の暮らしの中にあるようです。

統合か分離別学か、全体的統合か部分的統合か、は、検討の結果決まるのではなく、そのいずれをまず選ぶのかという出発点であり、具体的な行為の内容はその決断の後にくるものだというふうに思えてしまうのです。

しかし、そうすると話はある循環に陥ってしまいます。「どの子も地域の学校へ」が出発点とするならば、今「どの子も地域の学校へ」は行けない現状においては、何故「地域の学校へ」なのかを説明せねばならず、その時に「その子のため」を持ち出せば「教育の私事

性」という罠へと落ちていってしまいます。「行けて当たり前だ」という主張は、「別学が当たり前」の現代においては説得力を持ちません。結局、あれやこれやして「もぐりこむ」ということになります。どうすれば、「どの子も地域の学校へ」が当たり前、というところから出発できるようになるのでしょうか。それは、少なくとも理論的には必然化出来ないことのようです。

おわりに

結局、自分の思いを信じて、仲間を見つけて、力を合わせてその日その日をやり過ごしていくしかないのかもしれません。

「僕達の暮しの中の学校」を考えるから、「一緒が当り前」という思いが浮かび上がってきます。しかし、「障害児教育」「統合教育」「学校教育」と、「学校」の側、「教育」の側から考え始めた時には、「一緒が当り前」には至らないようです。「教育」や「学校」は社会の要求によって成り立っています。その時代、その場所の社会が何を要求しているかから「教育」は出発します。「一緒」であることよりも「人より秀でること」を、社会が、人々が求め続ける限り、「一緒」から「教育」が出発することはありません。だから、僕達は、「一緒が当り前」と言い続けていくしかないのです。「何々のためには、一緒がいい」ではなく、「まず一緒が当り前」から始めることを言い続け実践し続けるしかないのでしょう。そして、疲れた時に癒し合える仲間との出会いを期待して。

僕は、知的考察を怠っているのかもしれません。考えることを怠けてしまっているのかも。でも、何をどう考えればいいのか見えず途方に暮れているというのが実際です。堀さんのすばらしい知的営為を面前にして、これに匹敵するものを自分が書けるとは思わないのは勿論のこと、しかし、これほどの知的営為をしても現実を動かす力にはなりえないのではないかという危惧を抱きつつ、知的営為ということの意味に疑問を感じつつあるというのが、正直な今の気持ちです。

長い連載期間にわたり、おつきあい下さった方には心よりお礼申し上げます。ご助言、ご意見等ございましたら、忌憚なくお聞かせ願えれば幸いです。

(堀正嗣　1994『障害児教育のパラダイム転換――統合教育への理論研究』柘植書房　8000+240円)

＜“ここの場所”から＞

公教育批判再考中…

斉藤　寛（八千代国際大学）

20年ほどさかのぼってみると、当時の僕は「時間」というキーワードでものを考えようとしていた。もちろん、物理的時間の話ではなく、人間存在にとっての実存的時間というような意味での時間である。そのような時間論を、近代市民社会批判の歴史認識へ接続することによって、近代公教育批判への新たな眺望がひらけるのではないかと考えていた。

教育といういとなみは、個々の場面での「意図」「目的」という次元においても、再生産にかかわる「世代」という次元においても、時間性の契機がとてもわかりやすい形ではらまれているように見える。そこから、近代公教育制度の下での「実践」を、「未来」や「変革」へ結びつけて考えたがる発想が生じてくる。国民教育論と呼ばれた一連の議論はその典型であり、そこには“希望の時間論”とでも言うべき基調音があった。しかし、近代公教育制度とは、そもそも、近代市民社会という「物象化」の界――「物象化」というタームを僕は「無時間化」という方向に強くひきつけて理解した――によって必然的に析出された「教育」の遍在ゆえに、国家によって制度化され、「物象化」の界に組み込まれて存立しているものである。そこのところの見きわめを欠いたまま語られる“希望”は、まぼろしの“希望”にすぎない。ほんとうの“希望”は、この近代市民社会という関係のあり方自体を、わたしたちはどのように変えてゆくことができるのか、という一点にこそかかわって語られるべきものであるはずだ。“「時間の主体」としての人間”という人間存在論の見地は、その可能性を根拠づけるものだろう。まぼろしの“希望”は頭ごなしに全否定されるべきものではなく、こうした方位へ転轍されて再生されるべきものであり、そこでは析出された「教育」を前提としてそのあり方を云々するのではなく、析出された「教育」なるもの自体を生活過程へ還してゆくことがテーマとなるだろう。…およそこんなふうに考えていたのだった。

*

こうした考え方を成り立たせていた枠組みについて、今ふりかえってみると、改めて問題にしなおすべき点が多い。と言うよりは、この枠組みは、全面的につくりかえなければならないのではないか、と思う。そんなふうに思うようになってきたゆえんを、いくつか徴候的な形で挙げてみよう。

①かつて僕の考えていた“「時間の主体」としての人間”論は、ちょうどパウロ・フレイレが人間は他の動物とどこが違うのかを希望をこめて語っていたようなトーンを伴っていた。今、その種のトーンは、僕にとってはずいぶん縁遠いものになってしまった。だからと言って、人間もまた動物であるというふうに“地ならし”してしまえばことがすむというものでもない。むしろ、人間とは時間を負ってしまった厄介な存在であり、人間が人間である限りその厄介さから逃れ出ることはできないという感覚の方が今は親しい。

②上記のこととかかわって言えば、かつて僕は経済学のシーンでのいわゆる労働価値説を疑うことなく受容していたが、今それは大いに疑うべきものとなった。少なくともそれは普遍的な「真理」などというものではなく、むしろ、資本制社会の下に生きる人々に共有されている“思い込み”であり、その限りで、資本制の構造を切開する際に参照されるべき「説」であるにすぎない。自然はいかなる形の労働価値説をも欲

迎していない。

③“「教育」の析出”を歴史的な事態としてとらえるという視点は、かつての僕の考えの中にもあったのだが、そこでは、さらに立ち入って「教育」と呼ばれる営為の問題性を内在的に批判する見地――つまりは“教育批判”の見地が、なお不在であった。このあたりのことは、その後、発達保障論と共生・共育論の対峙というような情況に遅ればせながら関心を抱いたことを通して、新たに見えてきたように思う。

④また、未来のあり得べき社会の実現のためにわたしたちは現在を犠牲にして闘うべきだというような発想は、これもまたかつての僕の考えの中でも否定されていたはずなのだが、それでもなお、そこには何らかの形で歴史的時間軸に沿って“希望”を紡ぎ出そうという発想が根強くあったことはたしかである。そうした発想を――つまりは世俗化した近代人がいわゆる宗教に代えて己れの存在を意味づけようとしてきた装置としての「歴史」なるもの自体を、改めて問題化しなければならないのではないか、と今は思う。

⑤近代社会科学の駆動力は、上記の意味での「歴史」であっただろう。その意味でも、社会科学は“人間という問題”のすべてを語るものではあり得ない。だからと言って、単に社会科学を見限り、社会科学を棄てればよいというものではないのだとすれば、上記の意味での「歴史」を相対化するスタンスから社会科学とつきあい直し、妙な言い方だが、社会科学をもっと“呻かせる”ことが問われているのではないか。とんでもない大風呂敷を広げて言えば、そんなことを考え始めている。労働価値説とどうつきあい直すかというテーマは、おそらくその典型的な一例なのではないかと思う。

⑥繰り返しになるかも知れないが、人間というのは、ある意味では、未来永劫にわたってのたうちまわりつつづける存在なんだろう――と言ってしまっては、なんだかミもフタもないみたいだけれど、このところそんなふうに感じることが多い。この時代に生きるわたしたちだけが、かくも負荷をかかえこんでのたうちまわっているわけではない…とも言える。

*

さても、これでは、枠組みのつくりかえと言うよりは際限なき枠粗み崩しと言うべきかも知れない。かつて僕の「指導教官」だった持田栄一は、「教育計画会議」というサークルを主宰し、「下から」の批判教育計画という展望を論じたりしたが、いかに「批判」という文字を冠しようとも、「教育」も「計画」も、この文脈では地のまま使うわけにはゆかない言葉だろう。今にして僕はそう思う（その持田が冥界に入ってかれこれ20年になろうとしているのだが）。当時も、持田の「計画」への執心に違和感がなかったわけではないのだが、資本主義の“無政府性”に対して社会主義の優位はその“計画性”にこそあるのだ、とか、しかしいまや両者は「計画」競争の時代に入ったのだ、とかいう議論を撃ち抜く視点を、そのころ僕は持っていなかった。このあたりのことが問題なのだと本気で考え始めたのは、比較的最近のことである。

「実践」、とりわけ“成功した”実践、つまり教員の側があらかじめ設定した「目標」をクリアした実践例を報告し合い、そのような議論の積み重ねによって“より良い教育”へ近づいてゆくことができるというような、端的に教育学的な思考様式が何故に問題なのかというような問いに対しては、もし「論理」で攻めることが求められるような場面であれば、ここに述べたようなことから、ものを説くことができるだろう。教育実習に行った学生が、「授業案」通りに研究授業ができるとホッとして、とんでもなく外れてしまったりするとひどく落ちこんだりする、というあたりから職能意識はしっかりと再生産されている。そういう“率直な”意識を少しでもまぜっかえしたいと、今の僕の職場での仕事を通じては思っている。整理して言えば「教育目的論」という問題である。そして、その問題は「目的論」一般の問題につらなっており、従ってまた、教育学に対する問いにひきつけて言えば、「教

育目的論」を問題化するなら、同時に、「目的論」による「労働」モデルから出立した“公教育労働論”の結構もまた再問されねばならないはずだ、ということになる。

労働価値説が、こと改めて「問題」として僕の視野に入ってきたのは、後から整理しなおした言い方で言えば、このような文脈上のことであった。つきつめて問うと、マルクス経済学という科学は存在するのだろうか、というような話に至ることになる。しかし、マルクス自身、価値形態論の末尾に物神性論という言い訳をわざわざ書かなければならなかったのだった（というふうにマルクスのテキストを読んだ先人は、僕の知る限りでは鈴木一策だけである。考えるほどにこの読み方が当たっているのではないかと思うようになった）。このあたりのことを、もう少しこだわって考えてみたい。社会科学というものは、ああいうものであって、それはそれでいいのだけれど、その外側に残された問題群についてさらに考えるのだとか、例えばマルクス経済学というのはああいうものであって、その守備範囲の内部についてはOKなのだが、その外部に残された問題領域があるのだとか、そういう課題の立て方というのは、果たしてそうなのかなあ、と疑い返す側に、当面、位置したいと思う。

＜“ここの場所”から＞

「バリアフリー三重」活動の経過

河瀬　光（三重）

共生共学に関心を持つ三重県内の有志が協力し、学会本部のご援助を得て、「社臨・三重の集会」を開催したのは、昨年2月のことでした。260名以上もの方々の参加を得られた上、多くの支持や期待の声をいただいたことに自信を得て、かねてよりの構想であった「共生共学をめざすネットワーク作り」に本格的に取り組むこととなり、新たに「バリアフリー三重」という組織を作って、3月3日に「春の集会」という旗揚げの行事を開催しました。「三重の集会」と同様なスタイルの自由な討論や意見交換のできる機会を継続的に開いていきたいという意図と、教職員以外の方々にも広く参加を呼びかけていきたいという願いから、自主的な任意団体の形態を選んだ次第です。

「春の集会」では、「三重の集会」にも参加してくださった「全国青い芝」の長谷川良夫さんのご紹介で、その後親交を深めさせていただいている「共生共育をめざす滋賀連絡会」の杉尾尚子さんをお招きし、長女美也子さんの普通学級への移籍をめぐる運動の中での、多くの人々との出会いや、ご自身の意識の経過などについて、よいお話を聞かせていただくことができました。続けて、「親・教師・学校」というテーマのシンポジウムを設定し、「三重の集会」では十分には論議できなかった「親」の意識について、本音を語り合うことを試みました。

当日のプログラムは次の通りです。

〈講演〉
■斜交（はすかい）…視点を変えれば楽になる…
杉尾尚子さん（漫画家・
共生共育をめざす滋賀連絡会）

〈シンポジウム〉
■親・教師・学校
長野文昭（三重県立西日野養護学校）
伊藤千恵美さん（西日野養護学校四日市分校・保護者）
柳川洋史（四日市市立海蔵小学校）
服部雪子さん（多度町立多度中学校・保護者）
杉尾尚子さん（共生共育をめざす滋賀連絡会）
司会・西谷嘉修（三重県立稲葉養護学校）

「三重の集会」で印象に残っているのは、例えば「『障害』は個性」といった表現が、耳にも快く、運動を一般に広げていく上でも効果的なように見えるからと言って、私たちはどのような概念や言葉に対しても、批判の意識を休めるべきではないという認識であったり、例えば山下恒男さんの発言の中の「関係をなめらかにし、差別を見えにくくしていこうというのは、後退ではないだろうか」という指摘であったりするのですが、杉尾さんの話に表出される、美也子さんや、美也子さんをめぐる人々への思い…といったものについては、親しい仲間の長谷川さんの意見からもまた自由な、あくまでも杉尾尚子さんに独自のものが感じられ、その辺りが非常に快適でした。…いろいろな方がいて、いろいろな思いを持ちながらつながってるんだな…と。

一つはっきりしていたのは、共生共学に関する杉尾さんのスタンスは、美也子さんの成長や学習や発達のようなことに関して、何らの期待をしてというのではなく、ただ「分けられる」ことに対する「NO！」の意識に尽きるということ…でした。

実はこのことは、あらためて私たちの周囲を見回すなら、同じように共生共学を求める仲間の中にも、「子どもの学習や成長のためには別学よりも共学が効果的であり、同時に周囲の子どもたちの意識に対しても好ましい成果が得られる」という主張の方も多く存在する現状があり、同じ仲間の間での見解の対照と見ることができ、たいへん考えさせられるものが感じられます。

実は、杉尾さんのお話の後のシンポジウムにも、この問題は後を引いて、現在、お子さんの教育の場として（勿論さまざな思いの末に）養護学校を選択しておられる伊藤さんに対して、批判…あるいは「もっとしっかり考えようよ！」といったニュアンスの発言が多発するという現象が現れました。

私たち集会の実行委としては、討論を静観したのですが、参加者の一人…山城弘敬さんからは、後日、伊藤さんに近しいお立場からの、長文の問題提起の論考を届けていただきました。要約すれば、「分けることだけを問題にしていいのか？」「親が子どもの発達を期待してはいけないのか？」「もっと障害児の人権や差別の問題を直視して、具体的な要求を構築していくべきではないのか？」という主張であり、一定の共感を表明する人が仲間の間にも多かった事実を見ても、私たちにとっては討論の場の議題に挙げるべき価値のある重要な提議であると感じられました。

そのような経過で、8月17日に、山城さんに発議者になっていただいて、「夏の集会」を開催しました。その時のプログラムは次の通りです。

〈問題提起〉
■春の集会に参加して
…いくつかの疑問と問題提起…
山城弘敬さん（塩浜児童館・四日市市立常磐小学校保護者）
〈討論と意見交換〉
…参加者によるディスカッション…

催しを終えたばかりのため、集会での議論の総括や新たな課題の設定は、仲間の間でもまだ論議し切れていません。とりあえずは、あの「三重の集会」以降も、当地ではこのように着実に、人々の出会い…つながりや、真剣な討議が交わされているという現況をお知らせするのみに留めることにします。

「バリアフリー三重」の活動は、県内の個々の方々ばかりでなく、県の教職員組合や、その支部や専門部、同和教育協議会の方々や行政の一部の方も…等々、組織内の方々からも、想外のご支援をいただいていることを報告しておかなければなりません。やや傲慢な発言を許していただくなら、主張を明確にしやすい少数精鋭の立場よりも、灰色に堕しかねない「八方美人的」さながらのスタンスを選ぶことが、当面の私たちの宿命なのかしら…という思いも感じています。こんな中で、今後も、政治妥算的な主張を叫ぶのでなく、真の意味で純粋な…誠意のこもった問題提起を展開し続けていけるといいのですが。

社会臨床雑誌第4巻第2号（1996.10.）

＜“ここの場所”から＞

精神を病んで——そこからの出発

小川正子

●はじめに

混沌とした現代日本の社会において、精神を病むことやそれのはらむ狂気には、どんな役割や意味があり得るのか、精神分裂病とは一体どのような病いであるのか、なぜ、私はこの病いと出会ったのか、この重い体験をプラスと言えるのか、文明病と呼ばれながら、社会に底流している目に見えない差別・偏見のまなざしと、自分はどう向き合っていけばよいのか…。私の心に果てしのない問いが生き続ける。これらの問いに答えてくれるのは、一体誰なのだろうか。宗教書も心理学者も精神科医も、また、文学や芸術の世界も少しはヒントをくれたが…。この自分の問いに、私なりの答えを見つける事が、今では私の人生の目的になっている。

私はまず私自身が、自分の内奥に潜み忘却されている過去の記憶に光を当てて、本当の自分に出会うために、インナートリップを始めるしかないと考える。

●私の来歴　その1

私は敗戦の年に三重県に生まれ、現在無職、五十一歳である。

大学を卒業後、家を離れたかった私は、遠い異郷の地で高校の教員として、未熟な人生のスタートをきった。慣れない都会でのひとり暮らし。不安、焦り、淋しさ、教員としての仕事上の迷いや恋することへの激しいあこがれ。不安定に心揺らぐ日々に、当時、各地で活発に取り組まれていた若者のサークル。労演（勤労者演劇協会—編集委員注）の活動に参加した。そこで、ひとりのもの静かな読書家の青年に出会った。デート、観劇、コンパ…、心はずむ日々。しかし、二人の心が共に育つ前に、一方的に私だけが心の不安を先走ってゆき、恋情は常識の境界を越えて激しく燃えあがり、自己のコントロールができなくなっていった。青年は私を避け始め、一方私は昼夜をおかずやみくもに青年を求め、街をさ迷い、疲れきって学校にも行かず、何日もの不眠の果て、茫然自失、錯乱状態に陥った。私はまっすぐに病院に運ばれた。私の恋は無残に挫折した。二十三歳、娘盛りのいのち豊饒な青春の季節の出来事であった。

精神科医は精神分裂病であると家族に診断を告げ、私の未来を絶望視した。それが、父母、妹、私の四人の家族の試練の始まりであった。それぞれの立場で苦悩とかなしみを背負って、長くて見通しのきかない絶望の暗闇の中を、手探りで生きていくことになった。「お姉ちゃんのことだもの、きっと良くなるよ」、妹のこの一言が父母を支えたと聞かされた。

私の家族は、決して暖かい相互の思いやりにあふれた人間関係を築いてはいなかった。父と母には、長年の結婚生活で沈潜した互いへのむき出しの愛憎、確執があった。それは子供時代の私に深い傷を負わせた。気骨のある明治生れの男と自律心の強い気性の激しい大正生れの女。互いの傷も知らぬまま、家と家との取り決めの中で交わされた夫婦の契り。一時代前の男女のよくある悲劇がそこにあった。二人はよく激論し互いに深く傷を負うのだった。

私は幼い頃から友だち誰とでも仲良くして、勉強も良くでき、男の子にも負けない元気で活発な女の子であった。農家の子が多く、中学を卒業して働きに出る同級生も多い中、サラリーマンを父に持つ私は、経済

的に恵まれていた家族を支えに、高校、大学と、いわゆる受験戦争の波を乗り切っていった。若い時の幸福な読書体験を持たず、ただがむしゃらに勉強だけをした私の内面の片寄りと視野の狭さが、私の病いの遠い一因にもなったと考えている。

クラスのアイドル的存在だった私は、同級生から羨ましがられた。しかし、誰も本当の私の姿を知らなかった。私は決してそれを気付かせなかった。家庭では口論を繰り返す父母の間に立ち、心は両方に引き裂かれ、少女の私はただ辛く悲しかった。その上、父母両方がそれぞれに私を躾けようとした。反抗し泣きじゃくりながら眠りにつく孤独感。私の不眠の傾向はこの頃から始まった。

友だちの間では、一生懸命良い子でいたが、心の奥底では不幸な自分の影に脅えていたのだ。まことに痛ましい少女時代。高校生になるとそれは一層激しく複雑に屈折した。ここに私の人生の原風景がある。

父母は私の病い、その悲鳴に直面しても、まだ互いの心を測りかねていた。そして、三年前に父は逝った。親と子、夫と妻、男と女、如何ともし難い悩める人間の葛藤の姿。古今東西の文学や芸術の世界の、永遠に変わらない人生のテーマを、私は自分の家族に見つけ出した。二十代の後半から始めた詩作も、この私の生い立ちやるせない感情を解き放つ一つの手段であった。もしかすると詩が私を救ってくれるかも知れないと考えた。

自分の苦悩に自ら光を当て、その光と影を人間の苦悩の普遍的なレベルまで高めたいと祈った。ひたすら読書をした。そして、私の迷い込んだ狂気の世界は、私が再生するために、父母と和解をするために、どうしても通過せねばならなかった運命の峠であったと今は考えている。

●私の来歴　その2

閉鎖病棟に一年、開放病棟に一年半、私の病院での暮し方とその日々の思いは、簡単には語りきれないものがある。当時私は、世界のレベルから見ても徹底的に立ち遅れている日本の精神医療の現場といった、自分の居場所の現実認識を持てるはずもなく、ただひたすら、服薬と食事と睡眠を中心に、仲間たちとたわいもない会話を交わしながら、黙々と歳月を生きた。数回電気ショック療法を受けた私は、漢字やひらがなを忘れかけ、不安を感じて、いつからか新聞の文字をノートに書き取る勉強を始めた。今思うと、頑張り屋の私らしい懸命の努力であった。きっと退院の日がやってくる…それをひたすら待ち望んで孤独と不安に耐えていた。

精神の混乱も消え、開放病棟へ移された私は、ゆるやかに落ち着きを取り戻した。そして、いよいよ退院の日が訪れた。二年ぶりの我が家。社会へ戻ってゆく大きな不安と突き上げてくる生の喜び。鉄格子の向こうにいつも輝いていた青い空、白い雲、行きかう人々。あこがれ続けたその街の食堂で、家族と共に、ゆず入りの天プラうどんを食べたお祝いの光景が、今も鮮やかに記憶に残っている。

私の退院を家族が祝福してくれたこと、これは本当に恵まれた境遇であり、ありがたい事であった。私は退院したその日から、本当の意味で、自分との戦い、病いとの戦いを始めたと言える。同時に世の中の病者への差別、偏見のまなざしとの戦いも始まった。

一方で、暖かく迎えに来てくれた父母を、厳しく容赦なく問いつめ追いつめ、二人を苦境に落とす口論を繰り返しながら、辛かった子供時代の癒しを願った。それは、何十年という歳月をさかのぼりながら、互いの心の奥を裸に晒す、実に辛い作業であった。親と子、夫婦のあり方、子供の育て方愛し方愛され方、それらを泣き叫びながら点検した。呻きと苦痛に満ちた、私たち家族の再生と祈りを賭けた内なる戦いであった。

私は長い年月をかけて、父母を許し、自分の未熟さを許し、父母と自分との精神的和解を実現していったが、それは父の死によって、一つの終止符が打たれる

ことになった。

今は老いた母に、時代を背負って生きざるを得なかったひとりの自律心の強い女性の不幸な結婚を見ている。しかし、夫婦というのは不思議なもので、母の心に、父の思い出が、私の想像もつかない姿で、淡く肯定的に育ち始めている。それが私にはとても嬉しい。私は今、精一杯母の自責の念を取り除こうと励ましている。母の心の平和をひたすら祈っている。過去の忌まわしい思い出を忘却し、母と二人で前向きに新しく生きる努力を積み上げていきたいと願っている。

●私の来歴　その3

話を少し戻そう。退院後、数か月休養をした後、私は自らの意志で仕事を捜し始めた。そして、百貨店のアルバイト、工場での軽作業、小学生の家庭教師、いろいろな仕事に挑戦し、少しずつ自身を取り戻していった。そして私は、公立中学校の臨時の英語の教員として、一年間教壇に立った。二十六歳の時である。その一年間は、実に辛く厳しい試練に耐えた日々の連続であり、教師としての自分の無力感に打ちのめされた。同僚や子供たちとの人間関係に未熟さを残していた。他者の一言一句にうろたえ迷い喜び、毎日はりつめた気持ちで校門をくぐった。最後の日、帰宅途中のバスに揺られながら、“正子、よくやったね”と何度も自分を誉めてやった。

大きな目標を一つ達成した私は、その直後、幼稚園から短期大学まである私立の総合学園に勤務することが出来た。これには亡き父の援助があった。学園では、定時制高校と全日制高校を合わせて十年間、英語を教えた。その後、荒れている教育現場に心を痛め苦しんだ私は、思いきって退職、図書館司書の資格を取り、上司の暖かな配慮を受け、短期大学の図書館司書に就職、約十年間、楽しく仕事と向き合った。つまり、私は、退院後約二十年、私なりにの努力と反省を積み重ね、悩みながらも教育現場での仕事に取り組んだのである。実は、私はその間に、二度病気を再発している。二度目の退院後、閉鎖病棟から職場に戻れたのは、上司の私の病いへの暖かな理解があったからだ。私の入院を同僚は皆知っていたし、職場に戻った私は、やさしげであるが、真意を測りかねる周囲の視線を浴びて、不安と孤独感に襲われ、何度も自分を見失いそうになった。しかし、いつも、人間としての誇りを思い起こした。私はここできっとやれる。ここでまた自滅すればあまりにも自分が悲し過ぎるではないか、とにかくもう少し頑張ってみよう、きっと私は大丈夫だ…。自問自答の苦しい夜が続いた。

前にも少し触れたが、髪の毛やスカートの長さで生徒の生活を管理し、大学受験に追い込んでいく寒々しい環境に苦痛のみを感じるようになった私は、司書の道へと方向転換をしたが、それは正しい選択であった。

慣れない仕事上の苦労には付きまとわれたが、図書館での年月は、実に喜びに満ち足りていた。摘んできた野の花を玄関に飾り、机を並べ、書架の本を整理し、二百人の学生や教員の学習・研究の支援に無欲で徹した。毎朝、弾む心で玄関の扉を開けた。

そこでまた新しい多くの人たちとの出会いが待っていた。学生を点数や服装で評価しなくてよいことは、私の心の安定にどれだけ役立ったことであろう。図書館でやっと、私は私らしく生き、ありのままの自分を解放した。古今東西の文化遺産、「知」の海の中を毎日心地よく泳ぎ、五万冊の本や雑誌を、自分の精神科医であり、友人であり、導師であると考えていた。また機会があれば、書き綴った詩などを知人に読んでもらったりした。

精神の病いと戦う日々に、自分が何と向き合い、何を手に入れ、何を失いまた捨て、どう生きてきたか、その内面的な成長（？）の過程、また、恨み続けた親という存在を、どのように受け入れ和解をしたのか、教員の依頼を受け、一つのゼミで私なりの戦いの姿を話したこともあった。

自分なりにつかんだ人間や人生の「真実（らしきもの）」を、他者に伝えずにはおられなかった。私の心の危機は、決して私の個人的な体験ではなく、広く世の中の人々と共有出来るものだと考えていた。時代が病む、人間が病む、空や樹や鳥が病む…。きわめて明瞭な現代社会の一面である。

精神を病んだ体験を私は貴重な喜びに変えたいと願い、自分の視野を社会にまで広げていきたいと考えた。主治医の精神科医に尋ねたことがある。一体健康な心とはどのような姿であるのかと。老医師は答えた。「仕事が出来ること、人に思いやりをもてること。自分を凝視められることです」と。深く考えればとてもむつかしい姿だ。私は目を伏せ沈黙した。健康な精神の持ち主に出会いたいと心の中で祈った。

図書館勤めの頃から、私にはやっと外界が見え始めた。野の花、樹のいのち、青い空、あふれる光、街並、揺らぐ影、私は新しい人生の出発点に立ったのだ。自分の心を他者に晒しつつ守りながら、他者とのふれあいを楽しんだ。ある意味で痛々しいまでの私のその努力が、逆に、真に生きていく勇気と希望を私に与え、自分の心の傷を癒していくことになった。私の苦悩が、人間としての普遍的な苦悩の高みに届くように、光と価値と意味をそこに発見して、アウトサイダーの位置に立つ者として、社会の常識や世間のいかさま性を見据えていきたいと願う。そう願って初めて、「自分を大切にすること」の真意が、私なりに理解できたことになると思う。

●愛（もしくは恋愛）について

人はいくつになっても自分の恋愛体験を忘れないであろう。私の最初の発病の直接の原因は恋愛にあった。どのように男性を愛せばよいのか、自分の思いを言葉や行為でどのように表現すればよいのか皆目わからず、やみくもに相手との精神的肉体的合一を求めた。その先は一切見えなかった。破滅に到らざるをえなかった私の恋。本能に揺さぶられた幼く未熟な私は、相手を見失ったまま、ただ、狂っていくしかない激しい恋情を持てあましていた。確かに私には何かが欠落していた。私を爆発させた性という未知の闇から、身を守る常識的な歯止めが私にはなかった。燃え上がる恋情に身を投げ入れ、溺れ死んだなんともひとりよがりの私の愛し方。そして十年後、私の病いは再発した。高校の教員をしていた頃である。その時の原因も恋愛にあった。詩などを書いてきた道すがら、運命的に出会ったひとりの詩人との辛い恋。父母、友人にも隠し続けて逢瀬を重ねた。社会的な常識では許されぬ恋だったが、その恋が自信を失いそうになり不安に揺れる私の生を根底から救い自立へと導いた。愛し愛される日々のよろこび。そして、二人で社会に存在することの出来ぬかなしみ。私の秘めたる恋情は、やがて私を罪の意識という形で苦しめ始めた。出会って数年後、私は再び病棟で静養することになった。三十三歳の冬の出来事であった。めくるめく祝祭と再生の日々、苦悩の再来。私は狂気と正気を混在させたまま隔離された。

私は異性を愛する手探りの日々に、強く自分を鍛えられ成長することが出来たと思う。私たちは互いに互いを必要としていた。再びの悲劇も私は自分の運命として引き受けた。病棟でノートに絵や詩らしきものを書いて、当直の医師に見てもらった。退院後には、病棟での思いを詩に表現し自分を解き放った。また病いに関わる本を貪り読みながら、少しずつ自己理解を深めていった。

精神を病んだまさにそれ故に、私を丸ごと包む絶対肯定の愛に出会えたのだが、この異性の愛は、精神科医や向精神薬や種々のカウセリングの届き得ない私の心の闇に光を注ぎ、内面から私を揺さぶり目覚めさせた。持続する慈しみの暖かな励ましや行為が、病者に注がれ続けるとき、（それが異性からの発信であれば一番望ましいと考えるのだが…）、病者はまず、ありのままの自分を自分で受け入れ、次に外界に向かって

自分を開くようになる。長い年月をかけて、魂の再生への道をおずおずと歩き始めるのだ。そして、過去を振りかえり、未来を眺望できる地平にきっと辿り着ける…。私は自分のささやかな体験からそう信じている。

愛は、人に魔法をかけ人間革命を促す。ある意味で、人生の問いと答えの鍵は、愛とかやさしさといった精神の働きが握っているように私には思える。母をはじめ、身近な人への思いやりの心を持つことが、最終的には、自分の心の傷を癒していくことになると私は考えている。

●今の私

四十六歳の時、職場と家族のことで疲労が重なり、軽く再発したが通院で落ち着いた。そして心残りではあったが退職した。現在、母と二人で静かに幸せに暮らしている。

私は今、自分の心の傷をアンテナにして、他者の痛みに触れ、そこから、他者の心に寄り添ってゆけそうな予感がしている。実に嬉しい実感である。私の負の体験を心に秘め、私を挟んだ少女時代の同級生に、「私の人生にも苦労があったわ」とさりげなく笑って言えそうだ。罪が少し許されたような不思議な気持ちである。この世で弱く傷つき忘れられ捨てられていると思えるアウトサイダーの群れの一員として、私に何が発信出来るかを考えていると心が震えてくる。

人間賛歌を歌いたいが、そのためには、リルケが語るように、もっと深く「愛」について学ばなければならない。社会の矛盾とラディカルにそして穏やかに向き合うためには、私はもっと文学や芸術の世界で、宗教的に、心理学的に、心を遊ばせていきたい。

●おわりに

精神を病んだ個人的な自分の世界にのみ焦点を合わせるのでなく、病いに関わる今日的な課題、日本の貧しい精神医療の歴史的な変遷、病者を切り捨て人権を奪ってきた、日本の社会の政治・法律がらみの現状の分析など、私はやっと今学び始めたところである。そのような日々に「社会臨床雑誌」に巡り会えた。私の自己理解を少しずつ深めていけそうだ。「狂気」と「正気」の自在な往き来を…とまで大胆に示唆し励ましを下さる方にもお会いすることが出来た。狂気の体験を通して、私は新しい人間に生れ変わったような気がする。これからはもっと虚心に他者に対して心を開き、自分の精神世界を広げていきたい。

混沌として複雑でゆたかな本当に不思議な、可能性と神秘に満ちた人間の精神、心の世界。精神を病んだ私は、初めて自分自身の魂の世界を覗き、人間という誰にとってもかけがえのない存在の、苦悩と生きるよろこびを同時に深く実感出来たのである。

投稿のお願い
日本社会臨床学会編集委員会

1．日本社会臨床学会は、学会機関誌『社会臨床雑誌』を当分の間、年３回発行します。また、学会機関紙『社会臨床ニュース』を必要に応じて随時発行します。

2．学会機関誌・紙への投稿はいつでも広く募っています。別に、特集などを予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。

3．原稿枚数は、４００字詰め原稿用紙３０枚程度とします。それを越える場合には、編集委員会にご相談下さい。なお、〈「映画と本」で考える〉欄及び〈“ここの場所”から〉欄については、５～１０枚程度とします。

4．ワープロ原稿の場合、プリント・アウトしたものに加えて、フロッピーを届けて下さい。その際、ご使用の機種により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。

5．投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。

6．掲載させていただいた方には、掲載誌・紙５部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会にご相談下さい。

7．投稿原稿は原則として返却しませんので、コピーをお手許に保存してください。

8．なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

編集後記

編集委員とは名ばかりだったが、今号は校正を引き受けてほとんどの原稿に目を通した。しかし、8年ぶりに大枚をはたいて新調した老眼鏡を無くしてしまい、小さい字を読むのには苦労した。

気付いたことがある。例えば、注）や引用文献の本のページにしても、書き手によって「頁」とか、「P.」、「p.」など様々である。学術雑誌には執筆要項のようなものがあって、スタイルが統一されているのが一般的だ。でも、バラバラなのも著者の個性と考えればあえて統一する必要もないのかもしれない。

もう一つ、いま運営委員会では「電子化」をめぐって議論があるが、いまの社臨の編集、原稿送り、ゲラ作り、校正等の一連の作業は“手作り”と言ってもよいものだ。この間のやりとりは電話、郵送、ファックス、電子メールなどが総動員されて行なわれる。能率的でもないし、ちっともスマートでもない。けれど、そこにパソコンが介入していると、批判的な人からはうさんくさいと思われるようだ。

体験を共有しないと伝えられないものがあるというもどかしさがある。しかし、そんな「体験」とは無縁の世界が世の中にはいくらでも存在していて、そこからも伝えたいものがあることを忘れてはいけないのだろう。 (山下)

妻とのやりとりをネタにしてきた僕の編集後記も、もうそろそろ決着をつけなくては、という気がしていた。ほんとうは、彼女と旅をすることで終わりにしようと、いろいろと旅先を相談していたのだが、ある事情のために中止せざるを得なくなってしまった。

「旅行に行けないのは残念だわ。でも、今回は仕方ないものね．．．うーん」

妻は快く旅行を諦めながら、ちょっと先のことを考える表情をする。彼女の想いはいつになるかわからない次の機会に巡っているのだろう。

「何年かしたら、また、2人で旅ができるよ」

少し苦し紛れに、けれど、確信をもって僕は彼女に答えた。ただ、僕は妻のことを“彼女”と書くことをしばらくの間やめようとも決心した。

編集後記を読んでくれている方には何が何だかわからないだろうけど、この話は僕の中ではしっかり終結してしまった。

さて、今回も発行が遅れたせいで、次号の編集にすぐ取りかからねばならない。 (三輪)

今号も後記を書く時間がない。こんな時は絵でごまかすしかない。 (平井)

社会臨床雑誌　第4巻第2号　Vol.4, No.2
発行年月日◆1996年10月13日
発行者◆日本社会臨床学会（代表　加藤彰彦）
事務局：茨城県水戸市文京2-1-1　茨城大学教育学部情報教育講座林研究室気付
電話：029-228-8314　FAX：029-233-0839
E-Mail（電子メール）：nhayashi@mito.ipc.ibaraki.ac.jp
郵便振替：東京7-707357（または、00170-9-707357）
銀行口座：あさひ銀行花畑支店普通472-1032602
印刷所◆有限会社ケイエム・プリント
東京都文京区白山3-3-13
電話：03-3813-7921

精神医療

8・9合併号◎特集＝精神分裂病の謎に挑む

編集：『精神医療』編集委員会　　定価1900円

生物学的精神医学を批判しつつ、現代医学が克服し得ない精神分裂病の謎に挑戦した総特集号！

[座談会]『精神分裂病』はあるか◆岡崎＋松本＋森山

精神分裂病概念の脱構築◆森山公夫

精神分裂病27年[分裂病者は、どう生きるか]◆藤沢敏雄

刑事司法からみた精神分裂病◆西山　詮

旧き分裂病者からの便りによせて◆広田伊蘇夫

「精神分裂病」はたかだかこの100年の病気ではなかったのか？[「精神分裂病」概念の検討]◆松本雅彦

薬物治療学の立場から◆八木剛平

精神分裂病の生物学的原因論
[Bonhoefferの外因反応型を中心に]◆岩舘敏晴

「分裂病という診断」を伝える
[インフォームド・コンセントの実践と分裂病の脱構築]
◆高木俊介

分裂病が治るということ[「癒しの場」から]
[文献解題]分裂病物語・100冊の本◆浅野弘毅

7号◎特集＝エロス　10号◎特集＝宗教（仮題）

批評社

〒113東京都文京区本郷2-6-15
TEL.03-3813-6344　FAX.03-3813-8990

森田理論
[神経質の心理・神経質の性格]
青木薫久

森田理論はきわめて科学的な骨格をもつ哲学であり、人間心理の自己変革の立場に立つ心理学であって、世界の人々に、普遍的に適用できる精神療法である。これを神経質者の立場に立って整理した好著。　定価3600円

森田理論応用
[ノイローゼ・心身症・そううつ病]
青木薫久

ヒポコンドリー症候群（不安神経症）に悩んでいる人たち自身が自己変革によって心の健康をとりもどす過程で森田療法理論の果たしうる役割を、それぞれの“病い”と“治癒”に即して具体的に明らかにする。　定価1900円

森田理論・緑化への道
[人の生き方・死に方・地球の見つめ方]
青木薫久

世紀末のこの時代に心の拠りどころを求めて、人の生き方、死に方、地球の見つめ方を考える。森田理論の新展開。
定価3250円

現代書館

東京都千代田区三崎町2－2－12
電話03(3261)0778振00120-3-83725

＊定価は悪税込みです

武田秀夫 著
いつのまにか朝日が
――癌という経験――
五十代半ばにして突然の癌宣告。生から死へと目を転ずる中で体験したものは、命が煮詰まっていく瞬間だけが持つ不思議な生の充足感であった。死と対峙した体験を瑞々しく描く。
新刊　2060円

◆武田秀夫著作既刊本◆
当世教師廃業事情
セイレーンの誘惑《漱石と賢治》
1545円
2369円

H・ギャラファー 著／長瀬 修 訳
ナチスドイツと障害者「安楽死」計画
アウシュビッツに先立ちドイツ国内の精神病院に作られたガス室等で、二十万人もの障害者・精神病者が「生きるに値しない生命」として選別・抹殺された恐るべき歴史＝T四計画の全貌を解明する。
3605円

■障害者・保育・教育の総合誌
季刊 福祉労働71号
特集・権利擁護――障害者・高齢者・子ども
虐待・暴行・遺棄・介護放棄等、権利侵害されやすい人達の、当事者自らの意思を尊重した権利擁護制度のあり方と成年後見法の動向。
編集長・石毛鉄子　1236円

松田裕之 著
「共生」とは何か
――搾取と競争をこえた生物どうしの第三の関係――
生物学の研究をもとに、敵・味方という単純な二元論を排し、敵対者とでも巧みに協力関係をつくる生物のタフな知恵を平易に紹介。
好評重版出来　2369円

中西由起子 著
アジアの障害者
元国連ESCAP障害者プロジェクト専門官の著者によるアジア20ヵ国の障害者白書。障害の原因、障害関連制度・施策、障害者の生活、当事者運動、関連資料を網羅した基本文献。
2369円

96年春・夏話題の2冊

●No.11　96年5月刊行

特集は　病気もクセもわがままも みんなママのせい?

こどもになにかあると、私(ママ)たちに向けられる視線の冷たいこと……
一人ふんばる私(ママ)たちをさらに追いつめるのは誰だ!?（担当／山田真）

●No.12　96年8月刊行

特集は　事故だ! 誤飲、ケガ、転落etc.

クルマ社会、高層で狭い住宅、家の中には化学薬品やたばこが……、
一日中こどもにはりつくわけにもいかず、思わぬ事故に、さあ、どうしよう。（担当／草野喜久恵）

バックナンバーも好評発売中です

No.1／特集　予防接種はどれを・どう受けますか?

［93年11月刊行］
［95年4月改訂版刊行］

●予防接種ワクチンは、どれくらい効いているの？　現在の患者数から副作用まで。

（担当／毛利子来）

No.2／特集　こどもたちの健康診断でなにがわかるの?

［94年2月刊行］

●健康診断のルーツから、現在の健診項目の検証。いまの検査でどんな病気がわかるの?

（担当／里見宏）

No.3／特集　「アトピー」でほんとうの情報がほしい

［94年5月刊行］

●アレルギーのメカニズムから、「アトピー」とのつきあい方、除去食、ステロイドの使い方まで。

（担当／山田真）

No.4／特集　農薬や添加物「少し」ならだいじょうぶ!?

［94年8月刊行］

●農薬の残留基準や添加物の使用基準はほんとうに安全？　家の中にある農薬もチェックする。

（担当／富山洋子）

No.5／特集　早期教育・しつけ・おけいこで迷ったとき

［94年11月刊行］

●こどもにとって早期教育やおけいこはどんな意味をもつ？　大脳生理学や精神医学からも検証。

（担当／石川憲彦）

No.6／特集　かぜに薬は必要ですか?

［95年2月刊行］

●かぜに抗生物質や解熱剤が使われるのはなぜ？　市販薬の点検から薬に頼らない過ごし方まで。

（担当／山田真）

No.7／特集　保健室へ行ってみない?

［95年5月刊行］

●保健室登校、いじめ、健診、予防接種……こどものホンネと学校の"いま"が見えてくる。

（担当／北村美佳・草野喜久恵）

No.8／特集　おやつ・お菓子はむずかしい

［95年8月刊行］

●おやつ、お菓子が悩みのタネ、という人へ。おやつの歴史から、市販菓子の問題点、スナック菓子の味のヒミツをさぐる。

（担当／野田克己）

No.9／特集　病気のみかた・医者へのかかりかた

［95年11月刊行］

●こどもの病気、軽いか重いか何を目安に判断する？　いつ・どんなとき・どんな医者にかかればいいの?

（担当／毛利子来）

No.10／特集　こどもの悩みにおとながてきること

［96年2月刊行］

●こどもの悩みってどんなもの？　おとなにできることって？　カウンセリングの受け方から問題点まで。

（担当／石川憲彦）

本誌は定価980円です。
定期予約はまずお近くの書店へ

『ちいさい・おおきい』は全国の書店でお求めいただけます。
定期予約やバックナンバーのお取り寄せもできます。

直接出版社へお申込みの方は、郵便振替をご利用ください。

郵便振替到着後、あなたのご自宅や職場にお届けいたします。
ご希望の"No."をお忘れなく明記してください。

郵便振替口座　00120-2-47664
加入者名　ジャパンマシニスト社

	代金	
Ⓐ年間予約	1年間（4号分）で	4820円（送料込み）
	2年間（8号分）で	9400円（送料込み）
Ⓑバックナンバー	980円×＿＿冊＋送料	1冊のとき240円 2冊のとき310円 3冊のとき340円 4冊のとき380円
	＊5冊以上のときは送料をサービスいたします	
Ⓒ出産祝カード付プレゼント	カード＋4号分で	5000円（送料込み）
	カード＋9号分で	10000円（送料込み）

●ご不明な点は小社までお気軽にお問い合わせください。

『ちいさい・おおきい』直販ダイヤル　03-5313-5511

社会臨床シリーズ 全4巻 完結

日本社会臨床学会編

臨床心理学・心理臨床の自己検証と「資格・専門性とは何か」――「人間・臨床・社会」にかかわる今日的テーマを新たに多様に掘り起こす新シリーズの誕生！

各巻2800円＋税

【第1巻】「開かれた病」への模索

精神医療の現状を現場から報告しながら、「精神病」を「開かれた病」へとするための実践と思索の過程を呈示。
序章／第Ⅰ章：精神医療状況は何故かわらないのか／第Ⅱ章：閉鎖的精神病棟を越える動きと限界／第Ⅲ章：生活の中での精神科臨床を問う／第Ⅳ章：治療関係の問題性とその展望／第Ⅴ章：「開かれた病」への関係を求めて／精神衛生・保健対策年表

【第2巻】学校カウンセリングと心理テストを問う

【「生涯学習路線」を問いつつ】生涯学習社会を出現させようとする国家の意図の中で、学校におけるカウンセリングや心理テストはどのように位置づけられてゆくのか。未来への予測と現状への警告。まえがき／第Ⅰ章：学校教育相談と生徒指導の戦後史／第Ⅱ章：学校カウンセリングの現状と問題／第Ⅲ章：心理テストと教師の心性／第Ⅳ章：生涯学習路線とカウンセリング

【第3巻】施設と街のはざまで 「共に生きる」ということの現在

“ノーマライゼーション”が叫ばれている今日、20年前「府中テント闘争」を行い、脱施設と施設改善を訴えた彼らは今何を考えているのだろうか。第Ⅰ章：「府中テント闘争」とはなにか／第Ⅱ章：施設から地域へ／第Ⅲ章：“開かれた”施設づくりへの参加／第Ⅳ章：街の生活から施設改善運動へ／第Ⅴ章：障害者と共に／第Ⅵ章：“ノーマライゼーション”のいま

【第4巻】人間・臨床・社会

人間のこころを対象とする「臨床」をさまざまな角度から捉え返し、その現代的意味、生活における臨床、社会的分脈における臨床を考える。第Ⅰ章：情報資本主義のなかの臨床の知／第Ⅱ章：社会臨床論序説―生活における臨床とは何か／第Ⅲ章：「高齢化社会」の反教育学／第Ⅳ章：「臨床」の歴史性と社会性／第Ⅴ章：「若者世代」の心意識／第Ⅵ章：＜少年＞という装置

■執筆者：赤松晶子・我妻夕起子・井上芳保・小沢牧子・斎藤寛・佐々木賢・篠原睦治・武田秀夫・寺田敬志・戸恒香苗・中島浩籌・根本俊雄・野本三吉・波多江伯夫・林延哉・平井秀典・広瀬隆士・古井英雄・三輪寿二・山下恒男（50音順・敬称略）

164 東京都中野区中野5-24-16 中野第二コーポ201号
影書房
Phone 03-3389-0533-4 Fax 3389-0535
振替00170-4-85078

Vol. 4 No. 2 October, 1996

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education,Faculty of Education,Ibaraki University,

2-1-1,Bunkyo,Mito-Shi,Ibaraki-Ken.310, JAPAN

CONTENTS

Prologue The Editorial Committee, The Association (1)

The Reports of the 4th Convention of the Association

The Commemorative Lecture:Messages from Paintings of Castles in the Sky Sogo,M. (2)

The Symposium 1:Counseling and Human Relations (13)

The Symposium 2:Licensing and Human Relations (23)

The Symposium 3:Information Equipment and Human Relations (33)

A Sociological Discussion of Prostheses(1) Shibuya,N. (51)

Critical Sketches on Theories of Mother-Child Relation(3) Ozawa,M. (59)

In the Complications between Disability and Race(2) Oba,M. (69)

Film & Book Reviews

Terada,T.(85) Yamashita,T.(87) Wakabayashi,M.(93) Hayashi,N.(95)

"Where We're At"

Saito,H.(101) Kawase,H.(104) Ogawa,M.(106)

Guidelines for Contributors (111)

The Editors' Comment (112)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.